

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

経済発展と制度転換

—二一世紀に向けての日本の進路—

日本経済政策学会年報XLV

1997



日本経済政策学会編
勁草書房発売

日本経済政策学会編

経済発展と制度転換

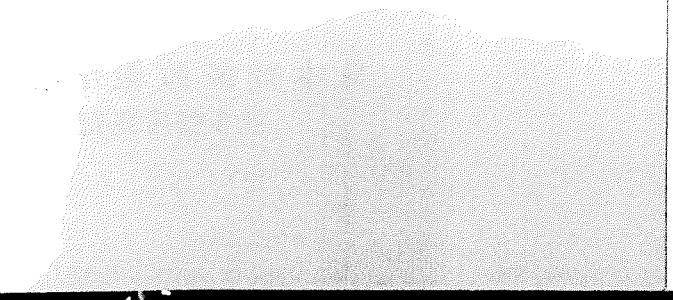
—二一世紀に向けての日本の進路—

日本経済政策学会年報XLV

1997



日本経済政策学会編
勁草書房発売



本年度共通論題

『経済発展と制度転換——二一世紀に向けての日本の進路——』

日本経済政策学会は、第五十三回大会を平成八年五月二十五日（土）、二十六日（日）の二日間にわたり、関西大学（千里山キャンパス）において開催した。

第五十三回大会の共通論題は、次の主旨から「経済発展と制度転換」となり、副題に、「二一世紀に向けての日本の進路、制度転換」というキーワードへの関心は、最近の共通論題であった。「日本の社会経済システム」シリーズからは昨年の「国際化時代の経済ルール」を踏まえながら、これまでの既存の制度総活用型「極大・安定」成長路線の失速・挫折による景気低迷、競争力低下からテイク・オフ（離陸）し、二一世紀に向けての日本のあるべき進路を模索する際、高まらざるを得なかつた。こうした関心の高まりは、激動せる内外経済の動きに対する制度疲労—制度変革—制度転換を、これまでの「極大」「安定」の他に、「最適」「最悪回避」という、もう二つの政策基準も取り込んで見ていくことにも繋がる。「制度転換」のキーワードを軸にテーマの候補は複数挙げられたが、プログラム委員会は、関西部会を中心に、本部・他部会の了承を得て、最終的に「経済発展と制度転換——二一世紀に向けての日本の進路——」に決定した。この共通論題に関して重要な三つのサブテーマが選定された。

- (1) 制度転換と政策決定
- (2) 経済のグローバル化と制度転換
- (3) 制度転換とイノベーション

第一のサブテーマでは、内外の大きな制度転換を受けての、日本の政策体系と政策決定システムの改革の方向性を論じ、第二のサブテーマでは、多国籍企業・NGOの台頭や行動と国家の政策、さらには制度転換した国家、企業、NGOの競合バランス体制について論じ、第三のサブテーマでは、イノベーションを経済問題や経済政策に関連させながら、日本の経済と産業・企業をめぐる環境条件の変化に伴う「制度転換」とイノベーションの結びつきについて論じていただくことにした。座長の野尻武敏教授から、「学会で制度論を取り上げたのは初めて。今、質に係わる議論が不可欠な、一つの転機に来てい

る」、また植草益教授からは、「二一世紀の日本の進路を展望する上で、根底にある制度の姿が分かってきた。政策提言に必要なのは、基本的方向性に加えて、今や実行可能な具体論である」という指摘が印象的であった。

特別セッション・シンポジウム「震災復興と制度転換」は、前大会理事会、総会での強い要望を受け、地域特性、学際性等を具えたタイムリーな企画として、また被災者への思いも込めて取り上げられ、新野幸次郎元会長を始め関係各位の協力・支援により左記の順序で開催された（要旨掲載）。

基調報告、ペネラーコメント、フロアとの質疑応答、コーディネーターによる司会とまとめ。

阪神大震災への各部会よりの温かいお見舞いに謝意を表すると共に、これを機会に、今後、開催校の方で当該部会や地域の持ち味の出た特別セッション企画・実施の動きが現れ、定着していくことを期待したい。

準共通論題としては特にテーマを設げずに、自由論題報告として寄せられたものから共通論題と深く関連する報告を選択し、「技術・情報と制度転換」（三報告）と、「市場・組織と制度転換」（四報告）に分けて報告いただいた。いずれも共通論題を補う内容の報告が行われた。

自由論題については、昨年同様、多数の報告希望があった。上記の準共通論題を含めて五二の報告希望があつたが、報告要旨締切り段階での報告辞退者三、大会プログラム・報告要旨送付後の報告辞退者一、昨年度の報告者のためお断りをした方が四（内一つは共同報告）となつたため、大会二日目の報告は四三であった。最近、報告希望が多いため、報告を断る場合には、前回同様、次のルールに今回も従つた。会員諸氏のご理解をいただきたい。

①昨年度の発表者、②すでに他学会で発表した報告、③他学会での発表のほうが適当と判断されるもの、④応募締切り期限を過ぎて応募したもの、⑤報告要旨を提出期限内に提出しなかつたもの。限られたスタッフにもかかわらず、二日間の大会を大過なく終えることができたことは、植草益会長を始め、座長、シンポ基調報告者・コーディネーター・ペネラー、報告者、予定討論者、そして大会参加者皆様のご協力の賜物である。厚くお礼申しあげる次第である。

一九九六年九月

第五十三回全国大会プログラム委員会

本年度共通論題『経済発展と制度転換——二一世紀に向けての日本の進路——』	
.....第五十三回全国大会プログラム委員会.....1	
〈共通論題〉	
制度転換と政策決定	川野辺裕幸.....7
経済のグローバル化と制度転換	山本繁綽.....17
制度転換とイノベーション	西田稔.....28
コメント	原田博夫.....38
コメント	岸真清.....41
コメント	斎藤昊.....41
総括	野植武益.....47
シンボジウム	44
震災復興と制度転換	新野幸次郎.....49
シンボジウム・まとめ	三木信一.....54
〈準共通論題〉	

日本企業の品質管理様式・小集団活動・提案制度・時代区分的考察.....明石芳彦.....61

企業の進化的イノベーション行動	廣田俊郎	65
情報技術の活用による日米格差	林絢一郎	69
移行の経済と制度の経済学	竹下公視	73
—経済システムの変化(進化)と多様性—		
国土計画のパラダイム転換	山崎朗	77
所有権と決定権	津田直則	81
—企業民主主義の効率性とシステム変革—		
〈自由論題〉		
日米通商摩擦と米国における戦略的通商政策	吉澤清	85
日本の社会経済システムの問題点	塙田広人	89
—政策基準としての慈惠性について—	横山彰	97
政策決定過程における説得とパブリック・アクセプタンス	加藤巖	101
都市開発における土地の高度利用及び商業不動産の価値に関する考察	益村真知子	105
スウェーデンの金融危機と経済政策運営	鳥銅行博	109
ペルーの構造改革と開発戦略	宮城和宏	113
直接投資決定因に関する計量分析		
—台湾系多国籍企業のケース—		

オーストラリアの政府開発援助(ODA)	今村元義	117
—その概略と性格変化—		
極東アジアにおける日本の防衛支出行動に関する経済学的分析	安藤潤	121
東京都区部の容積率規制の緩和が地代に与える効果	矢口和宏	125
島嶼経済の構造特性	高橋良宣	133
開発の外部効果と最適開発時期	前川俊一	137
消費者の自立と消費社会の構造改革	稻場紀久雄	147
日本経済の制度的変化・「共有」経済からの脱皮	大森達也	151
公共財としてみた地域福祉・介護サービスについて	長峯純一	155
—高齢者ケアの経済学的な視点からの再検討—	茅原聖治	159
有配偶女子就業に対する住宅・保育施策の潜在的影響	小島宏	159
障害者教育と雇用の計量分析と賃金の現状	茅原聖治	163
イギリス型福祉国家における消費経済	松岡紘一	167
日本の航空輸送産業の技術進歩の分析	衣笠達夫	171
公害防止技術開発のインセンティブと公共政策	浜本光紹	175
台湾におけるコンピュータ産業の技術蓄積と経済発展	朝元照雄	179

R&D投資と経済成長に関する研究

林 鍾文 183

社会的共通資本としての研究開発、政府支出、および生産性上昇

馬場正弘 186

水平的合併の経済分析—アメリカ—

三十木 健 190

〈書評〉

足立正樹著『現代マニヤンの社会保障』

田村正勝 194

細野助博著『現代社会の政策分析—生活・産業・国家の新局面を概観』

小林逸太 196

酒井邦夫・寺本博美・吉田良生・鈴木守編著『制度の経済学』

竹下公視 198

横山彰著『財政の公共選択分析』

望月正光 200

学会記事

202

The Theory of Industrial Policy—MITI-type IPSI as the Dynamic Contributing Factor to Economic

Development ~ the Analysis of Diverse Benefits the Policy Provides— Hideki Hirota xix

Export Propensities of Foreign Multinationals, Foreign Ownership Shares, and the Effects of

Ownership Restrictions in Southeast Asian Manufacturing..... Eric D. Ramstetter xviii

Summary

xiv

Institutions Matter, but How? Institutional Transformation and Economic Policy

Hiroyuki Kawanobe v

専論紹介（英文）

xv

〈共通論題〉

制度転換と政策決定

川野辺裕幸

（東海大学）

川野辺裕幸

本稿は、近年におけるわが国内外の大好きな制度転換が、わが国の政策体系と政策決定システムに転換を余儀なくしてこねる認識のもとに、その改革の指向性を示すとするものである。

— 日本国政策決定／運営システム

(1) 官僚優位の政治システム

わが国の議院内閣制のもとでは、経済政策の根柢となる法律はその大部分が行政府から提出される内閣提出法案であり、法律による規定が詳細ではなく、行政府による裁量の余地を確保する傾向を多分にもい。しかし、わが国の政策運営は、法律によって規定された明示的なルールによよりか、むしろ行政府、特に官僚による法令の裁量的な解釈と運用によってなされる傾向にあった。政策運営における裁量性の高さが、官僚機構が優位にあることから生じるわが国の経済政策決定／運営システムの特徴のひとつとなっていた。官僚組織が相対的に独立である主要理由はその人事構成にある。キャリアの官僚は党派的な任命によらず大学新卒での採用以来、省庁および関係団体内で自律的に昇進を重ねる。

政権は、本来行政府にたいして優位にあるはずだが、血筋統の長

期的な政権維持過程で、党内党である派閥によって構成される実質的な連立政権が形成されてきた。いずれの政権も派閥連立の形をとらざるを得ないため、通常は、政権基盤が弱く政権担当期間が相対的に短い。さらに派閥の競争的な利益獲得の道具として、あるいは派閥内での忠誠心獲得の手段として大臣のポストが取引されるため、利益配分の側面をもつて、短期間に多くの政治的資源を配分するために、大臣の平均在職期間は短く、必ずしもその分野に専門的知识をもつ人物が任命されなかつた。大臣は省庁内における指揮権限をもつものの、その及ぶ範囲はかぎられ、特に免許・許認可等をふくむ法令の執行については、官僚組織に意思決定を大いに依存している。連立政権下でも官僚の相対的優位性は変わらないが、長期的には、政権交替が官僚の優位性を低下させる契機となる可能性はある。

立法府では、衆議院の中選挙区制が重要であった。衆院で過半数を制するには、政権政党は同一選挙区内で複数の候補者を当選させが必要がある。候補者は自党の他候補者を潜在的な競争相手として政治的競争を戦う必要があるため、選挙は必然的に候補者本意となる。目前で選挙区の後援会を培養するために国会議員には大量の政

治資金が必要であり、企業の政治献金に依存することとなる。

国会内での法案の実質的な審理は常任委員会にゆだねられ、常任委員会の委員の利益が政策決定に結びつく。さらに自由民主党の長期にわたる一党優位体制のもとで、常任委員会委員長をはじめとする委員の多数を自民党が占めていたため、閣法の実質的な内容は国会に提出される以前に自民党内での審議において決定された。自民党国會議員は、所管官庁ごとに設置される常任委員会と、それに対応した党内の政策審議会内で、特定の支持団体の利益を代表する族議員として行動する。このことが立法府である国会の役割を変質させ、長期における自民党内の政策ノウハウの蓄積が官僚組織に対する対抗を可能とするようになった。

(2) 情報共有型政策決定／運営システム

官僚優位の政治システムのもとでの政策決定／運営の特徴は産業政策に顯著に現れた。企業が經營上の意思決定を多くの面で政府の政策に依存せざるを得なかつた時期を過ぎても、裁量的な官僚の説得に業界として応じて協調行動をとることで、競争による不確実性を減らすことができた。また、官僚OBを企業に取り込むことによって、裁量的な政策運営において有利な位置を占めようとして、企業内の役員ポストを天下り先として提供したり、官庁所管の産業団体をつくって再就職先を提供する。反対に若手社員の所管官庁への研修出向も行われる。官業の提携は双方の利益を通じるだけなく、人的交流によって結びつき、情報を共有し、説得による裁量的な政策運営の手法にさらに効果的に作用する。そうしたなかで産業を育成し、競争のフレームを作りながら、監視・裁定も行うという裁

量的性格の強い役割を所管官庁があわせもら、経済政策の決定と運営は、指導・道徳的説得・許認可・規制と援助をおもな手段として、所管官庁と企業あるいは各産業との交渉と協調のなかで実施されてきた。

族議員の影響のもとに官僚が主導し、業界が協調して対応する政官業のトライアングルによる日本の政策決定／運営システムは日本型の生産システムと共通点がある。後者は生産現場で従業員が広範な情報を共有しながら意思決定を積み上げていくところに特徴があり、プロセス・イノベーションを促進し、精密で無駄のない生産システムを作り上げるのに成功した。この特有の形態が日本型政策決定のメカニズムにも働いている。日本型生産システムに特有の閉鎖的で長期的な取引関係は、所管官庁と企業の間の人事交流・情報の交換や行政指導と協調に対応する。官庁はヒヤリングによって、企業は担当者の官庁への日参によって互いに情報を共有し、さらに業界団体への天下りや業界全体への周知徹底を通じて行動様式をも協調して関係特殊資産を形成した。裁量性が強い政策決定は企業側の不確実性を増すが、情報の共有によって互いの不確実性を制限し日本型の政策決定と運営の有効性を実現させた。

自民党が長期政権を維持した原因は、中選挙区制のもとで各候補者が当選をめぐって様々な支持団体を競争的に開拓するなかで、全体会としては様々な利益を代表するキャッチ・オール政党化したことについた。しかし他方では、利益誘導傾向の強い政治を生み出すことにもなった。選挙区の支持団体への利益誘導は農業・中小企業・小売業などに集中した。特に、都市への急速な人口の移動に反して

原因ともなった。それが顯著に現れてきたのは、七〇年代以降の都市部勤労者を中心とする自民党離れと中道政党の拡大である。以後、党勢の挽回と維持のために族議員の利益誘導を抑制しつつ、財政資金を社会保障・公害対策等の施策に配分することが自民党指導層の任務となつた。この間に、人的再分配手段は、主に経済成長に伴う一人あたり所得の増大と所得税減税を通じて、次第に租税から社会保障に政策のウエイトが移るようになつた。

(3) 日本型政策決定システムの有効性を確保した条件

わが国における政策決定／運営システムの特徴は、官僚・業界・族議員が長期的な相互作用のなかで情報を共有し、関係特殊資産を形成し、それに基づいて官僚が主導して裁量的な行政介入を行い、業界が協調して応じていくところにある。産業政策に典型的に現れるこうした政策手法は、閉鎖的であり供給者サイドに偏っているが、過去に一定の成果をあげてきた根拠は、キャッチアップという共通の目標が国民の欲求を概ね包括することができ、先進国化した後も、先行成熟国の経験にモデルをとることが容易であつたためである。

また財政はもっぱら、成長経済の果実を政権担当政党である自民機能を果たすべき政策手段が、成長経済のなかで、その果実を相対的に成長に乗り遅れた部門や地方へ再分配する機能を担うこととなつた。

以上のような政策決定／運営システムが戦後日本の経済社会の急速な発展に一定の役割を果たしたことは否めないが、その利益誘導的政策が民主主義のもとで期待される中位投票者の選好から離れた。

党の支持基盤へ再分配する機能を担ってきた。それは産業的には非効率部門の保護であり、地域的には都市から農村への財政資源の移転であった。後者の機能を果たしたのが、中央対地方の財政調整制度であり、先進国中でも比重の高い公共事業の配分であった。こうして財政の資源配分や景気調整の役割が政治的には再分配機能として使用され、財政の資源配分機能を弱め、景気安定政策の有効性低

下の一因となってきた。

閉鎖的で裁量的な政策決定と運営の手法は、情報を共有するグループからはれるアウトサイダーが出ることで実効性をもたなかつたり、公正さを欠くものとなる。しかしたとえば産業政策についていえば、開放体制のもとで外資系企業が参入してくるまでは供給者サイドのアウトサイダーは現れなかつた。共通目標をもつ社会では、目の個別利害から比較的離れやすい官庁に政策運営をゆだねることは有用である。官庁が情報を取得し分析するうえで優位にあるときには、試行錯誤のコストをかけることなく官庁主導のもとに共通の目的へ接近することは、なおさら有用である。企業同士も、互いの競争に枠をはめておいた方が不確実性は減る。かくしてキャップアップ過程で裁量的介入と業界協調は国民共通の利益となつた。また、自民党政権が長期間、産業界および農業・中小企業・商業等に偏った利益を代表することができたのは、政権担当政党としての自民党に万年野党の社会党が対置される五五年体制が存在していたことによる。社会党が代表する組織労働者の利益は政治的には採り上げられないが、春闇方式の賃上げが成長の裏実の分配を市場で実現してきた。マクロ政策においても政策手段の有効性が確保できたのは固定相場制、為替管理、規制金利が実現していく高度成長期當時までであり、戦後の金融政策の前提となる三つの制度が、この順番で解消されるにつれて、二、三の例外はあるもののマクロ政策の有効性は低下の度合いを強めていった。

ソ・プレミアムという世界市場の評価からその効果を減殺される。また、コンピュータ産業分野で行われた次世代コンピュータ技術の開発政策は、国内のコンピュータ・メーカーを結集して共同で技術開発に当たらせ、成果の共有を目指したものであった。この技術開発政策は、各企業の開発担当者からなるチーム内で、情報を共有し業界が協調して開発に当たるという日本型政策決定／運営システムの手法をそのまま当てはめていたが、諸外国から市場競争に対する政府の介入との指摘を受けて、研究チームの外国メーカーへの開放を余儀なくされた。国際化の中で閉鎖性と不公正が指摘されたものである。しかもこうした技術開発政策は、必ずしも国民ないし全世界にとって有効な成果を実現したとはいえない。むしろCPUやソフトウェアの開発競争の中、Intel社やMicrosoft社の製品がデファクト・スタンダードの地位を獲得していくことをみれば、協調と情報共有型の技術開発よりも、競争と模倣の中での革新がこの分野では有効であることを示している。

わが国における金融自由化や電気通信政策も、日本型政策決定／運営システムを用いた規制緩和政策として特徴的であり、先行する国々の規制緩和政策を参考にしながら、既存業界の利害調整をしつつ裁量的に規制緩和を進めていくものであった。当事者にとって政策の連續性と既得権の擁護は取引費用の削減をもたらすが、当事者の利害調整を待つために規制緩和のスケジュールは遅れ、既得権者の利益を優先するため不十分となり、イノベーションは抑制される。その結果、当事者以外の利用者の不利益と不確実性を増し、国際競争の中で日本市場をバイパスする動きを生じる。裁量と協調とい

二 日本型政策決定／運営システムの転換

(1) 制度転換の契機と旧来のシステムによる対応の失敗

本来、制度は重層性をもち、相互補完的に形成されていくために安定性をもつ。近年は環境変化に対しても旧来の政策決定／運営システムにもとづく対応が行われてきたが、その有効度の低下は著しい。急速な環境変化が各主体にとって既存制度の潜在的なペイオフを維持不可能なまでに悪化させ、制度転換を促す要因となつている。この制度転換の契機を国外、国内の要因に分けて検討しよう。

国外における変化は経済活動の急速なグローバル化の進展に代表される。八〇年代以降の輸輸・通信の技術革新等が国際取引のコストを大幅に低下させ世界資本市場の統合が加速した。さらに、アジア経済の急成長、冷戦の終了と東側ブロックの組み入れによって世界貿易市場が拡大し、企業活動のグローバル化が急進展し、メガ・コンペティションが生じつつある。他方では、EUの市場統合、NAFTA、APEC、AFTA等の地域統合へのあゆみが加速し、資本主義間の制度競争が生じつつある。

経済活動のグローバル化は、海外展開の差によって企業間に利害の分散を招くとともに、競争スタンスの違う外国籍企業の参入により、対象を特定した閉鎖的政策運営は有効性を下げる。また各国経済活動が相互依存を増大させ、国内の市場が世界市場と連結していくため、対外的視点を欠く政策選択も有効度を下げる。たとえば、公的資金による株価維持対策、不良債権を先送りにする超低金利政策などは、国際的な資金移動を通じて為替レートの乱高下やシャバ

自由競争の環境とはなじまない政策手法に依存しているため、モニターとサンクションが不十分となり、競争による市場圧力のもとで限界的な企業のモラル・ハザードを招くことになる。住宅金融専門会社や一部金融機関の不良債権累積がそれである。

マクロ政策上の問題点は、景気安定策の有効性の低下である。財政面では、依然として土木建設中心の公共投資が、所管別比率を不動のままにして支出を拡大し、構造的財政赤字の累増を招いている。金融政策面でも、第一次石油危機前後や、バブルの生成過程で過大なマネー・サプライを創出し、むしろ政策が景気変動を作る原因となつた点を否定できない。公定歩合の決定は日銀総裁の事権事項であることを考えれば、大蔵省の日銀に対する命令権、監督権、役員の罷免権に加えて、定期的に大蔵省出身者より總裁を輩出する人事交流が、金融政策決定／実施の統制力を高める。官僚の優位を背景にした人材派遣という他の分野に共通する政策手法が、大蔵省の政策選択の上で安易に金融政策を使用する誘因をあたえる。日銀は貨幣価値の安定よりも景気対策を優先しがちで、一貫した政策ディシプリンを執行しない。変動相場制と自由な資本移動のもとで、対外均衡に加えて、国内の物価安定と景気刺激の機能を併せて担う政策手段としては、金融政策は充分な信頼度を確保していない。景気安定政策の手段としての有効性・妥当性に加えて、中央銀行の政治的中立性を保証する制度が問題である。以上のように、財政・金融手段のいずれも日本型政策決定／運営システムのもとでは、有効な景気安定政策の手段として確保されているとはいがたい。

経済活動のグローバル化に対して、民間経済部門はすでにインフ

オーマルな制度の転換を開始している。急激な円高とアジア諸国を中心とする海外企業との競争の激化は、国内外でのアウトソーシングを促し、閉鎖的で継続的な取引慣行や終身雇用制といった日本型経済システムの中核をなす制度の転換が生じていている。インフォーマルな制度の先行変化が、同じく閉鎖的で長期的な情報の共有のものとに成立する政策決定／運営システムの維持を困難にしている。

また、日本経済の空洞化と日本型生産システムの海外への普及はわが国の生産システムの相対的優位性の拡散を意味し、成長の成果を再分配する機能を果たしてきた日本型政策決定／運営システムの前提条件の消滅を意味する。このことは非効率分野のレント・シーキング構造の存続を困難にし、政府の機能として、新たな成長部門の養成を促す制度的基盤を用意する役割を問うものである。

わが国がキャッチアップ目標を実現して先進国化したあとも、成熟化の度合いで先行する欧米諸国の経験をモデルにした政策形成は比較的容易であった。しかし中長期的に生じる人口構造の急激な変化は先行国を追い抜いて進展する。二一世紀前半の早い時期に到達する二〇〇%を超える老年人口比率は、北欧を含む主要先進国で経験していない高齢化水準であり、医療・介護等に爆発的な福祉ニーズを呼び起こすこと予想される。ここでは欧州諸国は模倣の対象とはなり得ない。超高齢社会への対応には多大な財政負担が必要とされるばかりではない。高齢化進展度の地域間格差や福祉ニーズの多様化により、中央政府のイニシアティブによる財源調整と画一的な施策の配分では需給のミスマッチを激化させ、レント・シーキング活動を通じた補助金の政治的配分は、非効率にともなう負担を増す。

であり、もつとも早く低コストで知見を普及させる機能を果たす。共通の目的設定が普遍性をもちえない状況のもとでは業界協調的な政策運営から競争へと政策のスタンスを移すべきである。また、競争は非市場部門においても組織の効率を高める。政権交替が可能な政治制度改革はこの観点からも要請される。

また、変化する経済社会のなかで産業の育成・規制を担当する部門と、競争の維持を目的とする監視・検査部門が同じ官庁におかれれば、規制目的で監視・検査が行われるおそれがあり、競争政策が公正さを欠く危険性がある。公正さの確保のためにも規制部門とフェリー部門の分割が必要となる。育成・規制機関と監視・検査機関との対抗的な関係は、行政の政策決定における一元性を損なうものではない。政府の各部局の行政機能を純化して、利益相反のない形にし、チェック・アンド・バランスによって政策の失敗や偏向を避けようとするものである。

② 開放性、ルール化と透明性の確保

アウトサイダーが登場して、閉鎖的で協調的な情報共有システムに服しなくなれば、政策決定／運営の有効度は下がり、企業にとって旧来の産業政策に服することのメリットは失われる。開放的な政策決定／運営システムのもとでは精密な情報共有が行われないから、ルールの設定と監視がきわめて重要になる。公正で透明な制度のもとで行動主体が予見しやすい市場を作ることは、相互の取引費用の削減を実現させるとともに、レント・シーキング活動を抑制する。

③ 制度の国際的協調の要請

世界市場の連結は、一時は経済摩擦の解決手段としての自国ル

さらに今回の景気後退に際して行われた財政刺激政策によって財政赤字は拡大し公債残高も累積している。急激な高齢化の進展により、社会保障基金の収支は今後二〇年間で赤字化することが確実であるから、構造的財政赤字の放置は貯蓄不足からの実質金利の上昇によるクラウディングアウトや利払い費のさらなる肥大化による財政運営の拘束を招く。財政の構造赤字を解消して一般政府收支バランスを回復することが中期に実現させるべき重要な課題である。

(2) 新しい政策決定システムの要件

以上のように、裁量性・閉鎖性・再分配機能の優越に代表されるわが国の政策決定／運営システムは、わが国内外の制度転換のなかで改変を迫られる状況になっている。以下では、新しい政策決定システムの要件を示そう。

① 多様性と競争・対抗力

国民一般に共通する政策目標が失われ、先行する先進国との経験がモデルとして利用できない状況のもとでは、国民の選好の多様性と選好の変化が政策決定に反映するシステムであることが好ましい。そこには意思決定を極力分権化して、政策決定／運営における競争状況を作るとともに、分権が不可能な分野には対抗力を設置して競争状況を成立させることが必要となる。不確実な社会では、問題に直面したときになにが正しい解決策なのかが不明であり、問題は試行を繰り返すことによってのみ解決可能性が高まる。したがって、意思決定の分権化が問題解決の代替的方法を見つける最善の制度となる。地方分権の一つの根拠がこれである。

市場競争は新しい知見の有用性をテストする手段として最も有効

ルの域外適用問題を頻発させたが、近年では政策の協調を通じて競争ルールの共同化へと進んでいる。これに加え、国際的活動のフレームを形成する要素である国際会計基準、金融制度等も国際標準の世界ルール化の方向へ向かっている。また、租税制度も法人税の税率、償却制度、控除制度等の簡素化と国際標準化を通じて実効税率の統一化へと進む方向がある。さらに、EUの市場統合は財・サービス、労働・資本の自由な移動を実現するために法制度、金融制度、租税制度の調和を目指すものである。その実現には多くの克服すべき障害があるが、将来、世界ルールを形成する際のリファレンス・ポイントを設定して、対応するわが国の制度選択にも大きな影響をあたえる。制度の国際的協調は、資本主義国間の制度の統一をただちに意味するものではない。各國間で社会構造、政府と民間の役割の切り分けにおおきく異なる点があり多様性は残る。資本主義間の制度競争は基本的な競争ルールに統一の世界ルールを敷いたうえで行われていくのが基本的な方向であろう。

④ 再分配から資源分効率へのウェイト移動

非効率部門を保護し温存する規制や補助政策が民間経済活動の活動力を殺さ、公共投資の非効率的な使用が政府支出の有効性を削減してきた。新しい政策決定システムは資源配分効率の観点から民間経済活動を競争規制から解放し、財政資金を非効率な投入から解放して公共投資を国際的な競争基盤の整備と生活水準の向上に向ける必要がある。

(3) 政策決定システム改変のアウトライ

① 産業規制

規制機能と監視機能を分離し、可能であるかぎり規制を撤廃するか、規制権限を地方に委譲することが監視機能を純化し透明性を確保することにつながるし、規制主体と監視機能との対抗関係が生まれる。また、金融制度のように、郵政省（郵便貯金）、農水省（農林系金融機関）、通産省（ノンバンク）、大蔵省（銀行）と別個の規制主体が存在するものも、一括して省庁とは独立の監視機関を設けることによって、各所管官庁と対抗し、共通のルールのもとでの競争を強いることによって、改変を促すことになる。

② 地方分権

福祉・介護ニーズの爆発と多様性を住民に一番近い自治体が競争的に対応することが分権の喫緊の課題である。それには単に自治体が直轄するだけではなく、民間非営利団体やボランティアのサービスを様々な形で結びつける試みが競争的にテストされることも含まれている。地方分権が主張されるのはそれだけではない。情報通信産業を中心とした産業構造変化が生じようとしている。マルチメディアの進展によって情報通信手段が多様化するとともにコストが激減し、地方での立地が企業にとって不利とはいえないなくなった。ベンチャー・ビジネスの創出環境を用意することが地方の成長にとって不可欠なものとなる。しかし、情報通信革命のインパクトは未知数であり、様々な自治体の競争的な試行によってその成果をもつとも数有效地に普及させることができる。一方、地方の雇用機会の全般的拡大は、環境・公共サービスなど、雇用機会以外の地域に基礎をおいたサービスやストックを理由とした住民移動の可能性を促進させ、自治体間の競争を促進させる。

助金の一般補助金化によって地方に決定権が移管されるから、地方の実状に合わせて、住民生活の基盤整備や民間投資を誘発する公共投資が選択される余地が生まれる。

④ 政治改革

一九九四年の政治改革によって、五年体制を支えた体制選択の争点軸は最終的に消滅し、野党が代表してきたために政策的な対応が遅れた組織労働者や都市労働者の利益は、新しい選挙制度のもので、いすれの政党も支持を得る手段として考慮されるようになる。中選挙区制から小選挙区比例代表並立制への選挙制度改革は、候補者本位の選挙から政策本位の選挙へ移行する決定的要因となるか否かについては疑問も残る。しかし過渡期をすぎれば、実効的な政党数が減少することや、小選挙区制のもとで立候補者が減少し、当選に過半数の得票が必要となることが予想されるから、選挙区で特定の利益集団だけを確保しているだけでは当選はおぼつかないし、スキャンダル議員の落選の可能性も高まる。政党レベルでは、小選挙区と比例区の両方で中選挙区とは違つて、党による公認調整が決定的な重要性をもつ。党首脳部のリーダーシップは高まり、族議員による利益誘導を抑えて政策の整合性をとることが容易になる傾向がある。また、政権交替が現実的になれば、与野党とともに中位投票者の選好を意識した政策の提起がなされる。さらに、政権交替の常態化は対抗的な行政制度への改変を促進する。どの政党も永続的に政府と党にとどまることが困難になれば、裁量的で政権政党が利益誘導を行いやすい「winner take all」型の行政制度を改めて、独立の監視・検査機関を置くルール型の対抗的行政組織へと改革し

地方分権をするためには、課税権を拡大し、地方の自主財源を拡充することがまず必要だが、財源調整の必要性も依然として残る。そこには、政治的な再分配手段として利用され非効率を生じやすい特定補助金を一般補助金化することが必要となる。一般財源化することで補助事業の画一性や非効率を廃して、地域に適合した事業と規格を選択することができ、財源の節約につながる。また交付税制度も政策的視点からの対応を廃止することが分権の実をあげるために必要である。さらに許認可権の地方への委譲は、住民の選択による許認可政策の再編成を促す。

③ 公共投資

省庁間の配分比率を一定にして、個所付けによつて地方団体間に分配するメカニズム。さらに、指名入札による談合、政治的影響力による個所付けの決定と相まって、土木建設事業に対する需要の全国的分配が実質的な目的となり、公共投資が本来もつべき民間経済活動収生のためのインフラ整備機能が薄れてしまった。その結果、先進国中随一の対GDP比率を有しているにもかかわらず、都市の混雑・過密は、いっこうに解消されないと、都市基盤整備が貧弱なまま残されている。こうした首都圏の過密解消に加えて、グローバルな競争のための基盤整備が必要である。たとえば、国際複合一貫輸送のための港湾・空港・道路の整備が不可欠である。使用コストが低くアクセスが容易で二十四時間体制で利用が可能な国際ハブ空港やコンテナ埠頭、国際標準のコンテナ・トレーラーが通行可能な道路・橋梁等、開放体制のためのインフラ整備が中央政府の直轄部分として残ることになる。補助事業としての公共投資の部分は特定補助

していくことは、長期的には与野党双方にとって有利となる。

⑤ 官僚制への対抗力

官僚の優越性に対する対抗力の設定も必要である。監視と規制主体を分離し、監視機関の責任者の任免を政治過程を通じて行うこと、人事の閉鎖性を打破し、政治任命の拡大、中途採用を行はずの研究者は官僚が政策情報を独占しているために充分な検討ができるないし、情報に接近することができる場合は審議会制度を通じて換骨奪胎され、官製の知恵に転換されてしまう。そのためには、政策情報を公開され外部からのアクセスと評価を可能にする状況を設定することで、対抗的に政策評価・政策提案を行う研究機関が成立する条件を整備することが考えられる。

三 むすび

わが国が大きな転換点に来ていることが認識されて久しい。新しい経済政策のあり方についても、裁量からルールへ、介入から市場重視へ、閉鎖性から国際標準に準拠した透明性へなどといったコンセンサスが生まれようとしている。しかし、政策決定スタンスの改革は諸制度と無関係に行われるわけではなく必然的に制度の改革を伴う。制度改革は白紙の上に設計できるものではない。本稿は、内外の環境変化とともに、かつて有効であった旧来の政策決定／運営システムが機能不全を引き起こし、諸制度間の相互補完性が失われつつあることを指摘するとともに、その改変の契機を検討した。経済統合、グローバル化といった国外の制度転換や民間部門の対応に

くらぐで、わが国の公共部門の変革は遅い。しかし、先行する政治改革にくらぐで、政策決定システムの改革は遅れている。しかし、これも内外の制度転換は、必然的にわが国固有の政策決定システムの改変を促すものとなる。

参考文献

- [¹] 青木昌義 [1995]『総務システムの進化と多元性』東洋経済新報社。
- [²] 川野忍絵華 [1993]「日本型政治システム・シーケンス」加藤義理『11世紀のリード・アヘッジメント 企業と政治経済』総合法令 pp.169-213.
- [³] 中野実編著 [1986]『日本型政策決定の秘密』東洋経済新報社。
- [⁴] 原田博夫 [1992]「地域経済の財政構造」石川光・飯野靖四編『県民財政のハローホーム』東洋経済新報社 pp.210-237.
- [⁵] 村上敬博 [1995]「競争法の國際的調整」東洋経済新報社 pp.25-65。
- [⁶] North, D.C. [1990]. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, (New York: Cambridge University Press).
- [⁷] Ramseyer, J.M. and Rosenbluth, F.M. [1993]. *Japan's Political Market Place*, (Cambridge: Cambridge University Press).

経済のグローバル化と制度転換

山本繁綽

（関西大学）

現代がグローバル時代といわれるには、ひとつは通信革命によって、電信電話を始め、テレビ、コンピューター、光ファイバー、衛星通信等の発達とそのネットワーク化が普及し、情報がグローバルに伝達されるようになつたためである。インターネットはその最たるものであろう。もうひとつの輸送革命によって、航空輸送網の著しい拡大と航運貨物の大幅な低下がおこなわれ、大量の人の移動がグローバルにおこなわれるようになつたためである。さらにそれにともない、モノ、カネの移動も一層グローバルに進展したためである。この報告では、グローバル時代に出現した二つの有力な経済的アクターが多国籍企業とNGOと理解するものである。

すでに一七世紀頃に発生した企業は、利潤を求めて国内生産から海外生産へ、かくらくローバルな生産へと発展してきた。これを経営の国内志向型(ethnocentric)、現地志向型(polycentric)、世界志向型(geocentric)の三種類型もある(ペールミックター)。多国籍企業の嚆矢は一九世紀後半にヨーロッパで見られたが、顯著な発展を見たのは第二次世界大戦後のことである。いまや巨大多国籍企業の生産額は中小国家のGDPを凌駕し、その形態は地球全体に張り

巡られたグローバル・ネット(global web)という見方もある(ライシル)。近年の世界の直接投資額は年間約1000億ドルで、これは世界の貿易(輸出)額の数倍であり過ぎないが、伸び率は高く、世界の雇用、生産に与える効果は貿易と比べてはるかに大きい。一九八〇年代半ばに多国籍企業による生産量は国際貿易量を上回ったといふ(ストラッボーン・ストレンジ)。この報告で多国籍企業とは、規模の大小や投資国数に関係なく、たんに対外直接投資をおこなつている企業をいうことにする。

次にNGOであるが、現代では国家でもなく企業でもない、さまざまな市民団体が存在している。それらはNGO、NPOといわれている。両者の差は形式的には、NGOはNon-Governmentで、政府に対する非政府の機構、NPOはNon-Profitで、當利機関つまり企業に対する非常利の機構といえる。しかし具体的には、NPOは学校、病院、教会等も含めた広い概念であるのに対し、NGOは開発援助、環境保護、あるいは人権擁護等の目的の市民のボランティア組織として、主に一九六〇、七〇年頃から叢生したものである。そのほとんどが国家の枠に關係なく民衆の連帯という意味でグローバルな存在といえる。一九九二年のリオ・サミットには七一国から九〇〇〇〇団体のNGOが集まり、国境を越えて活動する

NGOも一万七〇〇〇団体に達するらしい（福田菊）。開発援助の Oxfam、環境保護の Greenpeace、医療奉仕の Médicins Sans Frontières 等の国際的影響力のある NGOも存在する。この報告では NGOを用い、国家や国籍に関係なく、同じ価値観を求めて行動する市民の組織をいうことにする。

問題は、こうした多国籍企業や NGOの出現によって、世界的な制度転換がどのようにおこなわれるかということである。制度とは社会のゲームのルール（タグラス・ノーブル）である。そうして、現代の世界における最も自然とした制度は、国民国家、あるいは主権国家（nation state 以下では国家という）の制度ではないだろうか。

国家こそは近世ヨーロッパの生み出した独自な制度といえるものである（村上泰亮）。ヨーロッパでは近世初期にスペイン、フランス、イギリスといった君主国家が勃興し、教皇制度、修道院、騎士団、ハンザ同盟等の制度に対してその存在を主張し始めた（ボール・ケネディ）。こうした国家の制度がたまたま進化に成功したために、一九世纪後半には世界各地に普及したのである。とくに第二次大戦後は、植民地の独立とともに、世界のすみずみまでが、国家の仕切りによつて分割されるようになったのである。

一八世紀末に生まれた経済学はこの国家の制度を暗黙裡に前提としてきた。経済の規模は GDP、GNP のように国家の生産額で表され、経済発展は国家の経済発展であり、貿易等の国際的取引の場合でも、国境を越えるという意味で国家の存在を前提としたものであった。国家はまた経済政策の主体であり、経済に対してあまりまことに介入をおこなってきた。国家こそは政治的だけではなく経済的に

経済的効率化をもたらすであろうか。内部化の最も重要な対象物は、企業のもの情報、知識、技術等の経営資源である。それらは公共財性をもつから、フリーライダーの出現を生じさせるし、また企業特殊的な性格をもつから、市場では価格がつけられない。こうした経営資源の内部化については、グローバルな資源配分を改善するには明らかである。また、中間生産物も企業特殊的な性格から市場価格の形成が困難で、その取引の内部化もグローバルな経済的効率性をもつといえる。中間生産物の場合、内部化が生産段階を異なる部門間でおこなわれる場合を垂直的統合と同じくする部門間でおこなわれる場合を水平的統合という、前者の場合は垂直的企業内貿易、後者の場合は水平的企業内貿易をともなら。

ここで、内部化理論をあえて取り上げたのは、多国籍企業の行動と国家の政策との対比を鮮明にするためである。内部化理論によるところ、多国籍企業の行動は市場を通さない取引である。それに對して、国家の政策は市場取引をおこなう企業を対象とするものである。したがつて、国家の政策は多国籍企業の行動に對して効果的でないと推察されるからである。多国籍企業の行動が国家の政策を弱体化させるようないくつかの場合を提示しよう。

第一は、トランシット・ブライシング（transfer pricing 国際移転価格）の問題である。多国籍企業は、関連子会社間で内部化された貿易や各種サービスの取引においては、トランシット・ブライシング、つまり市場価格とは異なる恣意的な内部価格操作をおこない、税負担の極小化をはかる場合がある。タックス・ヘイブン、便宜置国といわれる国に名目的な本社を置くのも類似の行為であ

る。最も強力な制度であった。

ところが、戦後に多国籍企業、特に近年では NGOが台頭し、国家という伝統的な制度が転換を余儀なくされたと思われる。この報告では、多国籍企業と NGOの行動を国家の政策と対比せよたうえで、国家の制度が如何に転換すべきであろうか、その結果となるであろうかを、経済政策の観点から論じるものである。

一 多国籍企業の行動と国家の政策

多国籍企業の行動は多様であり、決定的な理論は存在しない。近年では内部化理論（internalization theory）が一つの潮流となりつてある。内部化理論によると、国際市場は伝統的な貿易理論が想定するような完全競争的市場ではなく、市場の失敗のような自然的不完全性や、各種の規制や取引関係のような人為的不完全性が多く存在する。こうした不完全な市場を利用するところから生じる取引コストを節約するために、企業は国際間の取引においては市場を利用せず、企業内組織、つまり内部市場を利用することになる。すなわち、企業は輸出やライセンシングのような市場による取引よりも、内部的取引、つまり直接投資をおこなうというのである（ラグマン等）。多国籍企業の内部化理論はコース・ウェィリアムソンの取引コスト経済学（組織の経済学）を国際面に拡張したものであり、内部化という概念自体が必ずしも厳密なものでないために、適用性が大きいと考えられる。

このような内部化は当該多国籍企業だけではなく、グローバルな

市場価格の不利化によつて、企業が生産を外国に移転させる場合である。もう一つは企業の内部化による空洞化である。

市場取引による空洞化においては産業調整が可能であろう。すなわち、比較労働化した企業が国内から退出し、外国に立地するようになると、国内の賃金、あるいは利子率の低下が生じて、新たな企業が出現するだらうし、また外国から企業が参入してくるだらう。

その結果、より高付加価値部門への産業転換がおこなわれ、失業が吸収されると考えられる。そして長期動態的にみれば、脱工業化、あるいはサービス化（deindustrialization）として、第二次産業から第三次産業への産業構造の転換となるであろう。このように市場取引による空洞化は動態的産業調整の摩擦と考えられるものである。

しかし、多国籍企業の内部化による産業調整の場合は、このような産業調整のメカニズムは働かない。多国籍企業は利益を求めて生産を、そして長期的には投資を世界の他の国の子会社や関連企業にしばしば移転させる。それは前述のようにグローバルな資源配分の観点から望ましいといえる。しかしその反面、投資国にとつては失業を増加させ、国内生産を減少させ、国家の雇用や資源配分に関する

る諸政策を弱体化させるのである。

第三は、企業内貿易による国際収支調整の困難である。貿易を企業間貿易と企業内貿易に分けると、多国籍企業の内部化としておこなわれる直接投資は前述のように企業内貿易をともなう。企業間貿易であれば市場メカニズムに則るから、物価、所得の変動によって、とりわけ現在では為替レート等の変動によって、国際収支の調整はある程度は自動的におこなわれる。しかし、企業内貿易の主要なものは、短期的には海外子会社向けの部品、原材料の輸出増加であり、長期的には製品輸出の減少と逆輸入（アーメラン効果）である。しかも、内部取引であるために、内外の価格変動や為替レートの変動にも耐え、その影響を回避できる。そのため、企業内貿易によって本来の国際収支調整メカニズムが歪められ、国際収支調整政策も効力が低下し、国際収支の構造的不均衡が生じるようになる。さらに為替レートが長期的には経済のファンダメンタルズからの乖離、つまりミスマッチメント（misalignment）と、短期的には乱高下（volatility）を引き起こすようになる。多国籍企業によるこのような企業内貿易は世界貿易額の半分に近いとされ（ヨーロッパ）、開発途上国の場合はとくに多いと予想される。対外均衡は対内均衡（完全雇用）と並んで、マクロ経済政策の主要な目標であるが、多国籍企業の企業内貿易によって、国際収支調整政策の効力が低下するだけではなく、国際収支、貿易・経常収支、そして為替レートというマクロ的経済政策の指標が実態面と乖離した無意味なものとなりかけているのである。

第四は、国際資金移動によるマクロ経済政策の困難である。多国

籍企業や多国籍金融機関による利子裁定や為替投機のような国際資金移動によって、国家のマクロ経済政策の効果が大幅に低下してきた。ユーロ市場のような国家の政策が意図的に介入できないオフショア市場も出現している。世界の一日の外国為替の取引額は約一兆ドルといわれているが、その大部分が企業内部的なものを含むことうした資金取引である。

これらの多国籍企業の行動は概して市場を通さない行為であり、

市場の働きを前提とする国家の政策が及ばないものである。これに対しても、通常の国際貿易（企業間貿易）は市場を通す行為であり國家の政策が有効である。

三 NGOの行動と国家の政策

NGOの行動は多国籍企業よりも一層捉え難いものであり、単純な理論化は危険であるが、その経済学的性格はグローバルな公共財の民間供給者と考えられる（ワイスボード）。すなわち、NGOは緊急の救援、開発の援助、地球環境破壊の阻止、人権の擁護、貧困、疾病者の救護、難民の救済、少数民族（マイノリティ）や社会的性差（ジェンダー）の問題、軍縮等の幅広い目標に対して、労務の提供、情報の伝達、教育、政策提言（アドボカシイ advocacy）、告発、抗議、ロビー活動、そして資金提供等の広範な行動をおこなっている。これらNGOの行動の共通した性格は、ひとつは、ある価値観をもつ人達の国家枠を離れた連帯というグローバルな側面にある。もうひとつは、（人権の擁護や地球温暖化の阻止のように）物理的にも（緊急の救援や貧困、疾病者の救護のように）道義的にも、

利益を享受する人達から対価を徴収することが困難な非排除性と、情報の伝達、政策提言、告発、抗議等は混雑現象をともなわずに集合消費が可能な非競合性とを合わせてもつサービスということである。この意味で、グローバルな公共財といえるのである。

現代では、こうしたグローバルな公共財に対する需要が増大したと考えられる。それは冷戦の終結によって、国家間の対立よりも、民族的、宗教的、人種的対立が目立ったためや、国家の枠に關係のない地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境の破壊が発生したためや、さらに所得の増大やメディアの発達による民衆の欲求の多様化が生じたためであろう。しかし、国家レベルではグローバルな公共財の認知が容易でなく、たとえ認知したとしても、社会福祉政策の危機、開発政策の危機、社会主義の危機、累積債務の危機等によって、十分な財政的な支援は困難な現状にある（サラモン）。NGOはそのようなグローバルな公共財に対するセカンンドベストの供給者の役割を担っていると考えられるのである。

国家の場合とNGOの場合とでは、公共財のファイナンスの形態が異なる。国家は税を強制的に徴収して、それによって公共財の供給をおこなうのに対しても、NGOはボランティア活動や寄付に依存して、公共財の供給をおこなう。つまり、NGOはそのようなサービスを提供すること自体の効用を時間（ボランティアの場合）や金銭（寄付をする会員の場合）で買っていると考えられるものである。このサービスの受領者と購入者が分離されているのがNGOの特徴であり、そのため対象によつては、NGOの提供する公共財の限界費用をその分だけ低下させ、過剰供給をもたらして資源配分を歪め

る危険性がある。それをNGOの失敗と呼ぼう。例えは、恩恵主義的な先進国の中でも、NGOが開発途上国の経済の自立を却つて阻害するような場合である。もつとも、多くのNGOは国家あるいは企業から援助を受けており、NGO活動に対する課税免除の制度も存在するし、政府によって設立されたNGO（GONGO）さえ存在する。このように見ると、NGOの提供する公共財も内外の税金によって一部は支払われているといえるのである。

このようにNGOの行動と国家の政策とは目標も行動原理も異なるから、両者の関係を単純に論じることはできない。したがつて單なる表面的な関係について、大雑把に三つのパターンに分類して挙げておこう。

第一は、NGOの行動と国家の政策が相反する場合である。例えば、ブラジル、マレーシア（サラワク州）等の熱帯雨林保有国に見られるように、多くの開発途上国政府は地球環境保護よりも経済開発を優先している。それは地球環境破壊という負のグローバルな公共財（public bads）をもたらすとして、多くの環境NGOは反対運動をおこなつたり、さらには環境スワップのような方式を仲介したりしている。同様に、日本の商業捕鯨は生物的多様性というグローバルな公共財の減少をもたらすとして、いくつかの環境NGOは反対運動をおこなつている。このような場合、国家の供給するナルな公共財はNGOにとっては負のグローバルな公共財となる。

第二は、NGOの行動と政府の政策とが代替的な場合である。例えは、開発NGOは途上国の経済開発に関して、国家とオルタナテ

イブな方法を強調する。すなわち、現代の開発途上国における国家の主たる開発政策はODA等の資金によって重要産業を育成し、一人あたり所得の増加を図るものである。これに対して、NGO主体の開発政策は、農地改革等によって分配が公正化され、地球環境にもやさしい、零細職業を含む総ての民衆が参加できる開発だという（コードン）。そして、民衆のエンパワーメント（empowerment 権限委譲）こそがこのオルタナティブな開発論における均整成長対不均整成長の考え方へ類似していく、開発戦略の相違といえる。目標は同じとしても、手段が異なるのである。

第三は、NGOの行動と国家の政策とが補完的な場合である。しばしばNGOの行動は国家の政策の隙間を埋めるものといわれる。例えば、難民救済のような一国家による困難な、また福祉のような国家の供給では不十分な公共財の供給がNGOの行動の分野である。もともと、NGOの供給では資金的だけではなく、その性質上不可能な公共財は多い。さきの開発戦略に関して、NGOは国家を必要としないわけではなく、むしろ、NGOの開発戦略が実現されるためにも民衆に対して責任を負うことのできる強い国家を期待している（コードン）。このような場合、NGOの行動と国家の政策とは補完的と考えられる。さらに同じ分野においても、NGOの行動が国家の政策を一部を補足するような場合がある。例えば、緊急援助のようなNGOの行動は、国家の対応と基本的には同じであるが、迅速で現場に密着している点においてすぐれている。したがって、国家はこうした側面においてはしばしばNGOの協力を求め、NG

な資源配分をおこなう利益の方が、あるいは、国境、国籍を離れて民衆がさまざまな活動を直接おこなう利益の方が、国家という政治的枠に守られて行動する利益よりも大きくなつたからである。そのうえ、詳しくは立ち入らないが、近年では国家自体が徐々に制度疲労をおこしていることも否定できない。それは多くの国家に見られる政治的分裂傾向であり、国家経費の膨張傾向による財政赤字や累積債務であり、あるいは官僚制による保守化、硬直化である。ポール・ケネディは、過去数世紀にわたって政治経済と国際問題の中心的な役割を果してきた国家という制度は、グローバルな時代においては有用性が疑問視され、新しい状況に対処するには不適切な単位にならうとしていると指摘している。かくて、国家という最強企業とNGOと鼎立できるような国家の制度の転換の方向について、三つの点を示唆したい。

制度の国際平準化

多国籍企業の行動は内部化理論的にはグローバルな資源配分を改善する意味で望ましいものである。したがって、多国籍企業の行動と調和して、各国それぞれ固有の優位をもつ企業の立地を維持するためには、国家の制度の国際平準化に進むほかないであろう。

第一は、社会的規制を含めて規制、税制の国際的平準化である。一般的にいふと、多国籍企業の直接投資は規制の多い国から少ない国に向けておこなわれる。その場合、受入国側は企業誘致の利益をえるから、規制の少ない国（概してアングロ・サクソン系の国）に合わせざるを得ず、規制の平準化、すなわち規制の緩和となる。

Oもまた国家の下請け的な役割を果たしている。そのため欧米諸国では地方公共団体が一部のサービスをNGOに委託するようになってきている。このようなNGOの行動と国家の政策との関係をとくに補充的（supplementary）ともいう。

NGOの台頭により、NGOも国家も同様に公共財を供給する役割をはたすことが見いだされた。そして国家の政策とNGOの行動との間には、相反、代替、補完の関係があることが判明した。これらはいずれも国家の経済的役割の低下を示すものである。

四 国家の制度転換

かくて、グローバル化時代においては、多国籍企業とNGOといふ二つの有力なアクターの出現によって国家の政策が弱体化されるようになつたのである。すでに多国籍企業は国家の脅威と見られているが、NGOは無視できる存在といわれるかもしれない。しかし、サロモンは現代のNGOの連帯化は一九世紀後半における国民国家の台頭が世界に与えたのと同様のインパクトを二〇世紀後半の世界に与えるかもしれないと言つてゐる。すでに欧米社会では、NGOは第三セクター、あるいはボランタリー・セクターとして、國家（public sector）や市場（private sector）に対抗する制度とおれてゐるのである。

国家の政策が弱体化されるようになった究極の原因は、多国籍企業やNGOがグローバルな存在であるのに対し、国家がナショナルな存在であるためであろう。電気通信や輸送技術の急速な発達によつて、国際的な市場のもつもまことに欠陥を克服してグローバル

第二は、通貨制度の違いからくる為替レートの変動をなくすことである。多国籍企業の企業内貿易のために、為替レートのミスマッチメントが起ることはすでに指摘した。そのため多国籍企業の直接投資が経済の実態とは関係なく、たんに為替レートが割高の国から割安の国におこなわれる場合がある。そのような不合理をなくすためには、固定為替レートへの回帰も一つの方向と考えられる。現在世界には二一二の国・地域に一八一種の通貨が存在する（『東銀経済四季報』）。通貨のような経済的制度が、政治的国境によつて完全に分離されていることは真に奇妙なことである。マンデルやマッキノンの最適通貨地域の考え方によると、生産要素の移動性が高く貿易依存度の大きい国の中では共通通貨、つまり固定為替レートが望ましい。こうしたことから、一定地域の国々や貿易依存度の大きい国々の間ににおいて（一定期間後に改定をともなう）固定為替レートの採用が予想される。EU諸国が統一通貨に向かっていることは周知である。それは国家間の財政、金融政策の政策協調によるよりも、通貨当局間の相互の通貨のスワップ協定をともなう為替市場介入政策によつて可能なものである。

第三は、国際間の商品や生産要素移動にかかる規制の平準化である。関税ジャンプ（tariff jump）を意図した関税、非関税障壁、あるいは加工貿易地区のような直接投資優遇制度はストレートに直接投資の原因となるものである。これらは対内直接投資を誘致する効果をもつゆえに、上記の国内規制の場合と違い、引き上げる形で平準化が生じる危険性がある。そのような保護主義の圧力は見られると。しかし、それは双方の国の資源配分を悪化させるものであり、

このような囚人のジレンマの弊害が理解されることは、引き下げる形で平進化が進むであろう。

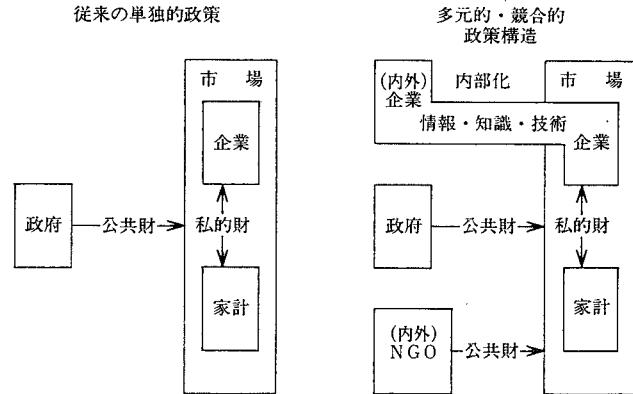
地方分権化

NGOの行動と国家の政策とが相反しないためには、国家は民衆の価値観の変化に柔軟、迅速に対応できるとともに、多様な価値観と両立できる制度とならなければならない。そのひとつの方針は、地方分権化であり、各地域公共団体がそれぞれ多様なかたちのローカルな公共財の供給を競争することである。この点にかんしてティボー理論が参考になる。ティボーはその古典的な論文で、各地域公共団体がローカルな公共財の供給において競争すると、居住者はその選好を最も満足させる地域に移動し、そのような足による投票(voting with feet)によって、消費者による投票と類似の類似市場メカニズムが働き、その結果、地域公共財の配分に関してバレート最適的な均衡状態が成立することを明らかにした。国内においては居住者の移動性が存在するから、そのような傾向は認められるであろう。かくて、国家は地方公共団体による分権化によって、現代の多様な価値観を吸収できるNGOに代替する制度化することが可能となるのである。すでに一部のNGOは地方公共団体の民衆組織への発展的改組を要求している(コーテン)。

地方分権化はまた、直接投資の相互乗り入れのためにも望ましい。この点に関してはクルーグマンが地域こそが経済的単位であるといっている。それは第一に、企業が工場立地をおこなうのは地域であって、國家(全体)ではないからである。工場立地の特徴は特定地域への集中化(agglomeration)であって、それは規模の経済についている点が強制力といわれる所以である。強制力は具体的には実定法による統治機構といってよいであろう。それは衰えたりとはいえ国家制度が存在するかぎり、企業やNGOにはない国家に固有のパワーである。

ちなみに、国家の強制力に対応する企業やNGOのパワーについて、必ずしも同一の次元のものではないが、第1表のような対比がなされている。このようにグローバル化される時代においては、多国籍企業とNGOの出現によって、国家は多国籍企業やNGOに対して強制力というパワーをもつ相対的な存在としてその制度が認められるのである。

五 国家、企業、NGOの競合関係と経済政策



第1図

第1表

国家(政府)	企業(市場)	NGO(市民組織)
コーテン 強制力	経済力	結集 integrative 力
ボールディニング 政治力	経済力	社会力
フレンチ他 強制力	収益 reward 力	規範 legitimate 力
ガルブレイス 刑罰 condign 力	報酬 compensatory 力	調整 conditioned 力
(後二者は Uphoff からの引用)		

性や外部経済性が及ぶ範囲である。したがって一国全体として空洞化が避けられなくても、特定の地域の繁栄は可能となるのである。第二に、人が労働者として、消費者として日常的に移動できる地域である。ここで地域とは、国境にかかわらず転居をともなわずに転職可能な範囲、財サービスの流通が容易にできる範囲、人的な接触が頻繁になされる範囲である。このように、多国籍企業やNGOのようなグローバルな制度と両立できるのは、国家のようなナショナルな制度よりも、むしろ地域のようなローカルな制度と考えられるのである。

相対的存在としての国家制度
多国籍企業、NGOによって国家の政策が無力化され、それに対応するため国家の制度が平準化され、地方分権化が進んで、国家という制度自体は当分のあいだ将来とも存続しようとを考えられる。なぜなら、国家は強制力(coercive or compulsive power)という便利な武器をもつ制度だからである。国家の政策は通常はその違反者に対して罰則をともな

ひば、それは近世以後に普及した国家のみ介入を認める経済体制よりも、次元を異にした進歩した経済体制といえるものである。そのうえ純粹經濟的見地から、國家、多国籍企業、NGOが主義の経済政策（公共財の供給）において競合する」とは注目に値する。経済政策の主体は伝統的には政府（国家）と見なされ、「ふねが、政策とは本来は強力な集団による意思形成、意思執行と考えられるものである。そうすると、従来の国家による単独的な公共財の供給が、グローバル化時代においては、多国籍企業の情報、知識、技術等（それらも公共財であるが）の内部化による伝達と、NGOによる多種多様な公共財の供給によって多元化、競合化されるようになるのである（第1図）。もちろん、それらがすでに見てきたように、政府の政策を弱体化させたり、政府の政策と相反したりして、その効果を相殺する場合もあるかもしれない。しかし全体として見れば、このよろな多元的、競合的な政策構造が、従来の国家だけによる単独的政策よりも、より多量でより多様な公共財を供給するようになり、各国そして世界全体の経済的厚生を高めることには明白である。

かくて、グローバル化による多国籍企業やNGOの台頭によじて、国家という最強の政治・経済的制度の転換は今や避けられない。だが、それは世界の歴史的変革の大きな局面であつて、社会の進歩と人々の生活の向上をもたらすと考えられるのである。

参考文献（翻訳のあらわのば、翻訳のみ記した）

- Uphoff, N. [1993] 'Grassroots Organizations and NGOs in Rural Development: Opportunities with Diminishing State and Expanding Markets', *World Development*, Vol.21, pp.607-622.
- Weisbrod, B.A. [1977] *Voluntary Nonprofit Sector, An Economic Analysis*, Lexington Books.

(付記)

予定討論者の岸真清教授から極めて適切、かつ丁寧なコメントをいただいたことに心から感謝したい。コメントの中心的なポイントは、國家、多国籍企業、NGOの競合する体制において、市民の利益がどう保証されるかについてであり、そのための国際基準はいくつあるべきか、それに市民がどう関わるかなどがどうかとふれ点と理解される。私の場合は、単純にNGOやホール市民と解して、NGOの政府および多国籍企業との交渉において市民の利益が保証されるかを考えた。しかし、教授のご指摘によるべく、それは開発途上国における多国籍企業やNGOの実態に必ずしもそぐわないものである。満足な解答ができるなかつたことをお詫び申し上げたい。

来「[原]版」文眞抄。

モーハル・イング、K.J. [1994] 桑田欽也訳『21世紀 権力のIII』

『國の産業能率大学出版部』。

ハーマン、H. [1995] 斎藤千志・雨森泰悦訳『市民・政府・NGO』

『O』編訳編。

福田菊 [1998] 『國際NPO』三創社。

本間正明編著 [1993] 「トマトへのロード」の経済学 東洋経済新報社。

ハーマン、H. [1991] 江夏健一・畠谷川信次監訳『グローバル企業と世界経済』ハルガ書院。

ケネディ、P. [1993] 鈴木主訳『21世紀の難問に備えて』草思社。

クルーグマ、P. [1994] 北村行伸他訳『脇「国境」の経済学』東洋経済新報社。

ローレン、D.C. [1995] 渡辺龍也訳『NGOとモランティの21世紀』学習書房。

Princen, T. & Finger, M. [1994] *Environmental NGOs in World Politics Linking the Local and Global*, Routledge.

Rose-Ackerman, S. [1986] *The Economics of Nonprofit Institutions*, Oxford University Press.

トマト、A. [1993] 『トマト』訳『外国籍企業と市場の闘争』ハルガ書院。

ナリヤン、R. [1994] 『福祉国家の衰弱と非営利団体の台頭』『中央公報』12月号。

バーナード、T.・バーンハバ、S. [1996] 江夏健一監訳『ハーバル国際、ライバル企業 世界市場競争の新展開』文眞抄。

田中明彦 [1996] 『新・世界 21世紀の世界シナリオ』日本経済新聞社。

制度転換とイノベーション

西田 稔

〈関西学院大学〉

この報告では、次のような手順で問題を論じてみたい。まず第一に、理論的な次元において技術発展および技術革新のメカニズムを考察すること、第二は、国によって技術革新のパターンやメカニズムおよび成果に相違が生まる原因を考察することである。そして第三に、これらの考察を背景に、日本の経済と産業・企業をめぐる環境条件の変化とともに、イノベーションにかかる「制度転換」の必要性あるいは可能性という問題を検討する。

一 技術革新の概念と理論

ショムベーターのイノベーション理論についてはよく知られているが、近年において、技術それ自体の展開の論理を明らかにすることを通じて現代の技術革新のメカニズムを説明しようとする理論的研究の流れが興隆している。

ローゼンバーグ(1976)によれば、ショムベーターの理論において区分された発明、革新、模倣という三段階は、そのような不連続な別個の現象として見られるべきではない。新しい事物についての原理が発見されコンセプトが着想されてから、その「技術的実行可能性」が事実として示されるまでに多くの工学的工夫が積み重ねられねばならず、さらに、その企業化に至るまでは、既存技術に対する要因を重視する技術革新のモデルが考えられることになる。

二 技術革新における国際比較論

(1) 日本における研究の進展

一九八〇年代の初期から中期にかけて鉄鋼、自動車、半導体、家庭用エレクトロニクスなどの産業分野における日本の成功とは対照的に、アメリカ産業の弱体化が目立つようになり、このことを理論的に説明するという仕事が必要となった。

ローゼンバーグ、セイハル、ドージ等の理論はこの課題によく適用できるようみえたが、それらは技術発展の原理論あるいは一般的論であって、日本だけでなくアメリカや西欧にも当てはまるものであるから、これをもつて直ちに技術革新における日本の成功を説明することはできないという問題が残される。西田(1985)、(1987)は、ビデオテープレコーダーに関するケース・スタディを踏まえながら、この問題に体系的に取り組もうとした試みである。また、青木昌彦(1989)と今井賢一(1990)はクライン=ローゼンバーグ(1986)によるイノベーションの「鎖状リンク・モデル」に依拠しながら、逐次的イノベーションの重要性を主張した。これは情報・経験の交流を重視するイノベーション・モデルに外ならない。

西田(1987)では、国際的に成功を収めた日本の重要産業におけるイノベーションの過程を説明するうえで、「留滞仮説」がよく適合する理由として、日本の産業システムにおけるいくつかの顕著な特徴——現場重視の態度、技術者と作業者との間の協力、関連企業の間での密接な交流と調整など——を取り上げたけれども、その分析

する新技術の経済的優位性つまり「経済的実行可能性」を確立するために数多くの技術的改善が積み重ねられなければならない。また、新しい技術が普及してゆく過程は、単なる模倣ではなく、引き続き行われる技術的改善の過程に外ならないと考えられる。セイハル(1981)も同様に、「革新活動の進化的性質」を強調している。新しい機械の開発において無数の小さな技術変化の積重ねをつうじて一つの「基本的设计」が生み出され、それを技術的目標として、いっそうの改善が進められる。彼は、このような技術進化過程の見方を「技術革新の習熟(learning-by-doing)仮説」と呼ぶ。すなわち、新しい技術の発展が科学者の頭の中や研究所の中だけで生まれるのでなく、新しい事物の生産や使用の現場における実践的経験をつうじて生まれるという見方である。また、ドージ(1984)は、技術発展の過程が連続的と不連続との両局面をもつという総合的な見方を示している。

いずれにせよ、彼らはイノベーションの理論的認識において、数多くの改善が積み重ねられてゆくという技術発展の累積的・進化的プロセスを重視する点において共通している。こうした見方に従えば、製造経験や使用経験にもとづく技術知識の蓄積、生産・販売の現場とR&D組織との間における情報の交流にもとづく技術発展と

は理論的に未だ不十分であった。その後、青木昌彦(1988)、島田晴雄(1988)、浅沼万里(1989)などによって、この面における精緻な理論的解説が進められた。アメリカ企業の階層的な垂直的情報構造と専門的セクションナリズムに対比される日本企業における「水平的情報構造とコーディネーション」(青木)、機械体系の一貫性よりも「機械に対する人間の働きかけ」の要因を重視する日本における労働の仕組み(島田)、組立てメーカーと部品供給企業との間ににおける「継続的取引」をつうじた「関係特殊の技能」への投資による製品開発能力の向上(浅沼)、などの理論的および実証的研究である(詳しくは西田総(1991)を参照)。

(2) イノベーションの日本型システム

イノベーションの活発化や産業における成功の度合が国によって違っているのは何故かという問題に対して、一般性のある解答を与えることが求められる。この点で、まずフリーマン(1987)とトルバル(1992)によって提案された「イノベーションの国民的システム」という概念が注目される。フリーマンは、日本が欧米にキャッチアップし、さらには新しいテクノロジー・ギャップを創造しつつあるのは、日本が特徴的な「イノベーションの日本のシステム」を生み出したからであるという。そのシステムは、(1)通産省による産業政策、(2)輸入技術の吸収過程における分解工学から生じたシステム思考、(3)高水準の教育・訓練およびそれと関連した社会的イノベーション、および、(4)日本型競争モデルおよび系列企業グループという四本の柱によって特徴づけられている。

フリーマンの議論は興味深いものであるが、最初から日本型シス

テムという特殊性に捕らわれてしまっているという欠点がある。むしろ、イノベーションを促進するのに適したシステムの一般的枠組みを考察して、そのうえで、このようなシステムの特徴に日本がどれくらい適合しているかということを考えてみるのがよいと思われる。そういう点で、ポーター『国との競争優位』(1990)における分析が参考になる。

(3) イノベーションを促進するシステム

ポーターによれば、国が競争優位をもつのは、その国の「企業がグローバル産業において「外国の企業に対する」競争優位を創造し持続する」ことによってであり、それはなによりも持続的なイノベーションとグレードアップによって可能になるとみられている。それゆえに、国の競争優位にかんするポーターの議論は、イノベーションの分析としてとらえることができるるのである。またイノベーションの概念にかんして、ポーターが前述のローゼンバーグたちと共通した考え方を取っているという点で、われわれの議論と整合的である。

ポーターによれば、国の競争優位は、(1)要素条件、(2)需要条件、(3)関連・支援産業、(4)企業の戦略・構造およびライバル間競争という四つの要因がイノベーションを促進するに適しているかどうか、さらに、それらの要因が互いに補強しあうシステム(「ダイヤモンド」と呼ばれる)を形成して、優位性を持続的にグレードアップするように作用しているかどうか、ということによって規定されると考えられる。

紙幅の制約からポーターの所説に詳しく立ち入る余裕がない。四

情報通信の技術とシステムの著しい発展、市場と競争のグローバル化、および世界の国や地域の間の経済摩擦がいつそう激しくなってきたことである。一九八〇年代から九〇年代におけるマイクロエレクトロニクスと情報処理・通信技術の発展によって、情報化の波は全世界を覆うようになった。それに重なりあって、「市場と競争のグローバル化」が進展し、世界的に從来の競争優位の構造に大きな変化が生じてきている。先進諸国の直接投資と技術移転によってN I E sや発展途上国の大工業化が進み、重化学工業やハイテク産業の分野においても、これらの国々の労働人口が先進諸国の工業労働者と直接的に競争できるようになった。世界的な労働市場の一体化、これこそが「メガ・コンペティション(mega competition)」と呼ばれる状況のもとも重要な特徴である。

こうした産業の環境条件における大きな変化が企業戦略と国の競争優位に与える影響を考察するときに、もっとも典型的なケースとしてV T Rを取り上げることができる。家庭用V T Rは一九七五年頃に日本企業によって開発されたデザインが、市場競争を通じて世界の「事実上の標準」となり、八〇年代中期には日本製のV T Rが世界市場のほとんどを制圧するという状況になった。この産業における日本の優位はあまりにも圧倒的なものであり、特に、テレビとは違って精密機構部の加工・組立てが必要であることから、それを安定した品質で安価に大量生産することは日本企業以外では非常に困難であった。それゆえに、ヴァーノン(1966)が「プロダクト・サイクル仮説」において描写したような、新製品の技術と生産の世界的な拡散過程は、家庭用V T Rについては容易に起こらないであ

つの要因のなかでも、企業の構造・戦略およびライバル間競争は、ポーターのもつとも重視する要因である。経営の慣行や方法は国によってかなりの違いがある。こうした企業の組織や管理方法というものは、権威への態度、個人間交流の模範、労働者の経営者に対する態度(およびその逆)、個人主義的行動かグループ行動かの社会規範、プロフェッショナル基準などのような要因によって影響を受けている。そして、これらは教育制度、社会と宗教の歴史、家族構造その他多くの、目に見えないけれども特異性をもつ国の条件から育つものであり、これらの要因によって構成されるものをポーターは「国環境」と呼んでいる。

こうして、ポーターによれば、イノベーションのシステムがそれを支える「国環境」と非常にうまく適合するような産業において、その国は成功を収めることができるという結論が導かれる。このよな分析の枠組みは、戦後から一九八〇年代にいたる期間、日本が製造業の重要な分野において国際的に成功してきた理由を体系的に無理なく説明することができるようと思われる。しかも、それだけではなく、われわれの現在の問題すなわち、日本の競争優位を支えてきたイノベーションのシステムが今後もこれまでどおりに有效地に機能するのかどうかという問題を考える場合にも、体系的かつ実際的な分析の枠組みを提供してくれるであろう。

三 経済環境の変化と競争優位

一九八〇年代から九〇年代を通じて、日本の企業と産業をとりまく環境条件が著しい変化を示している。とりわけ注目されるのは、

予想は覆された。

もうとを考えられた(西田(1984)を参照)。しかしながら、その後に生じた為替レートの劇的な変動にともなって、九〇年代に入つてこの予想は覆された。

もちろん、組立て工程や単純な部品の生産が東南アジアに移転されても、新製品の開発や、高度な部品の生産および開発は日本で行われている。自動車産業でも同様である。その意味で、日本の生産・輸出の構造が耐久消費財から資本財・生産財へと比重を移し、高度化しているのであって、日本企業の競争力が単純に低下しているわけではない。しかしながら、そうした関係がいつまでも続くといふ保証はない。今日では発展途上国で生産することが不可能だと言えるようないテク製品は少ないからである。

同時に、国際的な情報通信ネットワークの発達は、市場取引における探査や交渉のコストおよび(多国籍企業の内部はもちろんのこと)企業間での調整のコストを引き下げるという意味で、「取引費用」の節約をもたらし、国際的に市場取引が行われる範囲を拡大させている。先進的な多国籍企業においては、すでに材料・部品の開放的な国際調達のために独自のデータベースを構築している。こうして、製造技術の高い水準を最大の競争優位要因とする日本のハイテク企業でさえ、国内生産が海外生産(海外調達)かをめぐつて限界的な選択に直面している。こうした潮流のなかで、日本の会社が世界企業として競争力を高めることは、これからも可能であるけれども、それは必ずしも自動的に日本人の職場が増えることを保証しない。よほど独自性のあるイノベーションによって競争圧力の少ない製品・サービスを創造しないかぎり、企業は日本国内の従業員に

対して高い所得と雇用を与えることが難しくなる。

四 制度転換とイノベーション

これまで日本は、貿易上重要な特定の産業分野にもっとも優秀な人的資源を集中させ、そこにおいて、人々の間の協調的なチームワークにもとづく持続的な改善の努力と投資を累積させてイノベーションを促進し、企業集団や系列グループの形で関連・支援産業のクラスターを発達させて情報の交流と蓄積を加速させるとともに、異なる集団やグループの間での激しい競争意識によって、また外国の強力なライバルに対抗する必要から、ついに競争優位のグレードアップに努めてきた。一九八〇年代のある時期まで、日本の制度はイノベーションのシステムとして大きな成功を収めてきた。まさにその成功のゆえに日本の制度転換は難しいといえる。失敗した制度を否定するのとは違って、成功の因子を殺さないようにしながら、新しい変化の因子を導入するという矛盾した企てを行わなければならぬからである。

前述のような条件変化のなかで、日本のイノベーション・システムがどのように維持され、あるいは改革されてゆくのかという問題に對して、現在、三つあるいは四つのアプローチが追求されている。第一は、新しい技術体系の特徴を解明し、それに對応する科学技術政策を提案する児玉文雄(1995)などの研究、第二は、企業經營におけるイノベーションの組織的プロセスを解明する野中郁次郎・永田是也(1995)などの研究、第三に、新しい情報通信技術の時代に対応する産業組織を解明する今井賢一(1990)の研究、そして第四

言及しておかねばならない。猪木武徳・樋口美雄(1995)によれば、日本独特の終身雇用や年功制度などは一般的に存在しなかったことが実証的に明らかにされる。そうであれば、それが日本産業の競争優位に結びついてきたという主張も意味がないということになる。しかしながら、人間の行動は「事実」によって規定される以上に、その意識や観念によって規定されるものである。日本の企業社会の中に終身雇用や年功制度の觀念が育ち、それによつて、チームプレイによる情報の交流と蓄積を加速しイノベーションを促進したことが重要なのである。

企業の次元でのイノベーション・システムという点では、逐次的かつ累積的なイノベーションを持続させる能力を維持しながら新しく必要とされる要素をどのように加えてゆけるか、という問題にない。高度成長の時代が終わったことによって終身雇用と年功的昇進の慣行を維持することは難しくなっているが、企業は長期的な視点で雇用の安定と人材の育成に務めながら、同時に人材(技術者だけでなく、経営者のレベルでも)の移動を自由化してゆかねばならない。人材の自由な移動によつて、企業は多様性に富む人材から新しい型のイノベーションの能力を獲得することができるであろう。政府はこうした労働力の流動化を支援する仕組みを充実させるとともに新しいタイプの能力を具えた人材が育つよう教育・研究のインフラを充実させる必要がある。

ここで、人材と情報の移動にかんして、より一般的に考察しておきたい。その移動について二つのレベルが区別される。企業間の移動と産業間の移動である。小池和男(1994)は、人材の企業間移動

に、イノベーションを含めて異なる経済成果を生み出す経済制度を国際的に比較分析する青木昌彦(1988)、青木・奥野(1996)などの研究である。

これらのアプローチのうち、一番目と二番目のものは技術論あるいは技術をめぐる経営戦略論であり、経済学的には特に三番目の産業組織論的接近、および四番目の比較制度論的接近が注目される。以下では、それらを視野に入れながら、現実の問題に対する経済政策論として的一般的な立場を探つてみたい。

日本のシステムにおいて不足していたもの、新しい条件のもとで改革されるべきものは何か、ということをボーダーの枠組みに沿つて考えてみると、企業の組織、特に長期雇用と内部労働市場の要因、企業間の関係、市場競争の状態、そして高度で専門的な生産要素の能力を向上させる方向での政府の役割およびイノベーションの方向づけということが検討すべき重要な問題であると考えられる。

(1) 内部労働市場と終身雇用

イノベーションの進化的理論は必ずしも内部労働市場の存在を前提しない。しかし、終身(長期)雇用の慣行にともづく企業の内部労働市場は、無数の改善、改良的イノベーションの累積による競争優位の確保にとって、有利な条件であることは間違いない。卓越した個人の天才に依存するよりも、優秀な平均的才能のチームプレイによって、技術軌道の上の多くの課題を長期にわたつて解決していくためには、長期雇用の慣行と企業の内部における長期にわたる業績評価と昇進のシステムがもつとも適していると考えられる。

この点に関して、近年の労働経済学における優れた批判的研究に

が技能(仕事の技量)の形成にとって効果的ではないと考えられるので、必ずしも好ましくないと主張している。これと反対に、ボータ(1990)は、ライバル間競争を通じて情報や人材が企業間を移動するにつれて、産業の知識と熟練のストックがより早く蓄積されるので、イノベーションが促進されると考えている。シリコン・バレーの環境がおそらくその典型であろう。その反面で、ボーダーは、一つの産業から別の産業へと資源が素早く自由に移動することは、国際的な競争優位にとって望ましくないと主張する。なぜなら、イノベーションのためには一つの分野において資本と人的資源の両面で断えざる投資が行われ、知識・熟練が蓄積されることが必要だからである。

いずれの考え方が適切であるかは、状況に依存する。日本はこれまで、企業間でも産業間でも人材移動の比較的少ない「内部蓄積型」のイノベーション・システムによって国際的に成功してきた。しかし、同時に、九〇年代における技術のパラダイム転換と競争のグローバル化によって、新しい競争優位の源泉を獲得する必要に迫られていることも事実である。新しいデジタル技術とソフトウェア技術やバイオテクノロジーの進歩によって旧来の知識と技能が陳腐化し、従来から企業内部に蓄積された人材だけでは対応できないという問題も生じてくる。他方では、新しい産業分野の新生企業やサービス産業が人材を求めている。したがつて、現在の日本は企業間と産業間のいすれにおいても活発な労働の移動が重視されるべき時であると考えられる。

持続的な改善、改良を累積させるイノベーションのループを維持

しながら、人材の活発な移動を促進する仕組みが必要とされる。とりわけ、技術革新の担い手としての技術者・研究者および管理職に対する報酬制度や労働条件の改善が必要であり、かれらの創造性を磨くのに適した環境の整備に努力しなければならない。

(2) 規制緩和と自由競争の環境整備

従来の日本企業に不足しているものは、まったく新しい事業領域や需要を創造するようなイノベーションを構想し、それをシステムとして実現してゆく能力ということであろう。こうした能力は人材（技術者だけでなく、経営者のレベルでも）の自由な移動と競争、そして自分で活発な資本市場の環境のもとで育つものと思われる。そういう意味で、日本にもっとも不足していたものは自由な競争、とくに自由な参入、業界や政府の協調関係によって制約されることのない自律的な競争が行われる産業組織と資本市場であったといえ。そうした競争の条件を整えるために、競争制限的な規制の解除、独禁法によるカルテルの取締り、知的所有権の尊重などが必要となつていて。

いくつかの重要な産業分野において、日本は世界的にみて高い生産性あるいは競争優位を得ることができない。農業の外にも石油産業、化学工業、医薬品産業、幅広い流通業と物流業、多くのサービス産業、金融・保険業、そして情報・通信産業などがそうである。これらの産業はほとんど例外なく政府の強力な保護を受けてきたが、政府に支援されたカルテルに依存したり、あるいは政府の規制のもとで競争の範囲を制限され、村上泰亮（1982）のいわゆる「仕切られた競争」によって利益を保証されてきた産業である。こ

とができるためには、何か特定の分野における非常に優れた専門能力を保有していかなければならない。そのような専門能力は、やはり持続的な「習熟をつうじた技術革新」によって磨かれると言わざるをえない。

これまでも、日本の産業におけるイノベーションの大きな部分が中小企業によって支えられてきた。それらの中から逐次的イノベーションによって「ニッチ市場」で世界的に大きなシェアを獲得するような企業が数多く生まれている。しかし、それだけではなく、新しい企業の中から新産業や世界的な「業界標準」を生み出すような企業が現れて日本の経済を活性化することも必要である。

技術革新を行なうベンチャー企業が数多く輩出されるために、優れた人材と資本という二種類の生産要素の供給が不可欠である。ここでは、大学と既成の大企業に対してベンチャーのために優れた人材の供給源泉となる役割が求められている。また、ベンチャー企業に「投資」されるリスク資本は、貸付資本に比べてはるかに高度な特性をもつた「専門的」生産要素とならねばならない。新しい技術と事業に対する十分な評価能力をもつて、誕生したばかりの企業に適切な経営指導をする能力や必要な人材を斡旋する能力をもつことが必要とされる。

(4) 公共政策と政府の役割

政府は一方で自由競争の秩序を確立しながら、他方で、社会的にみて望ましい方向に沿ってイノベーションを誘導するという役割が求められる。そうした政策がもっと強力に行われるべき分野としては、実用的な電気自動車の開発と普及、太陽電池の開発と普及、資

うした分野においては政府規制の劇的な縮小と「自己責任」の原則にもとづく「自由競争」への転換によってイノベーションの自由を確立することが何よりも必要である。その場合、産業にかかる国民生活の安全や安定は、競争の制限とは別の方針によって追求されるべきものである。

(3) ネットワーク型産業組織とベンチャーエンタープライズ

情報通信技術の発展と関連して、新しいネットワーク産業組織の発展と従来のイノベーション・ループとの関係という問題がある。今後の経済社会は柔軟なネットワーク型産業組織の時代に移ってゆくという考え方方が今井賢一（1990）などによって示されている。これは単に情報通信のネットワークとことなく、もっと広く産業組織の変化をとらえたもので、巨大企業の統合形態を中心とするものから、規模の大小を問わず多くの企業が一つの事業の遂行のために柔軟に組み替わられる多様なネットワーク関係を形成するというタイプに、産業組織が進化するという見方である。日本の産業組織は従来からそのような性質を比較的強くもつていたわけであるが、情報通信システムの発展とグローバル競争のなかでそれが開放的な形態に変わりながら広がってゆく。

このようなタイプの産業組織は知識・情報・技能の交流をつうじてイノベーションを促進することが期待される。そこでは、今井賢一が強調しているように、ネットワークを形成したり組み替えたりする「編集」の能力、新しいアイデアやコンセプトの構造力が重要になる。しかし、それだけでは十分でない。ネットワーク型の柔軟な組織の中心になつたり、それに重要なメンバーとして参加するこ

源再利用技術の開発とリサイクル・システムの普及、その他地球環境保護の技術開発、高齢化社会における労働環境や医療システムについての研究、地球環境を破壊しない食料増産方法の研究などであろう。

イノベーションの社会的方向づけということは、「ユーダー・プロデューサーの相互作用」というイノベーション経路のもっととも広い範疇に当たる。この点における日・米の比較はきわめて興味深い特徴を明らかにする。経済的な低公害車を素早く供給する能力においては日本の方が勝っていたけれども、アメリカは一九七〇年代のマスキー法や最近のカリフォルニア州電気自動車条例にみられるよう社会的方향づけの点ではずっと先進的である。

五 結び

マイケル・ボーターが言うところの四つの要因（要素条件、需要条件、関連・支援産業の条件、企業の戦略・構造・ライバル間競争）からなる「ダイヤモンド」が一つのシステムとして互いに強化し合うときに、もっとも国の優位が高められるという考え方方は、青木・奥野（1990）の「制度的補完性」という概念を通じるところがある。しかし、システムの要素間の相互補完が一つの方向においてのみ作用するということは、システムが外部環境の大きな変化に対しても柔軟な対応力を失うという脆弱性をもつことになるかも知れない。

一般的に、大きなシステムはその内部に互いにチェック・アンド・バランスの関係をもつサブ・システムを含むことによって、全体の健全性を保つことができる。このことは、今井賢一がネットワー

ク産業組織の性質として強調している「多様性と柔軟性」という考え方を通じるものである。われわれは、日本のシステムの将来にかかる、国内において可能な限り多様性と柔軟性をもつてゆるに努めることから、クローバー型な方向におこしややを補うとするべく、よほど、「歴の深さ」経済システムをめぐらしくいかでかわすむに明かれる。

〔予定記者会見による返答〕

ロマンチーターの斎藤晃氏（駿河学院大学）から貴重ない指摘をいただいた。紙幅の制約から、以下にしおりてお答えした。

（問1）青木昌彦（1988）や明かにされた日本型システムの真髓たる「序列づけによるシナリオ」が崩れていあり、それにともなって企業構成員の「観念」も変質せざるをえないのではないか。（答え）指摘のとおりであり、日本企業の逐次的インベーショングの能力を保持していく新しい雇用・人事制度を設計する」とが課題となつた。

（問2）人材の移動が激しくなつても、既存企業間の相互補完的な提携関係などによつて、日本企業の技術開発力は維持されねどではないか。

（答え）そういう側面は確かに認められる。しかししながら、新しい分野の市場創造においては、既成企業の子会社の形態ではなく親会社との競合を避けるために自由な展開が制約されがちであり、この点でも新規のベンチャー企業が必要な理由がある。

（問3）独立した企業の間の「第一歩＝トピック・ベンチャー団体」

あることは、後藤晃氏『日本の技術革新と産業組織』（一九九三年）の「われわれは、技術距離の近い企業間関係」を通じたイノベーションの可能化を、どのように評価するか。

（答え）それらはボーダーの枠組みに沿つて置れば、関連・支援産業のクラスターの発展といふことになり、重要なイノベーションの経路であつ続かねば、国内のクラスターが解体されても、東アジアの規模で再構築される可能性性が重要性である。

参考文献

- 青木昌彦（1988）*Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy*（英語）『日本経済の制約分析』1992
- 青木昌彦（1989）『日本企業の組織と情報』
- 青木昌彦・鶴野田實編著（1996）『組織とシステムの比較幅度分析』
- 鶴野田實（1989）*Manufacturer-Supplier Relationship in Japan and the Concept of Relation-specific Skill, Journ. Japanese and Intern. Econ.*, No. 3.
- Dosi, Giovanni (1984) *Technical Change and Industrial Transformation*.
- Freeman, Christopher (1987) *Technology Policy and Economic Performance*（英語）『技術政策と経済パラメータ』1989
- 今井賢一（1990）『革新的・マーケット社会の展望』
- 猪木武徳・鶴口義雄編（1995）『日本の雇用システムと労働市場』
- Kline, S. and N. Rosenberg (1986) *An Overview of Innovation, in R. Landau and N. Rosenberg (eds.), The Positive Sum Strategy.*
- 小池和男、山・M・ホルンバーグ（1995）『日本とユーロ技術戦略』
- Lundvall, B.-A. (1992) *National Systems of Innovation*.
- 村上泰亮（1984）『新古典大衆の時代』
- 鶴田稔（1984）「トロタルクト・サインタル開拓と日本の新しい組織」
- （大蔵官立大学『新刊経済研究』）
- 鶴田稔（1985）「循環效果と企業行動による市場導進」（匠山論）
- 鶴田稔（1987）『日本の技術進歩と産業組織』
- 鶴田稔（1991）「産業システムと技術革新」（駿河学院大学『選択論集』第一八号）
- 野中郁次郎・永田是也（1995）『日本型ハーモニーハーフ・システム』
- Poer, M. E. (1990) *Competitive Advantage of Nations*（英語）『国と競争優位』
- Rosenberg, N. (1976) *Perspectives on Technology*.
- Rosenberg, N. (1982) *Inside the Black Box*.
- Sahal, Devendra (1981) *Patterns of Technological Innovation*.
- 齋藤豊満（1988）『人間社会と産業組織』
- Vernon, R. (1966) *International Investment and International Trade in the Product Cycle, Quart. J. Econ.*, Vol. 80, No.2.

コメント

原田 博夫
（専修大学）

まず何はともあれ、「制度転換と政策決定」という大きなテーマに積極的かつ幅広く取り組んでいる点、ならびに日本の体験してきた様々な事例を巧みに引用しながら大胆に議論を進めている点を、高く評価するとともに敬意を表したい。

ところで、報告者は冒頭の、方法論にかかる部分で、ブキャナン流の「公共選択論」とダグラス・ノース流の「制度ならびに制度変化としての経済史」アプローチが本質的に同一であるとの認識を表明し、したがって今回の報告ではノース流のアプローチにおおむね準拠するとしている。すなわち、制度(institutions)をルールとみなし、組織(organization)をプレイヤーとみなして、その相互関連性ならびに制度の変化や比較を、第二次世界大戦後の日本の経済政策という文脈で行おうといふものである。この判断の根拠などについてはそれ以上ここでは触れられていないので、今回のコメントの直接の対象とはしないが、こうした認識の妥当性ならびに有効性についても機会を改めてうかがっておきたいところである。

時間の都合もあるので、論点を三つに絞ってコメントならびに質問したい。第一点は、これまでの日本の政策決定／運営システムはおおむねうまくいっていたという評価についてである。基本的にはそうかもしれない。しかし、無条件でうまくいったなどとはとても

安定的に推移してきた中で、自国の経済的繁栄に焦点を当てて政策上の進路を取ってきたと思われる場合にも、おおむね当てはまるはずである。

加えて、自らの行動それ自体が、主体的な意思による積極的な選択・判断によるばかりでなく、こうした積極性を放棄して無為のうちに惰性的に日々を送ることで、決定されてしまうこともある。後者については、いわば積極的な判断を停止し、たしかに、前例を踏襲したり、周りと類似な行動をとったりすることで、一種の「思考の節約」をしているのだと言えよう。もとより、このような行動様式は、基本的には一個の意思決定主体に当たるべきものであり、こうした論理や想定を日本経済全体に拡充するのは無理があるし、方法論的にも問題がある。

しかし、日本経済全体の軌跡を見ると、何らかの明確な意思決定による部分と、偶発的・無作為な推移による部分とが痕跡として渾然としていることが、歴然としている。この後者の部分は、自らの手に余るほどの広範な問題に直面した一つの意思決定主体が結果的に判断停止に陥り込んでしまう先の場合とは異なり、異なった価値観をもつた多様な意思決定主体の間で交わされる社会的・意思決定に内包されている制度的・構造的な問題に関連している。

少なくとも、第二次世界大戦後の日本では、政治的・意思決定機構としての民主主義の方程式は、経済政策の決定に関してもかなりそれなりに機能していたと言えよう。経済の復興・成長・高度化に関しては大方の国民の合意を得ていたとみてよい。しかし、その後の低成長経済の下での社会の成熟化にさしかかると、多様な意見を載き

言えないのではないか。例えば、国際政治情勢などの外的な前提条件が、日本経済の成長と繁栄にとっていわば傍伴となつたのではなかいか。

典型的な事例としては、朝鮮動乱（一九五〇～五三年）のような真に皮肉なケースがある。朝鮮半島における東西陣営の対峙は、ある意味では、第二次世界大戦後の日本の進路の確定に当たって決定的であった。日本がアメリカの占領下に組み込まれたことが、朝鮮半島における東西陣営の対決の潜在的な端緒となつたと同時に、この朝鮮半島の戦火が西側（アメリカ軍）の兵站基地としての日本経済の重要性の再確認となつた。つまり、歴史現象では、時間的経過において、原因と結果は必ずしも一方的な因果関係ではなく、常に相互の依存関係が見て取れるのである。

このことは、一方の当事者が主体的に選択・判断したものであつても、そのことだけでは、一定の結果が出せるわけではなく、他方の（周囲の）当事者の選択によつても大いに影響されることを意味している。つまり、一方の当事者の立場からすれば、自らの行動は、自らの主体的な意思による作為の部分と、自らの意思によつては制御することのできない部分の合成物である。このことは、第二次世界大戦後の日本のように、自国を取り巻く国際政治の環境が比較的

きれず、社会的な意思決定が事実上頓挫した状態が散見されるようになった。かくて、われわれは今や、膨大な不決断の森にさ迷い入ったかに見えるのである。

結局のところ、政策決定に当たっては、作為と無作為の部分が渾然一体としているもののだが、政策評価に当たっては、それらをできるだけ区別し、識別することが必要であり、分析態度としても不可欠であろう。もとより、因果関係がしばしば相互連関しているように、作為と無作為も、自覚的ないし無意識的なそれの混合体だから、截然とした区別はけつして容易ではない。

第二点は、そのような全体としてうまく機能していた日本型システムも、現在では限界に達しているので、この日本型システムの枠組みを改変するような制度転換が必要だ、という認識についてである。

確かに、われわれはこのような言い方をジャーナリストティックにすることがよくある。しかし、その場合、日本型システムとは何なのか、そしてそれが限界に達したとはどのような状況をさしているのだろうか。前者については、「戦後の高度成長を支えた（その間に形成された）日本型企業システムは、政治・行政の政策決定・運営でも同形の構造を持つていて」ことをもつて、日本型システムとみなすとの基本認識が提示されている。

とりわけ、意思決定に際して協調的・情報共有型である点が、こうした類推にいたる基本的前提となつていて。しかし、企業内における組織の役割と、政策決定における官僚・行政の役割は、意思決定構造の内部では類似点があるにしても、外部環境との関わりにつ

いては決定的に異なるのではないか。あるいは、政策決定の性質を左右する政治制度に関連して、中選挙区制度（定数是正がなされたままの）こそが戦後日本の中小企業・農業・農村優遇政策の原因だったとしているが、日本と異なる選挙制度を持つフランスやイタリアなどの先進国でも自営業者や農民の声は政治の場で相対的に大きく反映されている。このようにみると、日本型のシステムの一般性と特殊性をもう少し厳密に規定しておく必要があるのではないか。

後者についても、「外的・構造的なさまざまな前提条件が変わったのだから、ルールを変更すべきだ」と言うだけでは、ルール変更のための必要十分条件とは言えないし、ルールの変更が行動・成果の変更につながるという保証もない。これまでの経験では前提条件がどの程度変化したときにルールの変更が行われたのか、そしてこの経験はどの程度的一般性を持っているのか、さらにはこれからのルールの変更はどのように行われるべきかについての判断基準などが必要である。

経済政策を、ある制度（ルール）の下で、政府（最大最強のプレイヤー）が、その他の組織（プレーヤー）なり、個人・家計なり、地域社会に対して、一定の目標に向けて影響を及ぼそうとするものだと解すれば、政策の決定・運営・遂行に関する各種のプレーヤーたちの行動様式（behavioral pattern）は、たとえルールが変わっても、基本的には変化しないのではないか。つまり、ルールが変わっても、登場人物が基本的に同じであれば、結果的に、それぞれの行動パターンに変化は生じないのではないか。

どんなルールの場合でも、それが日本、アメリカ・ヨーロッペで

行われると、それぞれに異なった様相が展開されているのではないか。唐突な喻えであるが、野球やサッカーでも、日本ではまず守備のゲームと見られているが、アメリカやヨーロッペでは攻撃ゲームの感がある。いわば、大リーガーのベースボールと日本の甲子園における高校野球では、本来同じルールの下でゲームをしているはずなのだが、まったく異なった印象を与えるのである。この印象が正しければ、プレーヤーの行動様式は結局のところ、「東は東、西は西」の言葉のように、本質的に変わらないのではないか。ちょうど、生物学者・今西錦司の「棲み分け」論の世界のようだ。

第三点は、分析の方法なし推論の仕方についてである。第二次世界大戦後の日本の政治政策システムの変遷を総括的に扱おうとする以上は、ある程度はやむを得ないことではあるが、あまりに多様な分析概念あるいはキーワードが多用されているのではないか、といふ懸念をぬぐえない。確かに、目配りは行き届いているが、主張の簡明性や首尾一貫性が失われ、その結果、各概念間でコンフリクトが生じているのではないかとの印象を否めない。

以上、問題点を中心に指摘したが、報告自体が基本的な狙いとしている、転換期にさしかかっている日本経済を、公共的意意思決定構造に着目して解明しようという方向には、大いに賛同するものである。

コメンント

岸 真 清

中央大学

山本報告のねらいは、伸長著しい多国籍企業とNGOに着目し、財政赤字、累積債務、官僚制の保守化など制度疲労著しい国家を活性化する制度転換の糧を多国籍企業、NGO、国家（政府）という三者の競合・対立関係に求めるにあつた。多国籍企業とNGOに公共財供給者としての期待を寄せ、そこから生じる政府とのあつれきを解消し市民の利益（福祉）を高める国際基準構築の提案は、グローバル化時代の難題に貴重な光明を灯した。

この結論を導くため、山本報告は、まず、多国籍企業とは対外直接投資を行っている企業のことであると広く定義する。その上で、A・ラグマンの内部化理論に準拠しつつ、何故、多国籍企業が政府に対抗する経済主体たり得るのか、その根拠を開陳する。実際、報告に声援を送るかのことく、日本企業の多国籍企業化は著しい。『ショットロ投資白書』によれば、親企業と子企業の企業内貿易比率は、輸出に関し、一九八六年の三六・一%から一九九三年の四三・六%へと上昇。同様に、同期間の輸入に関しては二七・二%から三七・〇%へと上昇している。この企業内取引の増加の理由を、A・ラグマンに従つて、國家を通さない企業内部だけの市場閉鎖的な取引が情報の非対称性と市場の不完全性を緩和し、資源配分を改善したからであると考えることができる。しかし、この国境を越えた

経済取引は多国籍企業を有利化するが、受入国の資源配分を改善するとは限らない。報告の貢献は、情報、地域、技術などの経営資源の受入国への伝達と受入国における規模の経済ないし外部経済の実現可能性を理論的に検証し、受入国の雇用と所得の向上、経済発展の促進を担保する国際基準構築について詳論したことにある。

次に、NGOを、基本的に、国家の枠と無関係に独自なグローバル行動をとり得る経済主体であると定義し、政府が提供する公共財との相克の中で核実験反対運動のごとく現地住民が望む公共財を供給する役割を評価する。アジア諸国の中でも、日本のODAそのものも無償協力から有償協力へ、また、大規模インフラ型から草の根型プロジェクトへと比重を移しつつあるが、一方では、NGO活動本格化の動きが見られる。事実、OECDの『海外経済協力便覧』は、NGOの贈与が一九八六年の八、一六〇万ドルから一九九三年の一五、九一〇万ドルへと増加したことを示している。ここでも、また、報告を指示するかのごとくである。

しかし、報告者の卓越したシナリオ通りに事が運ぶかどうかは別問題である。その理由は、多国籍企業化とNGOの伸長にもかかわらず、眞の意味で国際化、グローバリゼーションが進んでいるとは言い難い状況にあるからである。NGOにしても、報告者が指摘し

たように、日本の一九九五年の件数は三五一件にすぎず、歐米に比べてはるかに少ないのが実状である。他方、多国籍企業のグローバル化率も米国、ドイツと比べて低い水準に留まっている。グローバル化とは、資本、モノだけでなく経営ノウハウ、ヒト、文化の移転など、本来、総合的な概念を指すが、その指標として海外生産／国内生産比率（ジエトロ、前掲書）を用いた場合でさえ、日本の一九九三年度の海外生産比率は七・四%であり、米国の二五・三%、ドイツの一八・二%に及ばない。

これを克服する国際化の方法とは何であろうか。そのポイントは、報告者が地方分権化の概念によって説明したように、進出国と受入国双方の市民の利益に直結するグローバル化であり、それを支援するシステムの構築と思われる。以下、(1)市民の利益を保証する国際基準の構築、(2)その際の、政府、多国籍企業、NGOの間の理想的な分業の二点を選んで、この課題に接近することにしよう。

第一に、国際基準の構築。マクロ経済政策を有効に機能させるため、報告者が提案する標準化（基準の策定）は、(1)社会的規制たる環境規制の適用、(2)固定為替制度への復帰、(3)関税、非関税障壁、加工貿易区設置のような直接投資優遇制度の整備である。実際に明快な提案である。しかし、この内、社会的規制と直接投資優遇制度の標準化には賛成、固定為替制度の復帰には反対したい。その理由は

為替レート変動対策はヘッジングによる対応が可能であると言えばかりでなく、経済規制に反対したいからである。

ただし、為替変動リスクの問題を別として、報告者も規制を尊重

しているわけではない。環境規制にしても直接投資優遇制度の標準化に合致した行動。また、ディスクロジャリー、財務報告など会計基準（情報規制）の充足を条件とした投資家への呼びかけが必要となる。この市民と企業を直接的に結び付ける努力が市民の利益を第一義とした国際会計基準を形成することになる。他方、NGOは、もともと、政府の規制に対抗し、地域のニーズにもとづいて発生した主体であった。しかし、行動方針、財務内容の明確化など、多国籍企業と同じく、情報の公開に関する国際基準を作成する必要がある。

第二に、政府の役割。政府機能の弱化を悲観視し、多国籍企業、NGO、政府の三者鼎立時代の到来を想定する報告者に対し、一層、市民の役割に期待し、市民を主役とした社会・経済システムの確立を提案したい。このシステムにあっては、政府の役割はインフラの構築、ナショナル・ミニマムの実現、市場の失敗の補完に限定され、その他のことは、すべて、民間部門が担当することになる。

国際基準の構築も市民の参加を基盤とするが、まず、市民と新しい組織との契約が出发点になる。契約に際し、たとえば、株主として多国籍企業に参加するためには、取引先の選択基準、取引の透明性、リスク管理の方法など管理システムの明示が判断基準として用意されなければならない。売上と利益の評価基準を明確化するなど、市民と企業の間で負担とそれに見合った収益還元チャンネルを確立できるかどうかがポイントとなる。企業と投資家を結ぶ配当状況を、通産省・産業政策局の『海外投資総覽』によって見てみると、好業績を収めているアジア進出の日本製造業の配当性向は、一九九三年三月末段階で、四二・〇%に留まっている。全国法人企

化にしても紛れもなく一種の規制であるが、報告者がこれらの国際基準を策定する目的は、あくまでも自由化促進の基礎的環境を整えることにある。この考え方を補足するため、新しい型の規制と重化学工業化がイメージする従来の規制どどいが異なるのか、若十、整理しておこう。

たとえば、アジア開発銀行の Asian Development Outlook 1995 and 1996 は、金融にかかる政府規制を、(1)経済規制、(2)ブルーデンス規制、(3)情報規制の三つのタイプに分けている。この内、経済規制とは、政府所有、参入規制、業務分野規制、金利規制及び政府債購入義務、金利補助及び信用分配。ブルーデンス規制とは、銀行、保険会社、証券会社のそれぞれが取引する金融商品の価格と数量を会計基準に従って報告する義務を負わせる金融インフラのことである。アジア諸国において、ブルーデンス規制と情報規制の重要性が認識されるようになったのは一九八〇年代に入ってからであり、それ以前は経済規制が重んじられる反面、預金者、投資家の保護に不可欠なブルーデンス規制と情報規制は軽視されてきた。この変化は生活者重視の経済政策のスタンスを反映するが、各国の規制の型が国際基準策定に大きな影響を与えることは疑いない。

したがって、これから国際化の決め手は、経済規制の撤廃とブルーデンス及び情報規制の強化、それに進出先国の社会・経済システムの理解である。たとえば、多国籍企業と現地企業との間の競争条件の確保、現地と融合した雇用・労使関係の標準化など現地のニ

業の平均配当性向の四七・一%、さらに在日外資系法人企業の平均配当性向の七六・七%を下回り、この改善が要求されるところである。

NGOも、グラス・ルーセー的に市民の圧力から生まれたNGO、教会、ボランティア組織など公的・民間双方の圧力から生まれたNGO、さらに政府の政策決定サークルから生まれたNGOの三つのタイプが存在するが、いずれも市民が主役であることに変わりはない。多国籍企業と同様、参加者（資金、労働力の提供者）に、新緑のごとく、活動の果実を楽しめるチャンネルの確立が必要となる。次に、契約が実行されているかどうかの監視と厳しい罰則を含めたルールの遂行がポイントとなる。市民の監視能力と審査能力が不十分な経済発展初期段階のことときケースでは、政府がその役割を担い、情報と市場の不完全性を和らげざるを得ない。しかし、やがて、経済発展とともに伴う市民のニーズの多様化が、会計士、監査役のごとき専門家を育成し、市民サイドの監視・審査能力と市場管理能力を高める。この意識を持った市民が多国籍企業とNGOの活動に参加するほど、それぞれの組織によるルールの遂行を容易にし、さらに国際基準の策定へと繋がることになる。

万が一、民間部門内のルールの遂行が失敗に終わった場合には、政府、国際機関の規制と調整を必要とする。しかし、公共部門の出動も市民の要請にもとづいている筈である。民間、公共部門双方の二重の規制と調整を対抗的に行う布石が万全と思われるが、この考え方は、報告者が提議した国家、多国籍企業、NGO三者の対抗の概念と合致するものであろうか。

□ メンター

齊

藤 昊
(愛知学院大学)

西田先生の報告は、大変懐の深い、スケールの大きい骨太の報告であり、共通論題にあわしいものであった。この「制度転換とイノベーション」という論題の下で論じなければならぬ論点は二つあると思われる。一つは、イノベーションを促進するためには制度をどのように改めるべきかであり、第二は、イノベーションによって制度がどのように変わるのか、である。報告は、この二点に十分答えていたに留まらず、この種の問題を考える際の理論的なフレームワークを明確に示している。その意味で、全体が大変分かりやすい構成になっていたり、また理論の進め方や政策提言を引き出すまでの道筋および提言そのものがリーズナブルでオーソドックスである。したがって、評者は、提示されている政策提言には異論はない。

報告は、四部構成になっているが、基本的には三部より成っていると思う。第一部は、技術発展ないしは技術革新のメカニズムの理論的解明である。そこで、ローゼンバーグ、セイハル、ドージ等の理論が援用され、報告者の著書『日本の技術進歩と産業組織』以来、報告者が一貫して主張している考え方、すなわち技術進歩の累積的・進化的発展および習熟効果の重要性が強調されている。第二部は、ボーテーの『国の競争優位』の理論に基づき、第一部で述べているが、技術発展に関する企業間の協力補完関係に改めて言及しておいた。これに関して、次の四点を指摘した。

④ P. Geroski が、Market Structure, Corporate Performance, and Innovative Activity 1994 における、イノベーションにおけるプロデューサーとユーザーとの関係に注目し、ユーザーの役割の重要性を強調している。

ゲロスキィは、イノベーションがどの産業部門で作られ、それがどの部門で使用されたかを示す、「イノベーションの産業間フロー」分析を、イギリスの産業を対象に試みた。その結果、機械工業、精密機械工業、電子機械工業および化学工業の四部門がイノベーション全体の六八%を生産していること、またサービス業、織維工業、機械工業および鉱工業の四部門がイノベーション全体の四五%を使用していることが明らかとなつた。

さらに興味深いことに、ゲロスキィは、プロデューサーの得る新知識の多くはユーザーから來るものであること、したがって、このようなユーザーからの新知識の流れがなければ、イノベーションの相当の部分が日の目を見なかつたであろうことを指摘している。またここで特に注目されることは、ユーザーのニーズを技術的に具体化させるには連絡のプロセスが必要であるが、それは一企業内で管理するよりは、企業間のネットワークによる方が適切であることが示唆されていることである。

⑤ 後藤亮は、『日本の技術革新と産業組織』(1993)において、研究開発のスピル・オーバー効果に注目し、一産業の総要素生産性上昇は当該産業の研究開発によるところはもとより、「技術距離」の近

られた技術革新のメカニズムが日本の経済、企業・産業の諸システムにマッチしていたことが明らかにされる。このボーテーの理論は報告の核心たる第三部への見事な橋渡しになっている。

さて、日本の経済・企業・産業をめぐる環境条件の変化として、報告者は、次の三つを挙げている。情報・通信の技術とシステムの著しい発展、市場と競争のグローバル化、および国際間の経済摩擦の激化である。実に的確な指摘である。これらの変化が、日本の技術革新のメカニズムにどのように影響するかを、ボーテーの「ダイヤモンド」の概念を踏まえて論ずるのが第三部である。この第三部が今回の報告の中心であることは明らかであるが、それを論ずるに当つてのフレームワーク作りが第一部および第二部である。そこで、まず第一部に関連して二点お教え願いたい。

第一点は、科学的研究成果が新製品や新製法に結実するという、技術進歩が直進的・単線的に発展するのではなく、技術発展は、むしろ現場等の経験・学習を通じた、知識・情報の積み重ねや改良・改善の累積的・進化的発展であることは論議の余地がないと思われるが、そのような累積的・進化的発展が、もはや一企業の内部においては不可能で、企業間の協力の下で行わざるを得なくなつたのではないかということである。この点に関しては、報告にも触れられ

いた他産業による研究開発のスピル・オーバー効果も無視し得ないことを実証的に明らかにしている。

⑥ 故・浅沼萬里は、「調整と革新的適応のメカニズム・自動車産業における部品取引の構造」(1993)において、部品メーカーと完成車メーカーとの間の「顧客関係」に注目し、「貸与図」部品メーカーから「承認図」部品メーカーへの、部品メーカーの成長・発展を分析している。そこにおいては、完成車メーカーが「承認図」部品メーカーと協力しながら技術開発を開拓している実体が分析されている。ただし、この部品メーカーとの「顧客関係」は、下請関係に留まらず、例えば、トヨタと新日鐵との間のような、独立企業間にも存在し得ることが示唆されている。

⑦ 青木昌彦は、「日本経済の制度分析」(邦訳1992)において、ローゼンバーグの「連鎖モデル」を使い、日本企業の技術開発の特徴を明らかにしている。すなわち、從来から日本の企業では、市場から生産へ、生産から再設計へといふ、「連鎖モデル」における隣り合う短い回路間のフィードバックは盛んに行われており、それが改良型技術革新を秀でたものにさせていた。これは、隣り合った職場間の横のコミュニケーションが密である日本の企業の情報機構によくマッチしている。

ところが、市場や利用者の動向を先取りして、根本的に新しく製品化する可能性につながる、「連鎖モデル」における川下の末端から上流の先端への長い回路のフィードバックは、日本企業に欠けるところである。応用型・改良型技術ではなく、generic technology(基礎的技術)が日本企業が苦手とする所以である。しかし、報告

者も指摘しているように、今後日本企業が力を注いでいかなければならぬのは、まさにこの基盤的技術開発である。青木によると、現にそのことを自覚し、努力しようとしている企業が増えているという。

「連鎖モデル」における長い回路のフィードバックの確立が必要であるが、それは、一企業だけで行うよりも、プロデューサーとユーザーの関係にある企業、「技術距離」の近い企業、および「顧客関係」にある企業の間の協力で行う方が達成されやすいと考えるが妥当ではないか。これを関係企業同士の合併によって処することも考えられるが、企業内のヒエラルキーが最近崩れつつあるとはいえ、青木も指摘するように、別々のヒエラルキーが一つになるのは難しいのではないか。むしろ、ネットワークによる方が遙かに現実味を帯びているといえよう。最近の情報通信の著しい発達がこれをますます容易にするだろう。基盤的技術の開発の要請と技術開発におけるネットワークの重要性は、相互補完的に高まるであろう。

第二点は、上との関連で、日本の産業組織に変化が生ずるのではないか、という点である。従来の、重化学工業を中心とし、専ら規模の経済性を追求してきた日本の企業グループはその存在理由をここにきて急速に弱めていくのではないか。代って登場するのは、柔軟・多様で、変転極まりない「連結の経済性」(宮沢健一)を追求するネットワークを主体とした独立企業群である。そのように柔軟に変化し、ネットワークを主体とする独立企業が互いに競争し合う、新しい産業組織が期待されるといったら、読みすぎになるであろう。

以下、報告の「制度転換とイノベーション」を中心として、若干、コメントをさせていただく。

第一点は、内部労働市場なし終身雇用制に関するものである。

報告

者は、終身雇用制そのものの有無より、その背後にある「観念」の果たした重要性を指摘している。この指摘は大変鋭い。しかし、日本の内部労働市場における事実変化には、やはり注視せざるを得ない。青木の主張するインセンティブの真髓たる「序列づけによるヒエラルキー」は、日本経済の成長鈍化と情報の共用化により、中間管理層の縮小、組織のフラット化によって崩れつつある。このようないくつかの事実的重大な変化は、結局は「観念」をも変化させるのではない。

第二点は、企業間ないしは産業間の労働、特に若年労働の移動に伴う「技術開発の継続性」についてである。最近、日本においても、特に若年労働の移動が取り沙汰されるようになつたが、上で述べたような技術開発に関する企業間の相互補完的な関係が強くなれば、「技術開発の継続性」は、それなりに保たれるのではないか。

第三点は、ベンチャービジネスの育成についてである。グロスキーリーは、上の著書の中で、イノベーションと競争・参入の相乗効果を強調し、特に参入については、海外からの参入にも注意を促している。日本のベンチャービジネスの育成については、多くのことが指摘されているが、海外のベンチャー企業をより積極的に誘致し、刺激を与えることも重要である。そのための具体策の一つとして、海外企業が日本で株式を直接公開できるように日本証券業協会の規則改正を急ぐべきである。

総括

総括 I

植草 益

植草 益
野尻武敏
(東京大学)
(大阪学院大学)

系の提示が必要だと思われる。

第五十三回大会の共通論題は、第五十回大会以来の日本の社会経済システムの展開を扱つたものとかなり類似しているが、今回はこれまで扱わなかつた内容を取り上げており、各報告は新たな視点と示唆に富む見解を提示している。

第一の川野辺裕幸報告は、公共選択論を理論的基礎に据えて、日本型政策システムの特徴と問題を分析して、二十一世紀に向けた新しい政策決定システムを提示するとともに、今後の政策課題とその推進の方向を分析している。第五十回大会以来の共通論題の報告・討議を読み返しながら川野辺論文を読むと、日本の経済政策の新たな方向についてプロトタイプの総合レビューが出来上がつたと思われる。しかし、今後の政策課題として報告者が重視している産業規制 地方分権および公共投資について、より具体性をもつた政策体

系の提示が必要だと思われる。

第二の山本報告は、グローバル化の進展に伴つて多国籍企業とNGOが国家に対抗する新たな制度として重要な役割をもつてきたことを指摘した研究である。前者についてはこれまでに多くの研究があるのに、やや新鮮味に欠けるが、後者のNGOについての分析は新鮮な知的興味を惹起させた。NGO研究は今後の学会における大きな研究課題となることを示唆している。

第三の西田報告は、近年の技術革新の進展が産業組織や企業組織にどのような変化をもたらしてきたかを分析するとともに、今後の政策課題を整理した研究である。この論文も総合レビューとして優れているが、近年の技術革新が経済、社会、政治、文化の全般にどのような変革をもたらしてきたのかを分析するのが本研究の課題だったことを考えると、より広い視点での分析が望まれる。

の点を前面に立てて議論が展開されていたなら、論旨はいそそう明確にされていたのではないか。

(2) もっとも、歴史動向を規定する要因はきわめて多様であり、

「制度疲労」が深まっている今日、共通論題に「経済発展と制度転換」が選ばれたことの意義は大きい。川野辯報告は、わが国の政策決定メカニズムを中心に行政、政治、ならびに圧力団体の作用連関を分析して新しい時代に向けての改革方向を探り、山本報告は、経済の体制的グローバル化のうちことに多国籍企業とNGOの急増に注目して国家の無力化の傾向を明らかにするとともに今日求められる制度的な転換の方向を追求した。西田報告は、技術革新にかかる最近の代表的な理論的分析と国際比較を紹介したのち、これからわが国のイノベーションの方向とそれを推進すべき施策方向を提示した。

1 いざれも興味ある報告だったが、全般にかかわるコメントを

一、二加えておこう。

(1) 今回の共通論題にかんしてまず想起されるものに、例のヘル・マルクス流の「量から質、質から量への転化の法則」がある。本日の主題に則して言えば、経済の量的発展のなかで当初はその促進要因だった諸制度がやがて発展阻止的となつて転換を求められてくる、ということになる。

本日の報告はいざれもこの過程に言及されてはいたが、もっとこ

〈シンポジウム〉

震災復興と制度転換

新野 幸次郎
〈神戸大学〉

周知のように、A・マーシャルは、伝統的な生産要素と考えられてきた土地・労働・資本よりも、第四の生産要素としての産業組織の方が今日では重要な役割を果しつつあり、その重要性は今後ますます増大するであろうと、いまから百年ほど前に喝破していた。かれが、産業組織といっていたものは、(1)企業の組織、(2)独占とか競争とかいった市場の組織、(3)産業と産業との関係、ないし産業構造、および、(4)政府と産業との関係等々であった。伝統的な生産要素が有形のモノであるのに対して、産業組織は人間が頭脳の力で出した結果であるから、かれはそれによって、モノに対する知識・情報、したがつてまた、制度の重要性を力説したことになる。

ところで、この種の制度転換は、科学技術・価値観・国内外の政治経済環境などのドラマティックな変化のほか、今回の大地震のような大規模な自然灾害の勃発にも必要不可欠となる。ちなみに、震災復興の最大の問題となっている住宅復興の問題をとりあげてみよう。震災の結果、住宅を失った人々のために、現在神戸市では三万戸をこえる仮設住宅を設けている。ところが、最近の市当局の実態調査によると、回答のあった世帯の八四・四%が

「転居の見込がない」と答え、転居の住宅希望（複数回答）では公営住宅が七六・七%に上っている。しかも、この調査で判った重要な点は、面談できた二六・八二八世帯のうち、六五歳以上の独居世帯が全体の二〇・六%、これに高齢者夫婦などの複数世帯の一〇%を加えると、高齢者世帯が実に三〇%をこえていることである。仮設住宅の高齢化率は市内平均の一四・〇%（二月一日）の倍以上の一三一・二%に上っているが、仮設住宅の団地によっては五六・四%にも上っているところもある。いうまでもなく、高齢者がすべて極貧者ではない。しかし、これらの人々に対して、個人資産にならぬような対象に対して国が、現金による補助を行なうことはできないといふ従来の制度的運営原則を固執することにすれば、これらの人々の多くは、死に至るまで再び恒久住宅に住むことはできないことを考えられる。大型台風でもくれば転ぶくの危険性もある極めて不完全な仮設住宅に永久に住むしかなくなってしまう。

この状態を克服するためには、一部の人々が提案しているような憲法第二十五条の生活保障を基本とする被災者支援特別措置法（仮称）のようなものの制定が不可欠となる。それによって、あるいは、

借家層のための家賃補助や自力で家屋を再建する人々への補助および利子補給なども可能になるであろう。何れにしても、従来の制度を転換して、全く新しい可能性を保障できるものにすることが望まれる。

住宅問題の緩和のためには、現行の制度でもある定期借地権制度の利用によって、土地購入なしに安く家を建てる事を考えるほか、定期借家権制度のような全く新しい制度を導入することによって、余裕のある地主ないし建築業者がうま味のある借家建築を加速させることも望まれる。また、これ以上にも、新しい住宅建築のコスト軽減のための一助として、住宅輸入に門戸を解放するだけでなく、輸入住宅建築のための外国人労働者および技術者の入国とその活動を保障する新制度の導入も必要であろう。

例を住宅問題一つに限つても、このような多様な形での制度転換の必要性が痛感される。しかし、いうまでもなく、震災復興は、この住宅問題を基本とするとはいへ、それだけで終わるわけではない。ここにとりあげた住宅問題ともかかわる地方分権の拡大の問題もある。不幸にして、大量の破壊を受けたために、区画整理事業地区や重点復興地区の対象となつた地域では、まちづくり協議会などの必死の努力にも拘らず協定が成立せず、住宅復興の道が見出せない状態が続いているところも多い。その原因は多様であつて一概にまとめる訳にはゆかない。土木系の都市計画論者のなかには、抜本的な防災都市構造を策定・実行しないと、再び今回のような大震災が起ることは眼に見えているのであるから、住民の個人的利益と結びついた要求は安易に認めるべきではない。それが住民の眞の安全・

幅な規制緩和が行なわれること。被災は上述の住宅だけでなく、商業や工業をはじめとする経済活動の全領域にまたがっている。しかも、世界各国の経済は、いわゆるグローバリゼーション化の渦中にあり、ドイツや日本の賃金に比べると何十分の一にしかならない賃金水準で労働できる数億人をこえる新しい労働者が世界市場で働くようになってきている。おまけに、一部の先進諸国ではこうした状態を克服するためのダウ・サインジングに役立つ就業過程の高度情報化が進展している。そのため、日本経済全体が一つの構造転換を迫られ、各都市でもそのため体質改革を進めていところである。こういう中で、大規模な被災をうけている都市経済を復興しようと思えば、日本全体の構造転換の先導的地域となれるような新しい芽を経済規制の大緩和によって実現するしかない。神戸市はかねてより輸入促進機構を設立し、そのための民間中心の努力を重ねてきたが、この際フリー・アクセス・ゾーンとしての特色を生かせる一層の規制緩和を要請したり、さらに一步進めて、事実上中国などが設けてきた経済特区に匹敵するようなエンタープライズ・ゾーン（この原型は周知のように一九八一年のサッチャーポーによるロンドンのドックランードのそれである）などを提案したのはまさにこうした理由による。いうまでもなく、こうした要請の達成は容易ではない。しかし、一部の人人が受けとめているように、これは神戸経済復興のためのたんなる特別例外措置ではなく、日本経済全体がグローバリゼーション進展の中で検討を迫られているバイロット事業の一形態と受けとめてみることが望まれる。

地方分権による震災復興達成の第二の条件は、現行の財政制度の

安心なまちづくりのための公共的原則でなければならないという人もある。しかし、震災地の復興まちづくりで起つて各地都市計画審議会をめぐる争いの中には、法令上の制約のために住民自身によるまちづくりを困難にしている面のあることも否定できない。そつてみても、国の補助対象になる道路の幅員がきまつていて、震災地の地方自治体はどうしても補助対象となつている方式に従つて道路建設をせざるえない。また、道路に限らず、同じ補助対象になつていているものであつても、補助率の大きいものを中心に計画を立案しようとする傾向が働くことも否定できない。ところが、考えてみると、中央政府が従来設定していた補助対象や補助率は、いうまでもなく、今回のような大規模災害で、それの復旧および復興が時間的に急を要し、さもないと大きな社会不安を惹起するような危険性を考慮して設定されたものではない。本来ならこうした諸規定は、異常な緊急事態に対応して特別なローカルルールに変更されてよいはずのものである。しかし、中央政府の場合、こうした特別措置の決定はきわめて困難である。

事柄の緊急性を考えて、もし、こうしたローカルルールの提案権が大規模災害地に認められ、中央政府との均衡によつて実際にそれが容認されるような道が開かれるか、もしくは、はじめから地方分権が認められて、地方自治体が自由裁量的な予算配分をすることが認められるようにすることが工夫されなければならない。

もつとも、こうした地方分権による震災復興が成功するためには、次のいくつかのことが準備されることが望まれる。まず、第一に、大改革である。先述したように、現状の震災復興の財源は専ら国に求められるようになっている。したがつて、一九五五年七月に発表された兵庫県や神戸市など被災市十町の復興計画は押しなべて国への財源要求の形にならざるをえなかつた。いうまでもなく、本来震災復興は、これから社会経済の進展に則した新しい理念に基づいた住民の合意できる方向での都市づくりを実現できるものでなければならぬはずである。そのためには、地方自治体がこうした既成の中央依存型ではない財源をもつことが望まれる。こうして、地方交付税をはじめとする、現行の国と地方の財源問題について抜本的な再検討が行なわざることが必要となる。ちなみに、よくとりあげられる地方交付税についてみてみよう。現在では、全国四七都道府県では東京都のみ、また全国三千市町村では僅かに百程度の市町村だけしか地方交付税の不交付団体にはなつてない。この財源配分の仕組みを変えるだけでも、地方分権の仕組みは大きく変更できる。つい最近、遠藤日本銀行神戸支店長が、兵庫県は過去十年間に十兆円をこえる国税を収めているのに、県内に投入された公共事業関係費用は二兆四千億円にすぎないことを例にあげて、「これだけの利益をもたらした地域を救い上げる責任が国にはある。『神戸だけが』ではなく、『神戸だからこそ』といふ発想が必要だ」とのべた。また、今日討論に参加される林敏彦教授も、かつて、復興に國がコミットメントする不可欠の理由の一つとして、國の保険機能をあげられたが、それもこの線上で理解することもできるであろう。何れにしても、復興債の発行等々のことも含めて、地方自治体の自主財源の確立は、新しい制度確立の一つのポイントになることは間違いない。

しかし、こうした自主財源の確立ができるようになればなるほど、地方分権がその実をあげるようになるためには、住民自身の総意による復興理念の確立ないし住民自身の意志決定による都市計画の策定が可能になつていなければならぬ。行政が統治能力を一時的にではあれ、失つてしまふような大規模な災害が起つた場合、往々にして住民は生活の確保のためにいろいろな問題についての住民参加による決定を要求することになる。周知のようにアメリカでは建国の特異性があつて、その当初から地方政府はいうまでもなく国政についても権利としての住民参加の方式が確立され、色々な矛盾を含みつつも歴史的展開を続けてきた。その結果、個人的なエゴと公共の利益との調整メカニズムについてもそれなりの確立が図られてきた。しかし、不幸にしてわが国では、地方自治が平和維持とともに新憲法の二つの新機軸として導入されたにも拘らず、住民参加による地方自治の体系は確立されず、よく言われるようく、せいぜい三割自治のレベルにとどまっていた。そのため、直接民主主義的な住民参加の要求の登場とともに、ともすれば個人的なエゴに傾いた要求が表面化し、公共の利益についての配慮ないし、それとの調整ルールの確立が困難になるという状況が続くことになる。もし、こうしたルールの樹立ができぬで混亂が持続することになれば、それは地方分権方式では緊急を要する震災復興などは不可能なことになる。注目を要する点である。

もつとも、震災復興と関連して、公共の利益と個人のそれとの対立が、わが国でとくに顕著になるのには、それなりの十分な理由がないことはない。わが国では、明治六年の地租改正以来、土地の私産を保有せず、日本全ての不動産をバックにした証券という形で自分の不動産をもつ、しかも、その証券は小口化され、それを何口かもつという形の資産保有形態にしておけば、かりに特定のところに大規模災害が発生し、その復興のために減歩その他の必要が発生しても今日の状況のような困難に直面することなく問題の解決が可能になるであろうといわれる。私有地を漸次、地方自治体や国が買上げて公有地の拡大を図るという伝統的な方式と並んで今後真剣に検討されてよい方式であるといえよう。もつとも、こうした新制度の導入は、今回の震災復興に役立つものではなく、将来の大規模災害に備えるための制度転換の提唱といわねばならない。

以上のはかに、震災復興をよりスマートかつ有效地に達成するために必要と考えられている制度転換には、工場等制限法の緩和とか、人材派遣業の規制緩和などのほか、ベンチャー企業の創立を可能にするような新しい制度の確立など実際に多くのことがあげられる。私はこの報告において、さらに検討を加え、私の報告のあとに行なわれることになっているパネル・ディスカッションに少しでも役立てるようになつたいと考えている。

有制度が確立され、その後永らく少數の地主がわが国全土を支配してきた。ところが、戦後の寄生地主制度の崩壊を契機として、土地所有者の数は急増した。土地は周知のように供給の価格弹性が極めて小さいものである。したがつて、経済成長率の増大とともに、その資産価値が比例的に増大する。おまけに、第二次大戦後、ナチスを生みだすことになった一因に間接金融方式をあげて直接金融方式を基礎とするようになったドイツとは違つて、わが国は依然として間接金融方式をとりつけ、その一番確実な融資担保対象に土地をとりあげてきた。そのため、土地の公有化を進めているオーストリアのキャンペラ市とか、他国による占領などにより土地を私有財産としてもつことの意味を見出せなくなつて、わが國の一部の国々などとは違つて、わが国民は、土地所有を最も確実かつ安全な資産保有形態としてきた。

ところが、震災復興による新しいまちづくりのためには、永年苦労して入手した人によつては十数坪といった僅かな土地を道路その他の公共施設のために供出しない減歩しなければならないという難問が発生する。その意味では、日本人だけが理念としての公共の利益にうとい訳ではない。個人エゴといわれかねない自己主張をするいわば物質的基礎もある訳である。

これは、わが国の地方自治が根底から難しい課題を担つてゐることを示唆しており、この困難を根本的に克服するためには、わが国のお土地所有方式の根源的な再検討も図らなければならない。蠟山昌一教授がいち早く提唱された不動産証券化方式などはその一案である。すなわち、教授は、国民みずから直接不動産という形では資

シンポジウム・まとめ

三木信一

（神戸商科大学）

シンポジウムはまず各パネリストの冒頭発言に始まり、次いでコーディネーターを含め壇上での討論に移り、最後にフロアからの質問を受けるという形で行われた。以下先づパネリストの発言要旨を纏めることにする。

安藤嘉茂（神戸市） 先づ物心両面にわたるご支援に対し厚く御礼申し上げる。何と言つても生活再建就中恒久住宅の建設が急がれるところである。またそれに付随して、生活再建の福祉面、医療・保険問題等課題は多岐に及んでいる。次いで本日のテーマである経済問題があるが、震災以前から構造的問題が指摘されてきたところであるが、大手はもちろん特に中小企業が壊滅的な打撃を被った。懸命の努力で企業の再開は相次いでいるが、購買力は減退しており、地場産業をはじめ資金力の脆弱な企業は前途多難である。

神戸市内で七兆円、県下で一〇兆円といわれるストックの被害、またそれに匹敵するようなフローの被害を考えると、国庫補助も得てはいるものの地元の自治体負担は膨大な金額に上り財政的な危機に見舞われているというのが現状である。

工業関係では醸造業は九割以上の回復を見せてはいるものの廃業者も出ており、ケミカルショーズでは企業数において九割が再開したものとの、生産額については前年比六〇%に止まっている。三次産

（税制上の優遇処置、神戸港での強制水先対象船舶制度の緩和、大酒店や工場等制限法の適用除外、外国人の在外期間延長などを含め）を行い内外の企業の参加を求め（新産業の創出を含め）産業構造の変革の拠点としたい。そのために目下関係機関に働きかける。神戸経済界はもちろん、関西経済同友会、関西経済連合会等のバックアップも得ているが、各省庁の壁は随分と厚い。

全国的な構造転換の時期に、神戸が一つのモデルとしてそうしたことを実行し全国に普及したい。

萩尾千里（関西経済同友会） 新聞記者・経済団体の役員として、国際的に見てもわが国が経済の枠組みや制度を変えなければこれからの競争に勝てないとと思う。その点と合わせて、単に阪神・淡路いうことだけでなく、それを突破口として日本経済の改革に手をつけるといふことが望ましいのではないか。

フランスのジャーナリスト、セルバン・ショレペールは「アメリカの挑戦」の中で、アメリカの脅威は企業規模や金融力ではなくて、その組織力と創造力であると喝破している。そのことをしっかりと学ばねばならないとした。そのアメリカがやがて日本に追い上げられることになる。日本は資本・技術・マネジメント・市場などを導入し、画一化・教育・社会・価値観に基づく官主導体制あるいは低賃金を武器にして追い上げた。

それに対抗してアメリカは独創性と変革に対するスピードを徹底的に追求し、ハイテク・情報産業等において強い競争力をを持つに至った。特に戦略的な分野ではそうである。同友会のハイテク産業観察で印象に残ったのはジョンネラル・エレクトリック社である。同社

業では、百貨店の販売額はこの三月で全前年比六割を超えたところで、小売り市場等については既成市街地での再開は四分の三という状況にある。観光面では主要施設の約九割は再開しているが、入り込み客は六年度の六〇ないし七〇%といったところである。三宮を中心とするオフィスビルについても、倒壊ビルの半数に再建計画があるものの、残りは未だにめどがついていない。

神戸市においては、産業界・商工会議所、兵庫県等々とタイアップして本格的復興に取り組んでいるところであるが、震災以前より議論されていた構造的な問題に直面しており、国内外を含め域外への事務所の移転、アジアとの国際競争、人口の減少、高齢化に伴うインバーシティ問題等を抱え、地域経済の停滞に曝されており、その最中の震災ということであり、こうした構造的な問題への対応は避けて通れないところである。

市としては既存の産業の再建はもちろんであるが、新しい神戸経済構築のため新産業の育成・誘致を図りたい。そのための産官学の連係の中で新たな産業拠点を市内にぜひ創りたい。

現在ボートアーランド二期の造成を進めているが、エンタープライズゾーン（神戸企業ゾーン）の設定を復興のシンボルプロジェクトとしている。当該ゾーンは一〇年に期間を限定し大幅な規制緩和によってこれまでにないところである。

現在ボートアーランド二期の造成を進めているが、エンタープライズゾーン（神戸企業ゾーン）の設定を復興のシンボルプロジェクトとしている。当該ゾーンは一〇年に期間を限定し大幅な規制緩和によってこれまでにないところである。

日本に追い上げられた半導体のインテック社にしても、パソコンのマイクロプロセッサーに特化し独占的な地位を築いている。

GEのフレスコ副会長は、経営者は哲学とロマンを持つて事業をやらねばならない。しかしそれだけでは詩人である。実業人はすべからくそれを実現に結びつけなければならないから、果敢に行動する必要があると言っている。それが同社の組織の簡素化・スピード化の徹底に現れている。

同友会代表幹事の三洋電機山野副会長は、自社の海外進出に関してのままでは日本で作るものがないと心配しておられる。画一的な大量生産でアジアに追い上げられ、独創的で多様な商品開発でアメリカに離れてはいる日本の対応能力を考えなければならない。

日本の大企業の組織の意思決定の遅さと従業員の多さの中で活性化できるのか。その意味で財源も含めて規制緩和し、地方に分権化の中で競争力をつけていくという形が急務であろう。日本の企業が出ていくばかりで海外の企業が入ってこない。

その点でもう一つ大学の役割がある。例えばスタンフォード大学

はシリコンバレーと五割程度、M.I.T.はボストン等のハイテク産業と四割程度関わっている。わが国の工学部は国立大学が多いが、国家公務員法に縛られて兼業できず、産学共同できない。だからベンチャービジネスがなかなか出てこない。弊害の恐れは教員の業績をしっかり評価すれば防げるとアメリカ人は考えている。

復興のためには単に特典を与えるということだけではなく、制度改革をやるために思いきってここにモデル地域を作る。安藤氏の指摘のようなことを徹底的にやりながら、外国企業を招き新たな活力を作っていく、それを全国的な制度改革に繋いでいく。それを今やらなければ競争力は無くなること間違いないしである。

林宜嗣（関西学院大学）災害救助あるいは災害復興に係る施策は国の責任でやるべきである。今回も激甚災害の指定を受けかなり国の財政処置は行われたと思った。しかし、復興の段階になると特別扱いはできない、つまり復興特別枠が認められない。復興資金の分権化は実現しなかった。大蔵省を説得できるような事業をあげざるを得ず、従来どおりの国庫補助金あるいは地方交付税という財政トランスマスターに依存しつつ、社会資本等の施設を建設する従来型の復興になつたのではないか。

当初私は今回の復興は、地方分権時代の地域づくりのモデル事業になることを期待していた。しかしながら、これからでも遅くはない。

第一に、地域開発方式の転換がある。地域が企業誘致や新産業の創出を図る時、独自に税の減免・補助金交付・資金融資・規制緩和等の優遇策を講じるべきである。地方税法という枠があり、税額引

第二には、この際政策能力の強化のチャンスとして震災復興を使おうということである。限られた財源で明確に優先順位をつけた政策を実行する。またそのチャンスもある。国のは別として、例えば県でも被災地に予算の重点配分をするというのもなかなか難しいようだ。市や町が既存事業を凍結・縮小して、復興事業に資金を重点配分するというのも困難なようである。東西だけでなく、地元にもすでに温度差が出てきている。

不足財源の調達のために行政改革が言われているが、現在ある既得権にまで大きく踏み込んだ既存事業の見直しまでは至っていない。自助努力だけではだめで、國の財政支援を求めるところになり、結局復興計画が実現を見ない可能性もあるのではないか。

國も地方も、政策の優先順位づけをはじめ政策形成能力強化のチヤンスとして復興を活かすべきで、そのための抜本的な行政改革を行なうべきである。

第三は、民間活力をこれまで以上に活用する必要がある。補助金・税・公債のような公的資金を使って社会資本を整備するヒストリーフォーマンスが悪くなるのは当然である。基本的には十分ある貯蓄を民間資金として導入する。そしてプロジェクトから上がる収益で返済するというファイナンスのあり方を研究する必要がある。二〇〇二年のワールドカップのためのスタジアム建設が好例であるが、収益性の低いコストリーフォーマンスの低いものを公的資金でというのではなくて、民間活力をどのように引っ張り出せるかという点に知恵を絞ることが必要である。

第四は、復興への広域的な取組である。マーケティング情報の提

き下げは可能であるが、下げ過ぎると起債の制限がかかつてくる。これまでの地域政策は、國が一定の開発計画（テクノポリス、輸入促進地域、リゾート法など）を立て地域指定をする。こうした国のがガイドラインに従わなければ、税の減免を始めとした優遇措置が得られないから、どうしても金太郎飴的なプロジェクトになる。その結果、地方は補助金をはじめとした優遇措置を引っ張ることに精力を注ぐことになり、地方の政策形成能力が高まらなかつた。今回のニアーブレイズゾーンは、被災地という地方公共団体が手を上げて國に認めさせようというものであり、こうした発想はこれまでなかった。

國のいう特別扱いのできない理由は、公平制を欠くということであり、さらに認めれば他の地域に波及していくという懸念を持つてゐる。

もし安藤さんの復興活動の日程表を公開して頂いたら、いかに中央に足を運ばねばならなかつたかということが一目瞭然に分かるのではないか。やる気のあるところが報われる、そのような地域政策をいかに転換する必要がある。

北欧（ノルウェー、スウェーデンなど）ではフリーロコミニーン実験なるものが展開され、産業資金や地域開発資金の分権化をはじめ、様々な権限が地方に委譲される仕組みが実験されている。モデル推進地域にという声が地元だけから上がっているのでは、地域エゴとしか受け取られないのではないだろうか。上記の実験のような地域開発方式の創設の必要性を、全國的な盛り上がりにしていく必要がある。

スイスのレギュリーのように基礎的自治体が広域的行政体を形成し、それに対して助成が行われる。國の財政援助はプロジェクトを対象とするのではなくて、広域的な産業活性化計画を立てるという地域産業開発手法の改善にインセンティブを与える方向で助成金を出す。こういった方向転換が必要ではないか。

林敏彦（大阪大学）震災復興が私たちに突きつけた理論的課題という点から問題を整理した。経済学者から見ると二つの特色がある。第一点は、何と言ても六三〇〇名の命を亡くした激甚災害であったということを認識せねばならない。一〇兆円のストック被害は県の年間GDPの半分に当たり、同県予算の五年分である。

第二点は、都市が被害を受け、都市経済の復興に特有な問題が明らかになつたことである。戻っていないのはサービス、商業、特に観光である。これらのサービスセクターは都市の相互依存関係の上に成立立つ。つまり元の街を取り返すことが問題になる。自然に都市が形成された、その同じプロセスをできるだけ短期間に繰り返すことが復興である。では復興にどのような課題があるのか。

一番目は個人保護の問題である。仮設に住む低所得者や高齢者はどうするのか。國の基本的責務である国防とか基本的人権の擁護といつた発想は一体どうなつたのだろうか。國民の生命、財産を守ることこそ國の基本的目的ではなかつたのか。

第二には、都市の集積を取り戻す政策手法をどうするのか。おそらく理論的モデルとしてはクルーグマンの立地論が挙げられようが、

何らかのきっかけである点を越えるならば自動的に集積が進んでいくというプロセスを正確に認識し、どのようなシミュックを考えれば自動的な集積が始まるかを考える必要がある。

第三は規制緩和、地方分権の問題である。

集積のプロセスのほか、危機管理の問題がある。これまでの危機管理はやや一面的であった。地震で言えば予知に資源を割き過ぎたのではないか。どれだけ予防策を講じても災害は起こる。高速道路の橋脚や電話回線の確保のように予想した範囲以上のことが起つてしまふ。災害が起つたその後で、危機対応をどうするかが問題になっている。

金融危機をはじめ予防的措置が一應取られているが、起つる時は起つるという危機がある。その後でどう対処・対応するかが問われている。いわゆるリダンナンシーの発想が必要になる。経済・社会面での危機対応では、現場の個人の判断と勇気と実行力が決定的に重要になる。つまり個人的な能力を高めておくことが重要である。危機予防策に焦点を合わせ過ぎるとモラルハザードが起つ。フランク・ナイトの言うようにリスクとアンサーティの違いを考える必要があるし、彼の言う人間の全人格的なデジションが問題であろう。普段からの自己責任能力と自己決断の訓練が必要で、システムでは地方自治がそれであり、企業では独自の判断能力ということにならうか。

今一つの問題は公平性の問題である。アリストテレスの言うよう

う考え方らしい。

林敏彦 二つの人工島や西区の開発を例に挙げて考えてみても……評価については確かに両面があるが、判断は非常に難しい。

林宜嗣 神戸は大阪と比較すると民間企業の力がそれほど強くない……市の活力の維持のために自治体が主役にならざるを得ないのが現実では……市の財政力も震災以前からそう強くない……積極的に事業を行い、その利潤を一般行政に利用する必要があつたのでは……。

山田（鹿児島大学） 広域的制度があるかどうかではなく、ネットワークとして互いに自治体同士が横にどう手をつなぐか問題。政策形成能力という点からお答え願いたい。

林宜嗣 プロジェクトに補助金がつく仕組みが重複投資を生んでいる。総合的な地域計画を複数自治体が共同で作成し、その中に盛り込まれているプロジェクトに補助金をつけることで、施設の適性配置を行つ。おっしゃるように一部ネットワークは形成されているが、例えば大阪圏では大阪市という大都市と周辺の自治体の放射線状のつながりに過ぎず、横のネットワークは……ほとんどないに等しい。

山田（同） 鹿児島では江戸時代までの都市計画の中では……災害適応型の計画になつていて。それを一切無視したから大災害が発生した……その点でも経済学がそれに荷担してきたのではないかという自戒の念を持つっているのだが。

林敏彦 そのとおりだと思うが……それは経済学の考え方の問題で

もあり政策の評価をやつて来なかつたという問題でもあるからだ

に等しいものは等しく、等しからざるものは等しくなく扱うことが公平性の原則ではないか。

以上どの問題にも私としての答はないのだが、こうした問題を理論的に深めていくことがお亡くなりになつた方々に対する我々のせめてもの償いではないだろうか。

以上四名のパネリストの発言を受け、壇上で以下のような補足発言があった。

「中央集権ではなく、多様化時代には分散してみんなが選択していい、その中から自主決定して競争条件を作っていくことが分権にからめて必要ではないか」（萩尾）

「産業振興とか地域開発という外向きの課題についてはなかなか自治体の協力体制が組めないのが現状……地方が自分の責任でやらざるを得ないような状況に先ずもつていくことが、広域的な取り組みに向かわせる一つの原動力……시스のよう広域的でなければ助成しないというのも非常に面白い」（林宜嗣）

「区画整理事業や再開発事業について……権利関係が複雑で輻湊しつつ、普段なら民間自身の問題に市が入ることもある……またマンション再建などの合意形成も非常にまとまりにくいや……」（安藤）

「雇用問題では……職業紹介の面でミスマッチが激しい……ハロ

ーワークにしても縦割り行政の問題があるのが現状」（林敏彦）

続いてフロアからの質問を受けた。

安田（筑波大学） 神戸市の都市政策・計画には二つの評価がある。効率重視に傾斜し過ぎたとか安全等の手当てが遅れたといふものと、逆に様々なことをやつたので被害が割りに少なかつたと。その点を

……リダンナンシーの発想というのは若干反省を迫つてゐるといふことではないか……目標そのものが変わつてしまふ場合のオペティマイゼーションを根本から考えなければならない。将来のための最適化ではなく、将来何が起つるか分からぬといふ状況のものでは計画をどう立てるか、その場合のオペティマイゼーションとは何かといふまつたく違つた種類の解を考へなければ……。

田中（関西大学） 若干の感想の後ケミカルシユーズのマインリティの産業の方に余り力を入れてなかつたのは……。

安藤 ケミカルシユーズのよう勞働集約型で……人口密集のところでこそ成り立つ産業は、これまで進めてきた産業団地などへ立地移転することはなかなかしにくい……公害問題もあるが、新しい長田の町づくりの中でも既存のケミカル等を中心としたものを今進めている。

一部抜き書きしたものをお紹介した。

以上のように問題意識としてはかなり共通のものがあつたとして、も多彩な内容の議論を纏めることは至難の技であるが、次のような論点があつたのではないかと思われる。

(1) 復興事業を一種の大変な実験・社会的な実験あるいはパイロット事業として位置づけることができる。これは単に被災地の問題ではなく、広く全国的あるいは世界的な問題でもある。

(2) 規制緩和や制度転換はリエンジニアリングの問題ではない。法制上の問題ばかりではなく、社会、経済、技術といった部分について、基本的にはべき姿を見直す必要がある。

(3) 制度転換一般とか規制緩和一般という議論ではなくて、具体

的な提案がなければならない。もちろん費用効果の提示が必要であることは言うまでもない。

(4) 政策形成能力あるいは地域的連係能力というものが自治体に必要である。この自己責任と自己改革をどうするか。現地のボテンシヤリティをどう展開するのか。

(5) 危機管理も制度転換の基本的哲学である。リスク・マネジメントもあることながら、クライシス・マネジメントあるいはエマージェンシィ・マネジメントをどう考えていくか。

(6) 民間活力のさらなる引き出しが必要である。その活力をどう活性化させながら、自動的に震災復興に絡めていく手立てをもっと考えなければならない。

経済的復興はもちろん大きな緊急課題であるが、同時にブータンの国是にあると聞いているGNH（グロス・ナショナル・ハッピネス）に思いを馳せなければならない。何れにしても大阪大学の林先生がおっしゃったように、我々がアカデミックな努力を積み重ねることが、「亡くなられた方々へのせめてもの償いではないだろうか。

（文責 三木）

〈準共通論題〉

日本企業の品質管理様式・小集団活動・提案制度・時代区分的考察

明 石 芳 彦
（大阪市立大学）

日本製品の競争力は、性能、品質、納期など非価格要素に由来するものであるという。では、製品の品質水準が高いことの判定基準は何か。また、日本の製品が高品質とみなされていることと日本の提案活動や漸進的改良型技術進歩との関連はどうなるか。品質の決定要因として通常あげられる製造現場での改善主義、QCサークル活動、提案活動などは漸進的改良活動の中心とみなされているが、実態分析の従来の形式は事例研究を主とし、「全体像」は不明な部分が多くかった。本報告では、生産現場におけるQCサークル活動やそれと合体した提案制度・活動、それらを包括するといわれるTQC活動を「包括的」企業データに基づき検討し、加えて、これらの活動と日本の漸進的改良型技術進歩との関連を探るための時代背景と関連事情を整理する。なお本報告では、品質規定要素における機械設備の側面を横におき、人的能力に関わる側面を検討する。

(2) 日本型品質管理 戦後日本の品質管理（QC）手法の導入と経緯については省略す

るが、日本では、バラツキの管理、不良品の排除など、工程管理技術の向上から始まり、専門技術者ではなく、現場の作業者も含んだ全社的な品質管理運動へと展開した。つまり、統計的品質管理（SPC）から、經營手法としての全社的な品質管理（TQC）へと移行し、現場作業者の「参画」を伴つたことが特徴であった。

TQCの提唱者ファイナンバウムも顧客満足や社内全部門での品質管理を述べたが、品質管理技術者（スタッフ）を中心とした専門家管理を想定していた。日本では、それだと機能分担意識が強いテ

— 日本型品質管理の特徴と課題

(1) 日本企業の「品質第一主義」と品質水準 「品質第一」という日本企業の經營方針とその際の品質の捉え方

イラー方式に陥ると考へて、全社的かつ全員参加型活動が重視された。つまり、工程管理重視の品質保証では、製造ラインから外注先企業、購買、生産技術、営業まですべての部門と人の参加、よって全員参加・全員協力の体制を必要とする。日本型TQCでは、関連するあらゆる部門の全従業員が参加した品質管理の必要性が強調されたのである。品質保証の責任が検査部門ではなく、生産者（設計・製造部門）にあるという立場を強調する段階に至り、品質管理の方法は、現場での技法としてのSQCから経営手法としてのTQCに移行したと捉えられている。日本ではTQCのtotalという用語の意味を「専門者に限定しない」品質管理、つまり全社的・全員参加という次元で理解する。

二 小集団活動としてのQCCサークルの役割

近年、理論的には組織的学習と包括されたりするが、生産技能や改善能力の向上、あるいは小集団活動への参加の企業組織内の制度的仕掛けとしてのTQC活動に注目する議論がある。他方、TQCは、同じ職場内に小グループやチームを組んで改善する、時間外であるいは自発的な活動に多くを負っている。グループとしてのTQC活動は、QCC手法の力量をあげるほか、コミュニケーションをよくするとか従業員の能力向上、参画意識を高めるなどの効果もある。けれども、自発性を強要した職場内だけのチーム活動や小グループ活動には問題解決能力の限界がある。例えば、グループだけでは対処しきれない課題、とくに技術系スタッフの関与が必要な課題などは個別の職場の守備範囲を超える。

件数の推移を調べた結果、一九七〇年代後半まで各社の件数に大差はない、八〇年代に入りそれぞれのピーク時以降、件数重視主義から内容重視に変更したようである。また、トヨタ自動車は改善活動や品質管理運動が盛んな企業と言われているが、それは提案件数の量的な拡大には必ずしも反映されていない。

以上の観察から、提案活動が活発化するのは第一次石油危機以降、とくに一九七五年以降である。QCCサークル活動の成果と見なされ、それと一体化して捉えられる提案活動を、その件数水準の推移から論すことの意義も一九八〇年代半ば以降は変容している。提案活動の役割は、一九七五年頃から八〇年代末までの一区切りで評価するのが適切である。

② 経済効果

例えば一九八六年度に四五九社、二四五三万余件の採用提案に対する賞金額の分布をみると、賞金五〇〇円以下（参加賞や最下級提案）は全体の八七・八%、五〇一～一千円（下級提案）は一〇・二%、一〇〇一～三千円（中級提案）は一・七%、三千円超（上級提案）は〇・四%であり、とくに一千円以下が九七・九%であった（『人と経営』一九八七年九月）。つまり、効果については「軽微」な提案が圧倒的多数を占めていた。とはいって、日本企業の提案活動は小改善型を中心とし一件当たりの効果は小さいけれども、提案活動全体に関して、提案者の一定期間に生み出す累積効果（一件当たりの効果×提案件数など）は小さくないと試算された。

一方、提案活動の経済効果額の対売上高比率が継続的にわかるアインシン精機では、一九七三～九四年度についてそれは約二%台を、

三 日本企業の提案制度の進展と役割

(1) 日本における提案活動の概況

本報告では日本HR協会の一九七〇年以降に関する資料に依拠し、日本の提案活動の概況を探った。サンプルに含まれる企業特性の影響を無視できないが、各年のサンプル数が二百超であることを考慮すると、およそその趨勢を反映していると見てよい。

① 提案制度・活動

提案制度は、原則として個人が、作業の効率や手順に関わる提言を行う制度である。提案活動への参加率は一九七五年（五六%）から八二年まで上昇し、一度下落した後、八八年（八〇%）まで上昇したが再び低下し続けている（九四年六五%）。一方、実施率は、七五年（五二%）から九四年（八九%）まで徐々に上昇している。

有資格者一人当たりの提案件数は一九七〇年代末から急速に増加するが、八〇年代末をピークにその後低下している。また、一人当たり提案件数が一〇件を超える企業数は一九七〇年代末から急増した。一方、一社当たりの提案件数は一九八〇年頃から急増し、八〇年代半ばに頭打ちになり、八九一九年（八〇〇年）をピークに大きく低下している。八〇年代半ば頃に各企業の提案活動の方針が量から質へと転換したと示唆される。

なお、提案活動の産業別分布状況から、参加率や一人当たり提案件数でみて、製造業中の鉄鋼・金属、電気機械、輸送機器等の産業で提案活動が活発である。

(2) 日本の提案制度の特徴と課題

① 「何でも提案」と提案活動の量と質

参加率が向上し、提案件数が量的に拡大するとともに「思いつき」だけで実施方法を伴わないもの、質的裏付けに乏しいものなどが増加してきた。そこで、提案後に実施できる、あるいは採用の検討に値するものなどへと比重を移す必要が生じた。同時に、実施できない提案への評価をしないという制度変更がなされ、提案活動の方針も量から質へと転換がはかられた。つまり、実施可能提案にだけ報奨金を支払い「参加賞」を廃止する傾向が生まれ、さらには実施可能提案の割合が多くなると、最低賞金を引き上げ、実施内容の充実や効果の拡大へと方針が徐々に変換された。

② 日本の提案制度の特徴と機能

QCC専門エンジニアが改善シートを書き、作業現場に指示する欧米型といわれる「トップダウン方式」に対比して、日本では、大半の作業者が参画し何がしかの提案を出しており、それを「ボトムアップ方式」とみなしたり、「経営参加」の契機と捉えることもある。ごく一部の企業の経済効果は数百億円にのぼる。そこでは、（本来業務という理解に立つためか）少額の報奨金に対する数十倍の経済効果が観察される場合もある。数量データを用いた試論的な計算の結果、経済効果に関する提案件数／有資格者数の説明力が強く、

有資格者一人当りの提案件数を高めることは、提案活動の一社当たり経済効果を向上させているようである。けれども、説明変数間には相関関係があり、またマクロ的分析が適切な方法かどうかという問題もある。いすれにせよ、実情は多くの些末な提案が並存している。作業現場では安全確保を除くと、やはり「考える習慣作り」を強調しているようである。それは「改善マインド」を涵養し、スローガンでもある品質管理やコスト削減に取り組む制度的仕掛けとして作用している。

四 日本型品質管理様式の特徴と問題

① 提案制度・小集団活動と日本型TQCの関係

日本の提案活動を件数面からみると、提案件数が量的に増加するのは、提案活動がQC活動と一体化した第一次石油危機以降、あるいは一九八〇年代になってからである。第一次石油危機以降の省エネルギー・省資源対策活動や「減量経営」のスローガンのなかで、大規模な資金支出を伴うことなく、また製品の品質向上という「至上目標」に向けて、不斷のカイゼン活動を全社的に取り組む上での經營管理手法の一環として提案活動が位置づけられ、提案活動と小集団活動の一体化が進んでいく。日本では、小改善を量的に積み上げ累積効果を目指し、日常的に改善活動へ取り組む態度が重視された。それをここでは「考える習慣作り」と捉えた。

だが本報告の結論として、TQCで説明できる時期は品質管理と原価低減が合体化された一九七五年から八九年頃であり、高度成長期の時期でもある一九五五～七五年頃は対象外におかれることを確

企業の進化的イノベーション行動

一 序

今日の経済社会が転換期にあるという指摘がなされてきた。しかし同時に、各種の制度（法制度、企業組織、人々の行動のパターンなど）が経済社会の実態に対応した転換を達成していないといふことも広く指摘されてきた。このような事情のもとに、いかにすれば経済社会の実態的変化に対応した制度の転換を達成できるのかという問い合わせられてきたと思われる。報告者は、このような問いに答えるにあたって、経済社会が政府政策、企業行動、生活者の行動という三つの異なるレベルの活動の相互作用からなるシステムを成しており、それぞれのレベルの活動が従来の伝統をふまえつつ、時に革新的な動きを展開することにより、進化的な変化を生み出してきたとする図式を想定した。このように全体として進化する社会経済システムの中で、企業はそれ自体の論理にもとづいて様々なイノベーションを進化的に行っていると考えられる。そのような企業の進化的イノベーション行動を解明することを通じて、現代経済社会において求められている制度転換についての示唆を得ることをめざしたい。

廣田俊郎
（関西大学）

二 研究の枠組みと方法

なお、本報告に対する予定討論者の西田稔教授ほか、フロアーカーらの多数の意見に感謝する。また、報告内容の詳細は、大阪市大『季刊経済研究』一九九六年六月所収の拙稿を参照されたい。

進化論的な議論によれば、進化プロセスにおいては、(1)変異が何らかのメカニズムを通じて発生すること、(2)発生した変異の中のあるものが競争を通じて選択されたり、逆に言えば淘汰されたりすること、(3)そのような経過を通じて生成し、生存し得た組織と行動の様式を保持すること、(4)このようなプロセスを通じて形成された組織のあり方と行動の様式のもとで新たな変異の発生と選択を行うこと、等々の一連のプロセスが生じる。これらのプロセスの累積的な展開の結果として、現実の秩序が生成されてきたと考えられているのである。このような進化プロセスは、生物の世界において展開されてきただけではなく、技術革新に進展や企業の行動変化についても見いだすことができるということが多くの論者によって論じられてきた（Nelson & Winter (1982), Dosi & Nelson (1993)）。筆者は、技術革新を活用しながら企業のあり方を革新しようとする企業行動を企業のイノベーション行動と呼ぶことにした。その具体的な内容は、新規事業創造、新製品開発などである。このような企業のイノベーション行動における進化的側面を一九九二年二月に実施した日本の

製造業企業五〇〇社に対するアンケート調査（回答企業一〇四社）

認する。または人的努力で説明できる部分と人的努力を超えた部分、経済外的擾乱要因の大きい時期については、TQC活動の解決能力が及ばないと示唆される。

② 日本型改善活動の特徴と問題

漸進的改良やカイゼン活動を支える制度的背景は、作業者の機敏な対応ができる能力の涵養と労働者の融通性に關係する。この際、労働者が決められたことだけを実行するか、「異常」状況に即して「考える習慣作り」をするかに関心が集中する。日本企業のシステムでは、作業者に密度の高い関与と参画を求め、人海戦術や長時間労働などの人的努力に多くを依存している。これら人の能力あるいは「技能」のレベルアップに基づくものも、TFPアプローチでは「技術の進歩」に含まれている。

③ 日本企業の品質管理様式とコスト削減活動

日本の技術進歩を説明する際、品質管理様式とコスト削減活動は不離不即の関係にあり、小集団活動の貢献度を評価しなければならないだろう。今の段階では、TQC活動が技術進歩面で貢献したかもしれない役割を、限られた時期についてしか明言できないと思われる。累積効果を重視し、日常的に不断の努力を必要とする改善マインドや修正能力の涵養は、TQC活動が提倡された一九六〇年代半ば以前から重視されており、その実態を今後数量的に検討しなければならない。

および非製造業企業二五〇社に対するアンケート調査（回答企業六四社）のデータを用いながら検討を行うことにした。

三 企業の進化的イノベーション行動の各段階

(1) バリエーションの発生の段階

企業はイノベーション行動を展開するに当たり、従来から受け継いできた「技術開発に関する知識体系」を活用しながら、新規事業や新製品を生みだそうとする。ここで、「技術開発に関する知識体系」が、言わば進化論で言う遺伝子の役割を果たし、それらの知識体系（遺伝子に当たるもの）を顕在化させたものとして新規事業や新製品（表現型に当たるもの）などが生み出されてきたと考えることができる。ただし「技術開発に関する知識体系」のあり方は、技術開発対象が素材的なものであるのか、システム的なものであるのか、またイノベーションの推進を供給業者依存で行うのか、自社における研究開発に基づいて行うのかによって異なるであろう。そこで、技術開発対象が素材的なものである場合に、供給業者依存でイノベーション推進を行うものをシステム生産型、自社における研究開発にもとづいて行うものをシステム創造型と呼び、技術開発対象がシステム的なものである場合に、供給業者依存でイノベーション推進を行ってクロス分類を試みた。その結果は表1の左上から右下に走る対角線を構成するセルに示されるように本業と新規事業の知識体系が同

ては技術開発に関する分権的なシステムの確立を行っていることが多いため、日本企業における統合的技術管理のあり方が企業のイノベーション（バリエーション）をより漸進的なものとしている可能性がある。

(2) 選択・淘汰の局面

企業は、価格競争の厳しさ、品質競争の厳しさ、サービス陳腐化の程度、代替可能性の程度、新規参入の容易さ、政府規制の程度など、がそれぞれ異なる市場構造のもとでイノベーション行動を展開する。たとえば、様々な市場構造のあり方を反映して、高品質、価格、販売促進、新サービス、サービス拠点の数、情報処理システム、などのいずれがもっとも重要なのが決まってくるであろう。たとえば、市場における品質競争の程度が高い場合には、重要な競争要因は、高い品質、価格、情報処理システムとなるであろう。またサービス陳腐化の程度が高い場合には、価格が競争上重要な要因となる。さらには、高品質が競争のカギとなることは少ないといふことが調査でわかった。また、当然のことながら市場における価格競争の厳しさの程度が低い場合には、価格が競争上重要な要因となる。さらに、価格競争の厳しさに加えて品質競争の程度が高く新規参入が容易である場合、そして政府規制の程度が低い場合にも、価格が競争上重要な要因となるであろう。このようにして決まってくる業界の戦略的競争要因の内容が企業の提供するイノベーション活動のどのものが選択・淘汰されるかを決定づける選択環境の役割を果たすと言えよう。

(3) 保持段階

各企業は、自らの技術開発に関する知識体系を活用しながら、業界競争のカギ要因が何であるかによって方向づけられつつ、次第次第に新規事業を開拓していく。このようなバリエーションの発生とその選択というプロセスを通じて、各企業は、次第に自らのイノベーション行動の類型に適合したイノベーション管理の仕方を制度化していくと考えられる。たとえば、イノベーションを実行するためのプロジェクト開始の方法として、素材創造型やシステム創造型企業は、研究者からの提案という形態を取ることが多いのにに対し、素材生産型やシステム生産型においては、顧客・ユーザーからの提案で始めることが多いことがわかった。さらに、素材創造型とシステム創造型においては、体系的な科学技術情報探索をきっかけとしてプロジェクトを開始させることが多いこと、さらに素材創造型においては、製品ニーズの調査を通じてプロジェクトを開始させることが多いことも見いだすことができた。

またイノベーション実行に伴う問題解決の方法としては、素材創造型やシステム創造型の企業は、研究チームのグループ・リーダーのリードアップに重要な役割を期待しているのに対し、素材生産型やシステム生産型では、顧客と情報交換を行ったり、供給業者との接触を行ったり、競争業者の打つ手を観察したりすることを重要視していることが多いことがわかった。

このように、それぞれのイノベーション行動上の特徴を持つ企業は、その特徴に適合的なよう、イノベーション管理の仕方を制度化していく。このように企業独自なものとして作り上げた制

表1 本業と新規事業における技術開発知識体系類型

新規事業 本業	素材生産型	システム生産型	素材創造型	システム創造型
素材生産型	16	7	10	9
システム生産型	9	19	4	9
素材創造型	11	3	23	9
システム創造型	0	11	9	17

$\chi^2 = 50.046^{***}$ ***は $p = 0.01$ で有意を意味する。
表中の数字は、当該類型に属する企業数を示す。

一類型のものが多くの観察された。このような観察をふまえて、企業はその本業の経験を通じて技術開発に関する知識体系を保有するに至つており、そのような従来から培つてきた技術開発知識体系を何らかの形で利用できる分野に新規事業を定めようとすることが多いと言えそうだ。ある意味で新規事業は、進化的に展開されるものが多く、ラジカルな変化の結果として展開されるものは少ないと思われる。

ただし、このような新規事業開発にあたっての進化的な側面は、日本企業に特有の技術管理のしかたによってその程度がより強められたものとなっている可能性がある。たとえば、多くの日本企業が統合的に技術開発を方向づけていくために本社部門に技術開発本部（あるいは研究開発本部など）を設置しているのに対し、アメリカ企業については、一部の企業しかこのような組織単位を設置していない。アメリカ企業につい

度化のペターンを活用しながら、それが一層のペターンへの発生と選択に取り組んで、ふるむ面がある。

四 結 論

各企業が以上に述べたようなプロセスを通じて進化的ペターン行動を繰り広げているとする、政府政策として望まれる「ペターン」のような進化的ペターン行動をより活発化させ、より条件整備を行なう。具体的には、各企業が独自の知識体系を育成してペターンを支援すること、規制緩和などを通じて競争環境の整備を行なうなどがあげられる。また生活者の行動として望まることは、自らの生活体験の豊富化を通じて企業が独自の知識体系を作り上げてペターンを支援すること、生活者の観点から企業のインベーションのあり方に問題があれば情報フィードバックを行なうべくすべきである。

参考文献

- Dosi, Giovanni and R. R. Nelson, "Evolutionary Theories in Economics: Assessment and Prospects," *IIASA Working Paper*, WP-93-064, 1993.
- 込田俊郎『技術の高度化と現代企業の職務の変遷』、平成五年農科大学研究費: 番号領域『高度技術社会のペーベックティア』研究成果報告書、1994年。
- 込田俊郎「日・米企業の技術開発マネジメント」『研究 技術 計画』Vol. 3, No. 3, 1988年。

Hodgson, G. M., *Institutional and Evolutionary Economics*, Edward Elgar, 1994.

今井眞一著『ロードマップ・トーハウス』日文版、1989年。

Nelson, R. R. and Sidney G. Winter, *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Harvard University Press, 1982.

Saviotti, P. P. and J. S. Metcalfe, *Evolutionary Theories of Economic and Technological Change*, Harwood Academic Publishers, 1991.

情報技術の活用にみる日米格差

I 問題の捉え方と背景

まず日本テーマと私の個人的関わりについて、ふれやか私事にわたる背景を述べさせていただきたま。

〔丁〕一九九二年四月、私は当時勤めていた日本電信電話㈱の米国現地法人、NTTアメリカの社長として、ニューヨークに赴任した。〔丁〕ちょうどその頃、シリコン・バレーとサンフランシスコ・ベイエリア十三社の社長会を中心とした「十一世紀に向けた産業基盤」として「情報ハイウェイ」を構築すべし、という声が高まった。〔丁〕この声は選舉公約として、クリントン・ブッシュ陣営に採り入れられ、若い正・副大統領誕生の原動力の一つとなつた。

〔四〕九二年にいると新政権は発足と同時に、NII（National Information Infrastructure）として、情報ハイウェイ構想の具体化を図り、これが我が国に投影されて「新社会資本」論争を呼んだ。〔五〕しかしこの両国間の交渉には、多数の誤解があった。とくに「光ファイバー」という特定の技術を用いた「公共投資」という思い込みは、日米両国に共通の現象であった。私はこれらの点を日米両国語で小論におとめ、警鐘を鳴らした（⁴⁾⁽⁵⁾）。

〔六〕九四年にはNIIは、各州が競って光ファイバーを敷設しよ

林 純一郎

（国際大学フェロー・ラボラトリ・センター・センター）

うとする「ローカルNII」アート・ト・副大統領が世界各国に呼びかけたGII（Global Information Infrastructure）の両方向に展開するに至った。

〔七〕ほぼ時を同じくして日本では、マルチメディア・ブームが起き、再び両国のマルチメディア概念の差を痛感せざるを得なかつた。その差はつきつめて言えば、「ホワイト・カラーの生産性向上」に生かすつゆりがあるかないか否か、であつた。私は偶々原稿を依頼された朝日新聞紙上でこの点を明確に述べた（³⁾）。

〔八〕九五年になると、アイディアとスローガンが先行しがちであった情報ハイウェイも、インターネットによる具体的手段を見出し、地道な議論へと移つていつた。やつと客観的な分析が可能になつたこの時期に、私はややテーマを広げて「情報技術が経済をどう変えていくのか。その中で日本は十分な競争力を持ち得るか」という観点から、三部作を著わした（⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾）。

〔九〕私は九五年七月には日本に帰任したが、前記三部作のうやとくに「アステイオン」掲載論文が各方面の関心を呼び、閉塞状態にあるわが国経済への懸念と、マルチメディアなど新技術による局面打開への強い期待が感じられた（⁷⁾）。

II 学会大会における報告題目

以上のように、日米両国で貴重な体験をする機会があり、これをなんとか体系化するとはできないかと考えたところ、当学会大会の統一テーマに近いことを知り、早速「情報資本主義における日本の比較劣位と転換の可能性」の演題で申し込んで、準共通論題として発表の機会を得た。

報告の要旨を改めて要約すれば、次のようなものであった。

(一) 情報技術 (Information Technology, IT) の飛躍的進歩により、経済活動が IT に依存する度合いも高まり、資本主義そのものが変質し、IT に支えられた (Supported) 「IT 資本主義」になろうとしている。

(二) そこでは IT を最大限に活用した国が優位に立つ。残念ながら日本は、少なくともアメリカとの対比では「比較劣位」にある。

(三) IT 活用の例としては、CNN の二十四時間ニュース、デジタル衛星テレビ、ディーリング・ルームをえらべてあるブルンバーグなど、アメリカ企業の元気の良さばかりが目立つ。パソコン・インターネット・CALS (国防省から始まつた電子取引) など、すべて源流はアメリカにある。

(四) 対して日本では、ボイス・メール、E・メール、インターネット利用など、IT 技術の普及率は著しく低い。また金融・流通・通信などにある諸規制と規制本質が、ネックになってしまふ。

(五) IT 技術は市場の機能を純化する。為替の二十四時間取引のように時間を超越し、NASDAQ のように「取引所」という空間

学) を討論者に迎えたセッションでは、フロアからの意見も含めて、次のような批判が寄せられた。

(一) アメリカが IT 関連のすべての分野で強い、というのは誇張で、日本もハードウェアを中心には十分対抗し得る分野を持つていね。

(二) また IT 分野の比較劣位が、即ち競争力というのを言ひ過ぎだ。それなら発表のタイトルを「絶対劣位」とすべきだった。

(三) IT による変化は市場を純化する方向にも働くが、逆の方向にも働く。たとえば「お布施の理論」(9) やボランティア・エコノミーの出現をどう考えるか。

(四) 仮に IT が市場を純化するにしても、西欧型の市場だけが唯のものか。また効率と公正の「公正」の方はどう考えるのか。

(五) グローバル市場の中で、国家とは一体何か。国の競争力にそれほどこだわる必要があるのだろうか。

以上のようなコメントは、私の胸の奥にズシリと突き刺さるものがいた。何はどかの反論を試みたものの、当時の私にはすこりとした回答が導けず、何かモヤモヤしたものが残つただけだった。しかし、時の経過といふのは誠にありがたいものである。その後各方面で同種の議論の機会があり、また東京大学経済学部で「産業事情 - マルチメディア・ア産業」を半年間講義するなど、再考・再々考の機会を持つことができた。また Kevin Maney の "Megamedia Shakeout" が出版された(10) ことによつて、私は日米をより冷静かつ客観的に眺めることができるようになった。

加えて九月の月中旬に、インド生産性本部等の招きでニューデリーを訪れ、「民営化」のセミナーで講演する機会があつたので、私は

を越えた株の売買を可能にする。EC (Electronic Commerce) では、参入コストが下がり、情報の偏在も是正されるなど、経済学が理念型として描いた「市場」概念に近い姿が実現される。

(内) IT により企業も変わる。生産の自動化が極限まで進み、すべて注文生産が可能なほどの mass-customization が実現する。自動化は流通過程にも及び、EC へ進む。垂直統合より専門化のオープン型経営が有利になり、scale economy へ "small is beautiful" が並存する。

(外) 労働のあり方は、今後最も影響を受ける分野だろう。まず IT による生産性向上によって、ホワイトカラーやサービス分野の必要労働量は激減する(11)。また「一定時間・一定場所で働く」という工業社会の概念は崩壊し、フレックス・タイムや tele-commuting が一般化するだろう。

(内) 以上をマクロ的に見れば、IT の活用によってモノとサービス、隣接する諸産業が融合し、国境を越えたグローバル市場が成立する。そこでは貿易摩擦は直ちに制度摩擦に転化しやすいが、どうやら IT の活用に最適のシステムを有する国が、グローバル市場でも優位に立つ、と考えざるを得ない。

III ノメント等による修正と補足

私の論調はもとより「議論を誘発したい」という意図のこもったものであったが、四年近く米国勤務を終えて帰国後しばらく経つて、やがて IT の活用に最適のシステムを有する国が、グローバル市場で小西唯雄先生 (國學院大學) が司会され、黒川和美先生 (法政大

久しく私が浸つてきたアメリカ的世界とは全く違つた社会の存在を実感した。また戦後五十年で日本が歩んできた道を、自分ながらに反芻することができた。

(一) 日米の格差はハードウェアにもソフトウェアにも存在するが、前者は「重の意味で心配する必要がない。まず第一は、DRAM、LCD、テレビ受像機など、わが国が比較優位にある分野が多い」と。第二に、仮にハードの技術に差があつたとしても、現在の開発テンポからすれば、後発組が追いつくチャンスは十分にある(12)。

(二) ソフトについては、事態はやや深刻である。ソフトはコンピューター・ソフト、ゲーム・アニメなどのソフト (コンテンツ)、アプリケーションの三種に分けられる。まずはコンピューター・ソフトは、心臓部である OS (Operating System) を米国企業に独占され、パッケージソフトも日本製はきわめて少ない。これらは個性や独創性と結びついた産物であり、一朝一夕に日本人の性向が変らなければ、必ずしもそれが成り立つ。このことは、日本文化が世界に受け容れられつつある。ただしコンテンツの分野では、日本もなかなか健闘している。ニンテンドー・セガ・SCE (ソニー) はゲーム・ソフトの雄だし、アニメ・カラオケなど日本文化が世界に受け容れられつつある。ただし映画や多くのスポーツのようだ、アメリカが普遍的価値を代表している分野もある。

(四) 最大の問題は、仕事の進め方など最も広い意味でのアプリケーションに関する、日米格差である。アメリカが強いのは、次の三

点においてアプリケーション上の優位を、握るあらじめの立場へあるからではないか。

・IT・ニケーションの汎活化のためにITを使ひこなす（距離

・時間・人種・宗教・言語など、IT・ニケーションを難しくする要素を、ITによって強味に変えつゝある(?)）。

・ホワイト・カラーの生産性向上のためにITを使ひこなす。

・オープン・システムのモデルとしてITを使ひこなす（インターネットが典型）。

あやうん、それほど「国」という概念にこだわる必要はない、という見方もあり得よう。しかしグローバル化が進むほど、ローカルの価値が高まるのが昨今である。行き過ぎた愛國心はグローバル化の妨げになるが、適度の競争心は全体の利益につながる。

その意味で、現在の日本を覆っている閉塞感・自信喪失・精神的弛緩は、世界全体のために一日も早く克服されねばならない。しかしその過程では、ある程度の痛みは覚悟しなければならない。残念ながら私が述べた次の言葉は(12)、今でも生きていると記されるを得ない。

「明治以来の官僚制を全く変えてしまふような、抜本的な規制緩和。中央と地方の立場を逆転させてしまふような、地方分権。個性の尊重と多様性を育む、新しい教育制度。しかし痛みを伴う改革なくして、日本がITS資本主義の重要なプレーヤーであり続けることは、ほとんど不可能であら」。

(1) 英文のものとレトロ、次の(11)がある。

移行の経済と制度の経済学

—経済システムの変化(進化)と多様性—

一はじめに

一九八九年の東欧革命に端を発する旧社会主義経済体制から資本主義経済体制への移行の実験と七〇年以上も前のロシア革命とは、移行の方向は全く逆であるが、ともに急進的な移行(転換)を目指したことやその結果が決して意図通りには運ばなかつたことなど、類似点や共通点が多い。それでは、この両革命に共通する現象はなぜ生じたのであるうか。その根本的な原因は、ともに経済システムの性質(多様性)と経済システムの創造方法(変化)に関する理解が不十分であったために理念が優先したことであると考えられる。また、東アジアの経済発展や日米欧間の経済システム・経済成果の相違は、各経済システムがそれぞれの地域の歴史や制度を反映した多様性を示しながら変化していくことを示唆する。

これらのこととは、われわれの経済システム理解の不十分さ(経済体制論の欠陥)を示唆するが、その欠陥は結局経済システムの多様性と経済システムの動き・変化を捉えられなかつたことに集約され、それらは新古典派理論に従来一般に欠如していた観点、すなわち制度と変化(進化)の観点にかかわつてくる。

"Information Infrastructure: Who builds Broadband Networks?" *Information Economics and Policy*, Vol. 5, No. 4, 1993.

"Information Infrastructure Development: International Comparison between the United States and Japan," *Telecommunications and Informatics*, Vol. 11, No. 3, 1994. (co-authored with Prof. T. Steyoshi)

(a) 部門のみのところは、次の参照。「情報ハイウェイ国際競争力」
『情報通信学会雑誌』十一卷十一号、一九九三年八月。

(3) 「情報ハイウェイと生産性向上——ホワイトカラーに照準」『読売新聞』一九九四年三月七日号。

(4) 「ITの資本主義による米国の優位」『トヨタウォッチ』一九九五年春号。

(5) 「防災行革に統じてマルチペリット革新を」『ロッジマーチン』一九九五年四月号。

(6) 「電気通信の自由化と日本型システムの超克——NTT分割論を越えドードー」『Info Com Review』一九九五年春号。

(7) 講演録の「(レポート)『情報革命とIT・S資本主義』」『日本記者会議員連絡部・常設研究委員会』産業動向研究会第九号、がある。

(8) Jeremy Rifkin, "The End of Work" (邦訳は『大失業時代』トドマツリカ、一九九六年) 参照。

(9) 梅棹忠夫「情報產業論」「放送朝日」一九六三年一月号。

(10) 邦訳は『メガストライクの衝撃』徳間書店、一九九六年。

(11) 前出注(3) 参照。

(12) 前出注(4) 参照。

竹下公視
〈関西大学〉

そこで本稿では、その二つの観点を有するアプローチとして「制度の経済学」、「制度変化の経済理論」、および「進化論的経済学」を取り上げ、それらと移行の経済との関連を検討することによって、経済システム把握の質的発展の可能性を探り、その経済政策的含意を考えてみるとしたい。

II 制度の経済学と制度変化

(1) 制度の経済学・制度変化

「制度の経済学」は、基本的に、制度、経済行動、および経済成績の関係を分析するものであり、そのためには一般に制度、所有権、取引費用などの分析テーマが用いられる。いじだは、ノース(D.C. North)の「制度と制度変化の経済理論」を取り上げる。

基本的に、所有権を含む制度的制約がインセンティヴや取引費用を決め、経済行動に影響を与え、その結果として経済成績が決まる。取引費用とは、財・サービスの属性・レベルや経済行為者の成果特性を測定し、権利を保護し、契約を監視・執行する費用(このような意味での財・サービスに対する所有権を定義・保護・執行する費用)であり、社会的・政治的・経済的制度の原因である。こうした

取引費用の存在は、特化と分業の増大（経済の発展）にとって障害となる。それゆえ、取引費用を引き下げる効率的な制度的枠組みの達成が諸経済的成功にとって決定的に重要なことになる。

制度はわれわれの日常生活に安定した構造を与え、不確実性を減少させる。その制度によって提示される機会を利用するためには組織が創造される。けれども、組織（企業家）は与えられた制度的制約のなかでのみ行動するのではなく、その制度的制約そのものを変更することにもかかわる。その点で、組織は変化の主要な主体である。しかし、フォーマルなルール、インフォーマルな制約、およびそれらの執行特性における多数の限界的諸変化の結果として、制度は連續的漸進的に変化する。ノースによれば、制度変化の要因は相対価格の変化と嗜好（選好）の変化であるが、制度変化の経路は基本的に、制度と組織との相互依存関係から生まれる閉塞（lock-in）と、制度によって与えられる諸機会を知覚する人間の情報のフィードバック・プロセスの不完全性によって決定される。けれども、閉塞を生み出す制度的基盤の相互依存網の収穫過増の特性やフィードバック・プロセスに関係する情報と主観的知覚モデル（イデオロギーないし嗜好）の不完全性は必ずしも制度の効率性を保証しない。結局、全体として市場は効率を引き上げる（取引費用を引き下げる）制度とそうでない制度との混合である。その結果として、諸経済社会の間に大きな相違（多様性）がもたらされる。

(2) 制度変化と体制移行

「制度の経済学」が重視する取引費用を引き下げる効率的な制度的枠組みという観点から旧社会主義諸国（体制移行）を眺めるとき、

てられ、知識が二つのタイプに区別される。第一は体系化可能で明示的な技術的知識、第二は特定の社会的文脈に特有ので明瞭化できない個人的知識ないし暗黙知である。こうした人間の知識の限界とその性質から、経済社会の変化は長い歴史的なプロセスのなかで形成される個人的知識ないし暗黙知の社会的ストックに大きく影響される点が強調される。

もうひとつは、均衡ではなく、成長と変化のプロセスが重視される。不確実性の世界において、人々の相互作用を組織化する複雑なシステムは、個々人の行動を調整し、彼らの間を流れる情報を処理することができなければならないが、ルーティンはそうした調整・処理を行う有効な手段であり、そこには大量の情報が蓄積されている。もちろん、企業（組織）は完全に非伸縮的なわけではなく、一般に熟慮による探求と偶然によって企業の組織的ルーティンの突然変異がもたらされる。企業を成功に導くテクニックやすぐれた探求ルールが市場によって淘汰され、拡大・模倣により企業のポピュレーションのなかに広がっていく。その拡大・模倣のプロセスのなかでルーティンの新しい突然変異が起こり、イノベーションが起こる。それゆえ、経済システムにとって、イノベーションと順応性が成功のための決定的な要素になる。

(2) 進化と体制移行

経済システムの転換（移行）に当たって、実際に当局が変更できるのは、フォーマルな制度・ルールとそれにかかる技術的知識だけである。これらは比較的短期に変更可能であるが、それぞれの文脈で必要とされる実際的な個人的情報ないし暗黙知の発達には長期

移行に伴う費用（移行費用）は、基本的に二つの要因によるものと考えられる。まず第一に、移行の費用は、制度構築の遅れ、その結果として生ずる不完全なルール、新しく制定されたルールに習熟するために必要な時間（学習費用）、およびこれらのルール（法）の不十分な執行に由来する。第二に、移行費用は、インフォーマルな諸制約（社会的規範の集合としての道徳的秩序）の弱さ（不十分さ）に由来する。これらの要因（法と秩序の基本的弱体化）は、実際に行われる取引に高い取引費用を課すだけでなく、高い取引費用のために実現されなかつた取引も生み出すことによって、移行経済に大きな損失（移行費用）をもたらす。経済改革直後からこんにちまで継続している経済の混亂・停滞による損失の大きな部分は、こうした要因によるものであると考えられる。

旧ソ連・東欧の国々の今後を左右するのは、政治システムと経済システム双方における変化である。しかし、とりわけ政治的変化が不完全だった国々においては、道徳的秩序の変化（改善）の可能性は低く（移行の費用はずつと高く）、有効な市場経済の確立には大きな困難が予想される。

三 進化論的経済学

(1) 基本的特徴

「進化論的経済学」は、二つの基本的特徴を持つ。ひとつは、社会経済的メカニズムを情報処理装置と捉え、社会的現実の複雑性と個人の知的能力の限界に着目する。その際、知識・情報が社会的にいかに有効に利用され、その維持・向上が図られるかに焦点が当たる。

の時間をする。こうして、「進化論的経済学」に基づく改革戦略の特徴は、マレン（P. Murrell）によれば、急進的改革戦略との対比で以下の八点に要約される。すなわち、①最終状態の実施 vs. 最悪の（最重要な）問題の確認、②破壊 vs. 減進的置き換え、③コミットメント vs. 可逆性、④急速な改革 vs. 緩やかな改革、⑤大規模な実験 vs. 小規模な実験、⑥デザイン vs. 経験、⑦市場の結果 vs. 市場プロセス、⑧統合された自由市場 vs. 二重経済、である。もちろん、各対比項の後者が進化論的戦略の特徴である。

四 経済システムの変化（進化）と多様性

以上、本稿では、「制度の経済学」と「進化論的経済学」を取り上げ、移行の経済との関連を検討してきた。

「制度の経済学」で強調されているのは、環境の複雑性に起因する不確実性を反映する取引費用を削減するための制度的枠組みの重要性である。このような意味で、こんにちのロシア・東欧諸国における経済社会的混乱（移行費用）の原因は、制度的枠組みの不十分さにある。けれども、その制度的枠組みは、フォーマル、インフォーマル、さまざまなルール・制約が階層構造をなし、複雑・緊密に統合したものであり、それゆえその変化は漸進的にならざるをえない。そのとき、変化の不可欠の要件は、法のルールの再建・確立であるが、結局それは、政治的変化が十分であったか否かに依存していく。これに対して、「進化論的経済学」においては、個々人の知的能力の限界と社会の複雑性が強調され、有用な知識の社会的ストックを破壊する恐れのある急進的アプローチは否定される。このよ

うに、経済システムは長い歴史的プロセスのなかで生成・発展してきたものであり、それゆえに経済システムの変化は本質的に漸進的にならざるをえない（したがって、経済システムは多様であり、その変化も多様なものにならざるものではない）、と考えている点だ。

しかし、その一方では、「進化論的経済学」においては、経済のダイナミックなプロセスが重視され、経済システムの成功にとっての決定的な要素として「ハイバーン」と順応性が強調された。これに対して、「制度の経済学」においては、制度の収穫通達の特性や情報・主観的知覚モデルの不完全性などによる非効率的な制度（変化）の可能性が強調されている。こりでは、「見双方の主張が異なるように見えるが、イノベーションや順応性が実現するためにはそれに相応しい効率的な制度的環境が整えられる必要がある」とことを考慮すれば、二つのアプローチの主張はほぼ同じ線上にあるものとみなすことがわかる。

このように考えてくるとき、変化（進化）と多様性の特性を備えた経済システム像が浮かび上がってくるが、そうしたシステム像（ないし本稿全体の議論）から得られる政策的含意は、経済システム移行の戦略はその経済の歴史的・社会的条件に合致したものでなければならぬ（したがって、同じ政策がそれを採用する社会によつては急進的なプログラムにもなれば漸進的なものにもなりうる）が、その経済システムは知識獲得や学習のインセンティブを高め、イノベーションを誘発し、リスク負担や創造的活動を促進する効率的な制度的枠組みを伴うものでなければならないといふことだ。あ

る。

参考文献

- [一] Eggertsson, Thrainn (1990) *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Press [日本語訳『制度の経済学』(上)・(下)・(中)】晃洋書房、一九九六年。
[二] Murrell, Peter (1992) "Evolutionary and Radical Approaches to Economic Reform," *Economics of Planning*, Vol. 25, No. 1: 79-95.

- [三] North, Douglass C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press [日本語訳『制度・制度変化・経済成績』]晃洋書房、一九九四年。
(4) 竹下公根(1994)「制度の経済学・進化論的経済学・移行の経済論集」第四四巻第一号、三九～六三頁。
(5) 竹下公根(1995)「制度の経済学・進化論的経済学・移行の経済学」、関西大学『経済論集』第四五巻第五号、三一～六六頁。

(付記)

本報告に対して非常に重要なご指摘を頂いた予定討論者の横山彰先生（中央大学）、フロアから貴重なご意見を下さいました中村秀一先生（千葉経済大学）、吉井昌彦先生（神戸大学）、中島正人先生（大東文化大学）ならびに座長の眞鍋隆先生（名古屋大学）に感謝申し上げます。また、報告終了後有益なご指摘を頂き、貴重な資料を提供して頂いた宮田由紀夫先生（大阪商業大学）にもお礼申し上げます。

国土計画のパラダイム転換

山崎朗

〈九州大学〉

急速な円高を契機とした日本企業の本格的海外進出、外国製部品の調達、製品輸入の増大、アジア諸国との貿易の拡大は、企業組織、制度、社会資本整備における国際的対応の必要性を高めている。日本企業の強みとされた企業城下町内における下請け、系列企業の地域的集積、大都市圏工場と地方工場との階層的な分業体制は、国際化のなかで見直しを迫られている(一)。

また、生産の国際化の一層の進展や日本型経済システムの見直しだけにとどまらず、これまでの国土計画の前提となってきた高度成長、人口増加から低成長、人口減少、そして人口減少とともに超高齢化社会、女性の社会進出を国土計画の前提とせざるをえない状況にある。

今後さらに技術革新、普及が期待されるマルチメディアによる情報の伝達容量、伝達速度の飛躍的上昇が生産、生活、社会をどのように変化させていくのか、そのことによって都市の在り方、オフィス、工場の立地にいかなる影響を与えるのか、この点を考慮しつゝ、社会資本の整備を行わなければならない。

一 アジア時代に対応した社会資本整備

日本の国際化への空間的な整備に関するいえば、国際港湾では、

横浜、神戸、東京、大阪、名古屋の各港湾、国際空港では、成田、関西新空港への重点整備であった。国際貿易の三大都市圏への集中は、中枢管理機能の集中に匹敵している。しかし、地方圏の工場といえども部品、完成品の輸出入に依存する割合が高くなり、地方の企業も海外取引を直接行うようになると、地方圏にも国際港湾、国際空港の必要性が高まつてくる(二)。

しかも、国境線のないボーダーレスな空間で考へると、横浜港や神戸港を利用するよりも釜山をハブポートとして活用した方がコスト的に有利であつたり、成田空港よりもソウル空港で乗り換える方が便利であつたりする状況が生まれている(三)。ボーダーレスな国際化時代に国際的な社会資本をどの地域に整備していくのか、海外の国際港湾、国際空港などのように活用していくのかといふ新しい問題は、三大都市圏に国際交流基盤を整備し、地方圏の整備は、三大都市圏の国際交流基盤へのアクセス条件を整備をし、国内でハブアンドスロークシステムを構築することを前提としてきたこれまでの国土計画の発想に転換を迫っている。

しかし、日本海側の地域や関西から西の地域は、アジアとの貿易、観光、ビジネスにおいて首都圏、近畿圏の国際空港、国際港湾に依存するいとは、アジアとの距離の近いといふ地理的有利性を生かせ

ない。一九五年度の貿易統計速報(通関ベース)によると、日本全体でもアジア向け輸出が米国、欧州の合計額を上回った。国内物

流費の高い日本においては、海外との直接交流のメリットが大きい。

福岡空港、博多港、北九州港では、この数年全国水準を上回る伸び

率で国際貨物が増加している⁽⁴⁾。

東北においても、仙台港を整備し、東京港、横浜港への依存度を下ることによって、東北地方の企業、工場の国際物流費の削減はもとより、首都圏の交通渋滞の緩和、環境汚染の軽減を図る必要性が高まっている。運輸省の推計によると、東北ブロック五県の北米コンテナ貨物の二分の一を横浜港から仙台港へシフトさせることによって、陸上輸送費用は年間一〇四億円削減される。

新千歳空港は、成田空港よりも約八〇〇km欧米に近く、福岡空港は成田空港よりも上海に約千km近い⁽⁵⁾。このような地方の地理的特性を活用することで、国内の物流コストを削減し、地理的特性に対応した産業配置を追求することが可能となる⁽⁶⁾。

国土庁が提唱している国際交流圏の構想は、海外の国際空港、国際港湾の活用まで踏み込んでいないが、日本経済の国際化を地理的条件をいかしつ国土上でどのように受け止めべきかという議論から出発していることは事実である。

国際交流圏の構想は、社会資本としては、国際空港、国際港湾の配置の見直しであるが、このことは、一九六九年の新全国総合開発計画で明確にされた首都圏を頭脳拠点とし、その他の地方に頭脳拠点からの距離に応じた役割を与える有機体的国土構造の構築から、複数のブロック単位での自立的な経済圏の構築への転換を意味して

印に掲げることで存立根拠を得たのであるが、一方で国土計画は地域間格差は正を求める各地域の方利益に一定の枠を定め、地域間格差は正を全面的に追求するのではなく、経済的効率性を損なうことのない計画であることが求められてきたのである。

ここでは、地域間格差の是正（国土の均衡ある発展）が国土計画策定の契機になったことを確認するととも、地域間格差のバラダーム転換について議論を進めていきたい。

地域間格差として最もよく使用される指標は、一人当たりの地域間（とくに県単位）所得格差である。所得は経済力を示す指標であると同時に、生活水準もある程度反映する指標である。一人当たり県民所得格差の地域間格差の存在は、地域間格差は正のための政策策動の理論的根据とされてきた。だが、日本における地域間格差については、国際的には、格差が小さく、問題となる水準ではない、という理解も有力であった。また、坂下昇氏のいうように、移動の自由が認められていれば、平均効用水準の地域間格差の存在を理論的に仮定することは困難である⁽¹⁰⁾、という見解も存在した。したがって、地域間の所得、効用格差は農村から都市への人口の地域間移動を促進することで解消できるという考え方が国土計画関係者にあつたことも事実である。たしかに、一人当たり県民所得格差が最大になつたのは、一九六一年で農村から三大都市圏へ人口が移動することによってそれ以降（一九七五年まで）、所得の地域間格差は縮小している。その後再び地域間格差は拡大し、ハブル崩壊以降縮小するという動きを示したが、経済企画庁による一九九三年度の県民経済計算では、東京と沖縄の格差は二・一二倍で一九八九年以降格

差縮小傾向にある。

すでに指摘したように、日本の地域間格差は、問題とするほどではないという認識も経済学者のなかに昔から存在したが、最近の急速な円高の影響もあって日本で最も一人当たり県民所得の低い沖縄県ですら、ヨーロッパの先進諸国の所得水準を上回るまでになつたこともあり、所得の低い県の意識に大きな変化をもたらしているようと思われる。沖縄県は、日本で最も貧しい県という認識から、世界でも有数な豊かな地域であるという認識への転換を図りつつあり、アジア地域の発展にいかなる貢献をすべきか議論され始める⁽¹¹⁾。

また、札幌、仙台、広島、福岡の地方中核都市を核とする経済圏の成立は、比較する単位を県単位からブロック単位へと移行させつてある。国際交流圏は、国際化に対応するための地方圏の空間単位であり、その範囲内で高次の経済的、文化的、政治的機能を有することになる。ブロック単位で所得格差を求めるならば、問題となるほどの所得格差は存在しないといわざるをえない。しかし、地域間格差が所得の問題ではなく、地域間の中枢管理機能格差、学術研究機能格差、国際交流機能格差にあり、これらの格差をブロック単位では正して、いくことが求められているのである⁽¹²⁾。ブロック単位での地方圏間の直接的交流を促進するであろう。

国際交流圏の構想は、ブロック単位の自立的経済圏の構築と地方圏での国際交流の拠点づくりの構想である。国土の地理的条件を活用して、東京への日帰り圏の拡大という東京を中心とした交通体系ではなく、各圏域の地理的優位性を生かした国際的、ブロック間の水素的交流を促進するための交通体系の再構築である。

二 地域間格差理念の喪失

国土計画のバラダイム転換を迫られている第二の背景は、地域間格差の是正という国土計画理念の喪失である。北原鉄也氏は、「国土の均衡ある発展」計画は、均衡を求めるつもりはない、それを行いう姿勢をみせることにその意義があつたのではないか⁽⁷⁾、「自民党政府の国民に対する『プロバガンドとしての国土計画』、さらには精一杯取り組んだが阻止できなかつたことをおわびする『アボロジー（弁解・おわび）としての国土計画』であったのではないか」⁽⁸⁾と批判し、国土計画における地域間格差は正の意義を否定している。しかし他方では、御厨貴氏のように、国土計画が地域間格差は正と、経済合理性のぎりぎりの接点を求めて、「可能な限り客観的基準を設けることによって地方利益に枠をはめ、いわば政治的・社会的合理性を先手を打つて官の側から理論的に提示していく考え方」⁽⁹⁾が国土計画なのだと解釈もある。この立場にたてば、地方利益の噴出が国土計画の出発点であるが、国土計画は地方利益の噴出に一定の枠をはめるための計画であり、その枠をゆるめてきたのは、政治的圧力にほかならないということになる。

用した複数細胞型国土構造への転換を目指している。だが、第五次

全国総合開発計画で最終的に国際交流圏の構想がどのような取扱いを受けるか、現時点では定かではない。東京の国際機能を強化すべき、三大都市圏の港湾、空港のハブ機能を高めるべき、工業再配置を見直し、製造業の大都市集中を促進すべきという主張も根強いようと思われるからである。

第七次空港整備五ヶ年計画では、国際ハブ空港を成田、中部、関西とし、さらに首都圏第三空港を整備することが打ち出されている。仮に国土計画のなかで、国際空港の適正配置が論じられて、それが空港整備に生かされるとは限らない。

三 通信新時代と国土計画

携帯電話、PHS、インターネット、テレビ電話等の新しい情報通信技術の発展がもたらす情報交換面における空間的制約の低下を国土の将来像のビジョンにどのように反映させるかも課題となる。フェイス・ツウ・フェイスのコミュニケーションや集積の利益がなくなるわけではない以上、すべての中核管理機能を分散することはできないが、電子メール、テレビ会議、ファックス、携帯電話の活用は、都心部へのオフィスの集中を緩和する可能性を秘めている。アメリカでは、テレワーク、テレコムьюーティングとして徐々に広がりをみせている。人間の移動を情報の移動に一部置き換えることができるならば、公共投資の配分も見直す必要がある。

(1) 山崎朗「本格的工場閉鎖時代がやってきた」『エコノミスト』第

七二巻一号、一九九四年、二三ページ。

(2) 同「国土政策の展開と西南日本」、経済地理学会編『西南日本の経済地域』ミネルヴァ書房、一九九五年。

(3) 同「アジアとの交流で激変する地方都市」、『東洋経済』No. 5287、一九九五年、七四~七五ページ。

(4) 坂口光一・丸屋豊一郎編『国際交流圏の時代』大明堂、一九九六年の第一章に詳しい分析がある。

(5) 詳しくは、国土計画・調整局総合交通課『国土の軸・地域連携軸形成戦略調査報告書』一九九五年を参照。

(6) 山崎朗「グローバル最適生産と立地政策」『産業立地』Vol. 34 No. 11、一九九五年、および「地方経済国際化の新次元」『都市科学』Vol. 24、一九九五年。

(7) 北原鉄也「国土計画」、西尾勝・村松岐夫編『政策と行政』有斐閣、一九九四年、三〇三ページ。

(8) 同論文、三〇三ページ。

(9) 御厨賀「国土計画と開発政治」、日本政治学会編『年報政治学』一九九五年、岩波書店、一九九五年、六〇ページ。

(10) 坂下昇「産業構造の変化と地域格差」、経済企画庁経済研究所国民所得部編『地域経済の成長と構造変化』大蔵省印刷局、一九八八年、二六ページ。

(11) 国土庁計画・調整局、沖縄県『亞熱帯交流圏の国際貢献拠点地域形成調査報告書』一九九五年を参照。

(12) 山崎朗「地域間格差の三形態と国土政策へのインプリケーション」、『経済学研究』(九州大学) 第五九巻第五・六号、一九九四年、一一六~一二九ページ。

所有権と決定権

――企業民主主義の効率性とシステム変革――

津田直則

（経営学院大学）

一 新しい経済社会の形成をめざす分析の視点

人間性を重視する社会をめざす場合に、経済システムにおいては企業のあり方を見直さなければならない。効率中心の弊害を除き人間性の視点を企業の中に取り入れるために、企業の意思決定に占める労働の役割を高めることが必要である。参加や民主主義の要素を企業内に拡大することは労働の役割を高めることになるが、この参加や民主主義を人間性の重視の視点と結びつけることによって企業のあり方を変えていくことができる。

世界を見渡すと、労働の役割を重視する企業では、効率のみならず民主主義、配慮、連帯、公正などの倫理的な原則も重視する傾向がある。その典型が世界協同組合連盟（ICA）に所属する各種の協同組合である。協同組合では資本への報酬制限など効率へのマイナス効果をあえて受け入れても人間性重視の理念を追求している。ICAではこれを「基本的価値」として体系化する方向に進んでいるが、企業がめざすべき理念として優れた内容を持っている。競争システムが持つ弱点を克服していくためには理念のレベルでの議論も必要である。

二 協同組合における民主主義と効率

協同組合は歴史的にはあまり発展していない。製造業には大規模な協同組合はほとんど存在しない。サービス業や商業などの労働集約的産業に多いのが実状である。旧ユーゴスラヴィア自主管理などの研究者達の分析によつて今日かなり明らかになったことは、自主管理や生産協同組合の発展が容易でないのは次のようない要因が働いているからである。これらはユーロスラヴィア自主管理を崩壊させているからである。

た原因の一部である。

①企業を設立する際に、協同組合では資本提供者は利潤を独占できないため資本提供のインセンティブに欠ける。つまり、企業設立の動機が弱い。②協同組合ではリスク負担が労働者に集中しそぎる。資本の場合にはリスクを分散できるが、労働は容易でない。資本集約的産業で労働者が被る所得変動のリスクは特に大きい。③投資資金の調達が容易でない。労働を重視し、資本の報酬制限をするという思想が株式の発行の否定につながり、資金調達を困難にする。④利潤を投資に向けるインセンティブが協同組合では低下する。利潤を投資に向けるよりも分配に向けるほうが、労働者の個人所得を短期的に増加するからである。それに、投資に向けた資金は労働者の個人資産とはならないが、分配に向けば個人資産の増加となる。⑤協同組合にはメンバー制限への意識構造が生まれやすい。同質労働同一賃金では特にそうである。⑥民主主義実現のために時間とコストが存在する。効率をあげるために、トップに権限を委譲するところから上と下との対立が始まる。

以上の諸要因が協同組合の発展を妨げるということの意味を別の観点からとらえ直すと、それは企業民主主義の内容に関して、例えば自主管理といった強い規定（制約条件）を与えると、結果として効率が犠牲になるという点である。なぜ犠牲になるかといえば、第一に、民主主義のために資本よりも労働を重視するという立場が、所有制、資金調達、リスク負担、投資へのインセンティブといった観点から資本の機能を制約するからである。第二に、労働を重視するということ自体が、新たなコストを生じる。民主主義のコストが

それである。このように民主主義と効率はトレードオフ関係にある部分を含むために協同組合のような民主的な企業の発展は容易ではない。しかし協同組合の発展を制約する要因が明らかになった以上、もしその要因がもたらす弱点を克服する制度的仕組みを発明することができならば、効率と民主主義を高いレベルで同時に実現することができるはずである。これを協同組合の発展戦略と呼ぶとすれば、その内容は次のように説明できる。まず抽象的レベルで説明すれば、効率と民主主義の双方を同時に満足する必要条件が存在するが、そともできるはずである。これを協同組合の発展戦略と呼ぶとすれば、オフの関係を使って説明するならば、それはこのトレードオフ関係戦略である。次にこの発展戦略の意味を民主主義と効率のトレードオフの関係を使って説明するならば、それはこのトレードオフ関係を、低いレベルからより高いレベルにシフトする戦略だといえるだろう。

上の戦略を理想的ともいえる形で実現したのがスペインのモンドラゴン協同組合である。モンドラゴン協同組合は、バスク地方の特殊性によって生まれた例外的なケースで、一般性がないと主張する人も多いがそうではない。この協同組合が民主主義と効率の双方を高いレベルで実現できたのは、上で述べたような協同組合の発展を制約する諸要因を克服する制度を経験の中から発明したからである。モンドラゴン協同組合は、通常の協同組合よりも所有への参加、決定への参加、利益への参加のどれについても高度の参加を果たしながらかつ高い企業効率を実現している。そういう意味で制度モデルとして理論的一般性を持っている。

二 パートナーシップ、ESOPにおける民主主義と効率

自主管理型協同組合は民主主義の極限の位置にあり、それだけに民主主義と効率のトレードオフを克服するのも容易ではない。しかし、古典的資本主義企業と自主管理型協同組合の両極間に完全に連続とはいえないまでも、所有への参加と意思決定への参加の程度に応じてさまざまな企業形態がある。両極の中間には資本と労働が対等な企業形態があり、ドイツ型共同決定企業はこれに近いといえる。われわれは、効率と民主主義への影響力を計算に入れながら、参加の程度ないし労働の重視度に応じた企業形態を選ぶことができる。資本と労働が企業の意思決定について完全に対等な関係にある場合をパートナーシップと呼ぶことにしよう。これは最近、海外の研究者によつて関心が高まっている分野であり、民主主義的にはドイツ型共同決定よりもまだ参加の度合いが強い。たとえば、パートナーシップでは労働側は投資決定にも参加するが、投資決定にかかる以上、リスク負担も資本と労働で対等に負担すべきであると考えれば、労働が利潤分配に参加するのは当然ということになる。

資本と労働のパートナーシップ制度の効率性について次に考えよ。パートナーシップの制度は、自主管理型協同組合のようにかなりな制度的工夫をしなくとも効率は高いといえる。なぜなら、前に述べたような協同組合の効率的発展を阻害する諸要因をパートナーシップ制度はほとんど生み出さないからである。それは労働の役割も認める代わりに資本の役割も半ば認めるという妥協の上に立つて

いるからであり、協同組合と違つて株式の発行を認めるところにも現れている。これにより、たとえば、企業設立、投資資金調達、リスク負担、投資へのインセンティブなどの諸問題は消滅するか、軽減される。協同組合の発展を制約する第五要因であった、メンバー制限への意識構造の問題は欧米のような同質労働同一賃金の制度のもとでは生じるが、日本的な年功型賃金の要素がある限り緩和される。民主主義のコストの問題も自主管理型協同組合では大きいが、パートナーシップでは一人一票で全員で決めるのではなく、代理制度で決める形になるためにそれだけコストは低くなる。ただ職場段階でドイツ型経営評議会のような制度を設置しなければ企業民主主義は形骸化する恐れがあるから、民主主義のコストは古典的資本主義に比べれば大きいだろう。それでも、労働者が意思決定への強い参加、利潤分配などから得る心理的満足感が企業への帰属意識を高め、生産性を向上させる効果があるだろうから、その程度に応じて民主主義のコストがもたらすマイナスの効果は相殺されていく。

とはいっても、労働者が意思決定やパートナーシップでは完全に無くなるわけではない。たとえば、生産過程での人間的労働の重視などは極度に推し進める効率に影響していく。人間的労働を重視したスウェーデンボルボ社のウッデバラ工場やカカルマル工場が一九九〇年代に入り、閉鎖されたのはその典型的である。旧西ドイツの企業が共同決定制度を導入しても一九九〇年代初頭まで高い効率を実現できたのは、巧みに効率への介入を避けたからであるといえるだろう。

共同決定は所有権への侵害だと考える資本側の姿勢に対しても効

労働組合などの組織力が問題になるが、共同決定やパートナーシップの制度を別ルートから発展させる方法がある。それは企業の労働者ないし従業員の株式所有を拡大することを通じて、企業の決定権への強い参加を実現する道である。このような方向の実現を可能にする制度を持っている国にアメリカとスペインがあげられる。アメリカでのESOP（従業員持株制度）、スペインのSAL（労働者所有企業）などの従業員持株制度は、従業員の高い持株比率を可能にするような税制面での優遇措置を持った制度で、条件さえ整えば、従業員による企業買収も可能にする。持株比率の高さに応じて、自主管理型協同組合あるいはパートナーシップ制度またはそれに近い制度的仕組みを持つことが可能となる。

ESOPに代表される従業員持株制度の民主主義性と効率性の問題をみよう。ESOPを導入した企業がどれくらいの企業民主主義を実現できるかはさまざま要因によって規定される。まず何を目的として制度を利用するのか、制度導入の主導権は資本側か、労働側か、労働側はどの程度団結して連帯を重んじているか、労働側の持ち株比率はどの程度か、などがさしあたり重要であろう。こういう視点からアメリカESOPを眺めると、現状では数々の問題点が浮かび上がってくる。上の規定要因のいずれについてもアメリカESOPは企業民主主義という視点から制度を改良する余地がある。しかし、理論的な視点からESOPを眺めるとそこには今後真剣に検討しなければならない長所があることがわかる。たとえば、前述したモンドラゴンの資本口座と比較できるトラスト制度があるために、労働者が個人的に株式を所有する古典的な労働者資本主義よ

りも優れているし、労働に応じた株式分配など労働を重視する工夫がなされているし、従業員持株比率が100%に近くなると一株一票から一人一票に転換する企業が出てくることなどがそうである。ESOPの効率の問題に移らう。従業員の株式所有比率が高まつてくるに従い起つてくる問題はリスクの集中化である。外部資本はポートフォリオによってリスクを分散できるが、労働という生産要素はそれが不可能であり、従業員が所有する株式もその企業に集中させてしまう結果、それだけ従業員のリスク負担は集中することになる。これを回避するにはたとえば、スウェーデンでかつて採用された投資基金制度のように、労働側は企業の枠を越えたトラストを作り多数企業でリスクを分散させ合うという制度が必要になるだろう。つまり、企業内組合を越えた労働の連帯が必要である。

上のリスク負担の問題を除けば、従業員の所有参加がESOP企業の経営効率に与える影響は、利益参加や決定参加などと組み合わされるときに効率が上昇することが知られている。ただし、労働側の所有参加が高まり、意図決定への参加が強まっていくにつれて、前に述べたような効率と民主主義のトレードオフが働き始める領域がでてくるために、決定への参加が効率にどう影響するかの検討は怠るべきではない。場合によってはこの効率と民主主義のトレードオフ関係をより高いレベルにシフトさせる仕組みを作り出す創造力が必要になってくるだろう。

〈自由論題〉

日米通商摩擦と米国における戦略的通商政策

はじめに

近年、米国において数量的結果主義に基づく管理貿易に加え、米国経済の再生への鍵は国際競争力の強化であるとの認識から、経済政策の一つに産業・技術政策を据え、これを補完するものとしてレンント獲得を指向する戦略的通商政策（Strategic Trade Policy）を開しようとする動きがある。さまざまな限界が指摘され、批判がなされている中、米国は対日通商交渉にこの政策を用いて貿易収支インバランスの解消を図ろうとしているが、その後には、米国の国際市場における地位の相対的变化や競争力低下のほかに、経済学における新しい潮流とそれに基づく貿易理論の変革が存在する。

そこで、米国において戦略的通商政策が現れるに至った歴史的、理論的背景を先ず探り、この政策の特徴を明らかにするとともに、日米間の貿易不均衡に対してこの政策がいかなるインプリケーションを持つものなのか、あるいは今後益々激しさを増すであろう通商摩擦に対しても、どのような政策課題があるのかを考察する。

一 輸出自主規制の教訓

吉澤清
（八戸大学）

一九五〇年代後半からの日米間の貿易摩擦は、日本製品の米国への集中豪雨的輸出に対する輸入規制運動として始まり、それへの対応は日本からの輸出自主規制によってなされた。この輸出自主規制は、透明性に欠け、多くの取決めが秘密裏に行われるなどの灰色措置としてWTOの設立とともに全面的に廃止されたが、これは、レンントの獲得に関する効果への疑問でもあった。

貿易政策の手段として、数量制限より関税、関税より補助金が自國の経済厚生を高めることが知られているにもかかわらず、数量制限である輸出自主規制が採られてきた。それはこの規制によって競争が遮断され、レンントが発生すると考えられていたからである。通常、輸出自主規制に伴うレンントは、輸入国の販売業者の手に入ると同時に、競争を免れた輸入国が当該産業に発生するとされる。しかもこれらのレンントは、いずれも消費者の犠牲によって得られるもので、輸入規制国が経済厚生を損なうことになるが、国内市場が競争的であるならば、その影響は小さいとされている。しかし、

日本の自動車産業における「節度ある」輸出自主規制の例にみられたように、自主規制産業にレントが移転する場合もあり、自主規制に伴うレントの帰属が不確定となる。

また、各種の自主規制にもかかわらず、日米間のインバランスが継続・拡大する傾向を受け、単に日本からの輸出増による米国産業の一方的被害といった認識から、米国の産業自体の競争力低下そのものを問題とする認識の変化も生じた。一九八八年包括通商法には、ハイテク産業の競争力強化・維持のために商務省がリーダー・シップを採ることなどの規定が盛り込まれた。この国際競争力強化は旧来の幼稚産業保護とは異なる性質のものであり、その理論的可能性の支柱を担つたのが完全競争を前提とした伝統的経済理論を覆すようなゲーム理論、独占的競争理論、非対称情報理論などの経済学における新しい潮流とそれに基づく貿易理論の変革であった。

二 新貿易理論

伝統的なリカード・モデルやこれを洗練した形にまとめたヘンリエッタ・オリーン・モデルでは、生産規模が拡大しても平均生産費用は一定といった規模に関する収穫不变の仮定のもとで、技術（労働効率）格差あるいは要素賦存度によって導かれる生産フロンティアの形状の差こそが貿易利益の源泉であることや、生産フロンティアと需要要因によって貿易バーチャルが決定されることを示していた。しかし、現実の貿易は、要素賦存度の比較的似通った先進国同士の貿易が大半を占め、しかもこれらの国々では産業内貿易が多く見られるため従来のモデルでは国際分業を旨く説明できないといった状況が成立することになる。

(2) 規模の経済におけるケース

規模の経済におけるケースは、規模の経済を生む産業を戦略的に支援することで、自国の経済厚生を高めようとする政策である。規模の経済が生じるケースには、個々の企業に依存する内部的な場合と、産業の規模に依存する外部的な場合に分けられるが、内部的な場合は、企業が大規模な生産設備を有することで平均生産費用が低下し、競争優位を有するようになり、寡占または独占的な地位を得ることができ、一方だけが補助金支出による政府介入を行ったときのみ成果があるという「囚人のディレクマ」の状況が成立することになる。

規模の経済におけるケースは、規模の経済を生む産業を戦略的に支援することで、自国の経済厚生を高めようとする政策である。規模の経済が生じるケースには、個々の企業に依存する内部的な場合と、産業の規模に依存する外部的な場合に分けられるが、内部的な場合は、企業が大規模な生産設備を有することで平均生産費用が低下し、競争優位を有するようになり、寡占または独占的な地位を得ることができ、一方だけが補助金支出による政府介入を行ったときのみ成果があるという「囚人のディレクマ」の状況が成立することになる。

例えば、先端技術産業が大きな技術的なスピルオーバー効果を一国の大経済全般にもたらすと考えられるときは、この産業を補助金な

況が出現した。そこで、こうした状況を解明するために、不完全競争や規模の経済を含んだ新しい貿易理論が登場した。

仮に、需要・供給の構造のまったく同じ二国（A国、B国）二財（a財、b財）モデルを想定し、A国がa財に、B国がb財にそれぞれ特化して貿易を行つたとしよう。この場合、それぞれの財の生産に規模の経済が發揮され、平均費用の低下とともに生産効率が良くなる。したがって、それぞれの国が両財を生産して自給するよりも多くの財が生産され、国際分業の可能性が生じる。つまり、従来の貿易理論における国々の資源賦存状態の差異が貿易利益の源泉であつたのに加え、収穫増の利益を共有することができる一つの貿易利益となることを示した。また、それぞれの財の生産に関して学習・習熟効果が働き、時間の経過とともに生産性が上昇する場合が考えられるが、a財の方がb財よりも需要・規模が大きい、あるいは規模の経済がより強く働いているならば、A国がより高い貿易利益を得ることになる。ここで重要なことはa財とb財が入れ代わっても結果は同じということである。つまり、それぞれの国がいずれの財の生産に特化するかは歴史的な偶然性に依存することになり、ここに産業政策を兼ね備えた戦略的通商政策が登場する。

三 戰略的通商政策

(1) 不完全競争におけるケース

それぞれ二つの寡占企業がそれぞれ異なる国に存在し、それぞれの企業は生産量、生産能力、研究開発などのいくつかの戦略的変数の水準を選ぶことによって第三国市場（輸出市場）で競争すると仮

などを通じて支援することは、経済厚生を高め、時には、比較優位を得ることもあり得るので、競争力強化を目指す産業政策とともに通商政策の一環として考慮すべきであるというものである。さらに、他国が外部性を生じる産業を保護し、有益なスピルオーバー効果を自国に与えない政策を採るならば、対抗措置を発動すべきだとしている。つまり、規模の経済性が働くような場合、比較優位は、要素賦存によって外生的に決定されるのではなく、政府の他国に先駆けた補助金等の支出を通じて人為的に創出されるものだとしている。こうした戦略的通商政策は、従来の幼稚産業保護論の議論と似ているが、これは保護を越えた側面を有している。従来の議論は、資本市場の歪み・不完全性を前提に幼稚産業への政策的援助を認めるが、国際競争力の向上の後には、自由貿易への復帰を前提にしている。これに対して、収穫増の累積過程を前提とする戦略的通商政策においては、自らの市場を閉ざす輸入制限から外国市場へのアクセス拡大といった攻撃性にその特徴がある。つまり、輸出自主規制は貿易の縮小をもたらすが、輸入自主拡大は貿易の拡大をもたらすというわけである。そして、創出された比較優位に基づいて、貿易相手国に市場アクセスの障害となる規制の撤廻を迫る一方、レントが、国際競争力の向上の後には、自由貿易への復帰を前提にしていた。これに対して、収穫増の累積過程を前提とする戦略的通商政策においては、自らの市場を閉ざす輸入制限から外国市場へのアクセス拡大といった攻撃性にその特徴がある。つまり、輸出自主規制は貿易の縮小をもたらすが、輸入自主拡大は貿易の拡大をもたらす

一条体系に基づいた一方的報復措置を発動することになる。

四 戰略的通商政策の問題点

戦略的通商政策は、次のような問題点を抱えており、その効果は疑問視されている。

第一に、レント争奪は、それを生じさせる寡占または独占的企業およびその行動を前提としていることである。こうした企業行動は、本来、競争政策などによって抑制されるべきものである。

第二には、戦略的通商政策それ自体がレント獲得を目的としている点である。つまり、その政策的インプリケーションの一つは、貿易収支のインバランス解消であり、金銭的利潤を伴った重商主義であるといわざるを得ない。

第三は、なぜ政府は、補助金対象産業の選定が可能であるのか。対象産業の選定には長期的な見通しが必要で、もし誤った見込み、情報によって補助金が支出されたならば、その損失は莫大なものとなる。さらに、各國が相次いで同じような政策を採用するならば、無用な通商摩擦を引き起こしかねない。

第四には、対象産業の選定が旨くいき、規模の経済を發揮するまでに成長したならば、当該産業は戦略的通商政策と同じ手法を用いて、他の産業部門の優秀な技術者・熟練労働者などを獲得（いわば労働レントの獲得）し、引抜きにあつた産業を比較劣位に追い込む可能性が懸念される。

結びにかえて

不完全競争や規模の経済を取り入れた新しい貿易理論は、現在の

最後に、討論者として本発表にコメントして下さった中央大学教授田中拓男先生、並びに御質問を頂いた先生方に感謝致します。

日本の社会経済システムの問題点

——政策基準としての慈恵性について——

序

今、われわれは変動の時代にいる。そこでは新しい社会経済システムの構築が求められている。その一つの分野として、社会経済システムにおける価値観を解明するという問題がある。

本学会は一九九四年に、「日本の経済社会システムをとりまく三つの与件の変化の一」として、「価値観と社会経済システム」の関係を取り上げた。価値観の検討の必要性、あるいはその裏返しとしての日本社会の価値観の分裂、不安定性の問題は、ここ二年間だけでもますます強まっていくように見える(1)。たとえば、社会病理現象としての人間間の敵対現象の強まりが、大人の世界では過労死、オウム事件など多くの例が見られる。他方、慈恵の現象も見られる。震災時のボランティア活動の高まりはその顕著な例である。こうして否定的現象と肯定的現象が混在するものの、一般的には、右の病理現象と、広く使われるようになつた「閉塞感」という表現の定着は、現在、否定的側面がより顕著であることを示しているように思われる。

貿易における一定の範囲の姿を描き出すことに成功した。しかし、このことは政府の政策に大きなインプリケーションを持たせる結果となつた。それは企業以外の政府にも「戦略的」対応を求める結果である。日米間の最近の通商摩擦の交渉過程には、一方的制裁措置の発動による「脅し」すなわち「戦略的」対応が多分にみられるところである。国際的な通商政策は、本来、「戦略的行動」を避け、国際間の「協調的」な解決策を保証するものでなければならない。したがって、新貿易理論に基づく戦略的通商政策そのものが、先に指摘した限界などを含め、その存続が危ぶまれるもの当然である。本来、国民の経済厚生を高めるための通商政策が、いわば特定産業（企業）の金銭的利潤獲得に奉仕する危険な姿に変容してしまってい。その原因はどこに求められるか。通商上のルールを定める法規や政策は、根本的に政治的なものであるといえる。さらに、この政治的なもの、つまり政治体制は、国際的合意に基づくルールに根差したものではなく、国内政治に根差すものである。ここに利益団体や圧力団体の介入を許すことになる。戦略的通商政策の指向するレンント獲得は、まさにこうした介入である。この弊害のは正にはレントの抑制あるいは解消を目的とした競争政策の積極的な展開が望ましいが、WTOにおいても競争政策の合意は成立していない。さらには、競争政策は、通商政策とは異なり、「協調的」な行動を阻止するのが狙いである。ここに今日の根本的ディレクションが存在する。

塚田 広人
（山口大学）

おいてもそのように理解され、社会病理現象の対極的方向にあるものと感知されている重要な美德としての「慈惠」はそもそも何か、それは人間にどの程度強く備わっているのか、という問題である。

ここではその一つの手がかりとして、ロールズにおける利己心と慈惠心に関する人間の行動動機の理解をまず取り上げる。後述のように、ロールズの正義の原理の構築の手法には重大な難点があるが、それにもかかわらず、彼の議論の中には、政策規範論の基礎としての現代の経済哲学の分野において社会経済システムの基本原理を構築しようとする際に不可欠の、「原理あるいは基本ルールを創造する主体としての人間がどのような性格を付与されるべきか」という問題についての重要な議論が含まれているからである。

一 ロールズと慈惠性

ロールズの議論の中で、人間の行動動機に関わる理解は二つある。一つは、当初原初状態という仮設的場面で設定される（他人に対して無関心という意味での）利己的な人間像である。その理由としては彼は、弱者に対する慈惠心を持つ人間を設定することは、特殊な事例を導入することにより、原理の構築を難しくするという点を、また、情愛を通した結びつきを前提するのは強すぎる条件である、という点をあげる⁽³⁾。

しかし、彼は原理は現実的に検証される必要があるとも考える。そして、導き出されたものがいかなる原理であれ、それは、現実の社会における基底的理念である友愛の精神に合致しなければならぬ

として、友愛の精神を現実社会の基本事実として設定する（*A Theory... p. 103*）。すなわち、彼は一方では、友愛の精神または慈恵心を、現代社会における現実の人間の行動動機として前提しているのである。これは彼の当初の「相互無関心な人間」という設定とは相反する。

そもそも当初のルール決定主体の性格設定の理由においては、一つは、自己に有利なルールを作ろうとするそんは安定的なものになり得ないので、自己の特性を忘れようという、いわば「利己的理由故の利己性の排除」という側面があった。しかし、そのためにはあくまでも利己性を現実のものとするための条件である自己の特性の認識を排除すれば足りるのであって、それはもう一つの特性である慈恵性までを否定する理由にはならない。こうして、慈恵性が当初排除された理由として残るのは、単に、上述のごとく、それが我々の原理選択上の「判断を困難にする」、あるいは「それは強すぎる条件である」という、厳密にはよく検証されていない弱い理由のみしかないことになる。

このことは、彼の理論体系の中で、主体の性格設定という最も重要な部分が十分に説明されないままであることを示している。彼は始めはその扱いが難しいと言った。つまりそれは、慈恵性というものが、人間主体の性格を示すものとしてどのような内容のものであり、どれほど強いものであるのかを明示的に示すことが難しいということであったはずである。しかし、結局は彼は、前述のごとく、友愛の精神、慈恵心を結論の検証場面で再度導入し、それに対してもすべての原理の判断基準という重要な役割を与えていたのである。

第一の主張・自愛心と慈惠心の、両性向の統一的把握

ムと病理現象との間の関係性を感知するとき、その解決の方向を探るために判断基準としてその存在がクローズアップされるところの慈恵性とは、いかに把握されるべきか、把握することが可能なのか。以下、この問題についての試論を述べる。

まず、両性向は、スマス、ロールズにおいてはいまだそうであるように、二者択一的、対立するものとしてとらえられるべきものではないと考えられる。それらは実は同一の実態の二側面として理解されるべきである。

この問題の考察を、従来の社会生物学にたいする検討から始めよう。E・O・ウィルソン、R・ドーキンスといった社会生物学者によれば、少なくともこれまでのところ、人間の行動は遺伝子によって支配されており、その遺伝子は自己の増殖のみを唯一の目的とするという利己的な性質を持っているとされる。それ故、人間の行動もその意味では利己的なものでしかない、たとえ利他的、自己犠牲的な行動と見えるものがあっても、それはたとえば「甥、姪の数」を増やそうとするといった、やはり遺伝子の増殖戦略の一環でしかないと言う⁽⁴⁾。

しかし、ウィルソンはまた、「全体としての人間という種の生存」を目的として設定する個体は、「多様性の確保」を望み、そのための「遺伝子プールの保存」を望むようになる、との可能性も示唆している。これは具体的には他者の生存を助けようとする行為となる。

二 自愛心と慈恵性

それでは、現代の日本社会において、われわれが社会経済システ

ムとして、友愛の精神を現実社会の基本事実として設定する（*A Theory... p. 103*）。すなわち、彼は一方では、友愛の精神または慈恵心を、現代社会における現実の人間の行動動機として前提しているのである。これは彼の当初の「相互無関心な人間」という設定とは反対する。

そもそも当初のルール決定主体の性格設定の理由においては、一つは、自己に有利なルールを作ろうとするそんは安定的なものになり得ないので、自己の特性を忘れようという、いわば「利己的理由故の利己性の排除」という側面があった。しかし、そのためにはあくまでも利己性を現実のものとするための条件である自己の特性の認識を排除すれば足りるのであって、それはもう一つの特性である慈恵性までを否定する理由にはならない。こうして、慈恵性が当初排除された理由として残るのは、単に、上述のごとく、それが我々の原理選択上の「判断を困難にする」、あるいは「それは強すぎる条件である」という、厳密にはよく検証されていない弱い理由のみしかないことになる。

このことは、彼の理論体系の中で、主体の性格設定という最も重要な部分が十分に説明されないままであることを示している。彼は始めはその扱いが難しいと言った。つまりそれは、慈恵性というものが、人間主体の性格を示すものとしてどのような内容のものであり、どれほど強いものであるのかを明示的に示すことが難しいということであったはずである。しかし、結局は彼は、前述のごとく、友愛の精神、慈恵心を結論の検証場面で再度導入し、それに対してもすべての原理の判断基準という重要な役割を与えていたのである。

……人類といふ種全体を見渡すことができるに違いない」と述べるにとどまる(6)。

彼の示す「他者の生存への志向性」の可能性という考えには同感できる部分がある。しかし、彼は、なぜ人間が、個体としての性格の対極にあるかに見える「全体としての人類」という立場に立ち得るのか、また、どのような条件のときにそうなるのかは説明していない。いつそうなるかについて、「長い歴史を突き放してみれば」というのだけでは、曖昧すぎる回答でしかない。

ウイルソンの残した問題に対する私の回答は以下の通りである。まず、事実として人間は、人という種の、人類といふ種の一部として存在する。自愛心と慈恵心の統一的理説はこの事実の中にある。類の一部としての存在は、次のように解釈することができる。人間の生存は、類としての存続を目的とする。各個体は、その類の独立した構成要素である。彼は、いわば、類といふ母胎から派遣された全権大使であり、自然的（また社会的）環境の異なる様々な場所に派遣され、そこで存続し、繁栄することを期待されている。

そこでは、多様な個体が多様な環境で生存し存続することこそが意味を持つ。生物としての人間は、他の生物と同様、種の存続のために、自然的環境の多様な変化に応じて生き抜くことが必要である。そしてその環境の変化は長期的にみればまた予測のつかないものである以上、「長期的、全体的な種の存続」にとって最も必要なのは、まさに人間の多面的生存能力の多様性を確保することであり、それはすなわち、生存個体の数を、それも、できるだけ多様な遺伝子を確保しつつ、すなわち特定個体の近縁者に集中すること

となく、類的個体を増やすことである。

したがって、このような類としての人類といふ種全体的視点からみれば、各個体の任務は、第一には自己自身の生存と繁栄であり、それはまさに他の誰のそれでもない彼自身の生存を追求することである。これはつまり自愛心に基づいて生きることであり、これは、この類的存在としての一個体としての彼に与えられた任務からすれば全くの正当な、かつ自然的、本来的な行動である。

だが、そのような自愛的生き方は同時に、上記の多様な遺伝子の保存、確保という、類としてのもう一つの必要性からみれば、あくまでも、他の個体の生存を妨げるものであつてはならないはずである。そして、われわれにおける「類から派遣された全権大使」という類性の両側面は、自らの生存の仕方を、一方では、このように、与えられた持ち場で全力を尽くすという意味で自己の生存を追求する（私益を求めるとともに、他方では、自然的、社会的（＝人間間の相互敵対行為）また他の何らかの要因によって、類の多様性が脅かされていると認識したときは、その脅かされている個体の存続を助けるように、その原因を取り除くようにと命ずるものもある）のである。このような類性の存在形式が、そしてそこで他の個体の危険な状態を察知し、その存続を助けようとする働きが、慈恵心の発生メカニズムであると考えられる。

したがって、それは、類的本性に組み込まれているものであり、それは、以上のように、必要に応じて顕在化するものなのである。近年本学会が対象としている価値観と経済社会という問題設定それが自体についても、実は、右のようなメカニズムが、つまり、現行

経済社会が原因となつて冒頭のような否定的現象を大規模に生み出しているのではないか、すなわちわれわれは現在、人間の多様性の確保という根源的生存戦略においてその重要な危機の一侧面としての相互敵対関係の強まりという状態に陥りつづる、それも自らが自愛心の確保のために作り出してきた効率的な用具、自由市場経済体制が、そこでの各個体にとっての重層的な目的である「多様性の確保」にさえ反する動きをするに至っている、との直観的認識が、その設定動機の一つになつていていると言えよう。

こうして、いわば自愛心と慈恵心の統合的存在という本来的あり方に照らして、現状は過度な自愛心への傾きを示しており、それはわれわれに「危機回避への性向」を始動させるようなものであると理解してよいとすれば、次の問題は、この、自愛心への過度の傾きを是正することである。そして、以上の慈恵性のメカニズムの理解に立てば、われわれは今や、人間本性の内的性向にたいする理性的確信という強い根拠を持って、多様性の確保のための政策を具体的に実現する方向に進むことができる。第二の主張・慈恵性の弱まりの原因——自由経済体制の不備

現在の日本社会で自愛心への過度の傾きを生み出している原因は、現行の自由経済体制の不備にあると言える。自由市場経済システムは本質的に個体間の競争を伴つている。それはゲームにもたとえられるが、しかし敗者にとっては、各個体の状況に応じて、その結果はしばしば過酷なものとなり得る。その過酷さが過度なものとなるとき、各個体は、自己の生存可能性に対する不安と、時には、社会に対する強い不満をも持つようになる。これらの不安と不満と

は、社会的協力を徐々に、あるいは急激に侵食し、人間といふ種の最も強力な生存手段である社会的協力を弱め、社会組織の分裂の方向をもたらすであろう。この不安が大きくなるとき、競争社会における人間は、とりあえずの自己の存続のために、すなわち自愛心に従つて、「貯め込み」行動＝利己的な持金主義の行動をとろうとする。その結果は、「潤いのない社会」であり、「冷たい社会」である。現行の日本社会にみられる子供社会から大人社会にいたる不安、不満、そして閉塞感の蔓延という現象はその現れと見てよいであろう。

では、その不安と不満は、より具体的には競争社会システムのどこから生じているのか。まず不安は、上述の、競争に伴う敗者＝失業者となつたときの生活不安とその状態への転落の不安から、さらには、これに加えて、そもそもその競争体制にさえ入れない人々＝社会的弱者の生活不安と、その状態への転落の不安とから生じている。次に、不満は、公正な競争条件の不備が存在するときに感知される。すなわち、人間各個体は類性の一部として自らの生存を確保しようとする自愛心を当然の強い欲求として持つている。その場合に彼らが、社会といふ自己の生存を相互に強化し得る「道具」を作り出し、維持し得るためには、必ず、それを守ることがその社会の中でそれの生存にできる限りプラスとなる結果をもたらすところの、各人の納得する協力ルール、負担と成果の分配ルールが必要となる。この「納得し得るルール」が、すなわち正義のルール、公正な分配ルールにほかならない。

現行の自由経済社会の負担と成果の分配ルールは、基本的には自

己の労働の成果は自己に帰するという私有財産制度を基礎としているが、その十全な發揮のためにも、第一に、労働の成果ではない自然资源（たとえば土地、生來の能力）が私有されている状態をいかにみるか、第二に、企業などの結合生産の場面で、各人の各種の労働（起業労働、精神労働、肉体労働等々）による貢献をいかに正確に測るかなどの重要なルールの不満を解決することが必要とされる。これらの負担と成果の分配をめぐるルールが不備な間は、生活不安が生ずるときには、これらに対する不満がそれに加わり、社会不安を一層増大させる結果となる。

さて、上述の、社会不安の重要な半を構成する、失業と、労働能力の欠如状態（社会的弱者の状態）とから生ずる不安は、これまで相互扶助としての保険的・利己的動機と、もう一つ、先の多様性確保への潜在的・類的動機との両動機による社会保障制度によって対処してきた。この制度中の後者の動機部分によるものが、上述の慈惠性に依拠した集団の多様性を構成するために、その中のある部分の弱体化を防ぐために行われる類の多様性確保をめざした類的行動の表れだったのである。したがって、もしも現行の保障（救済）水準が、現行の不安の程度に比べて不足していることが明らかとなれば、当然、類的基本性としての慈惠性が、多様性の危機を感じることによって、現行保障水準の強化を促す方向に作用するであろう。

仮に現在、従来の制度的保障が追いつかないほどの不安が生じているとすれば、その原因は何か。まず、能動的原因として、一つには、失業への転落の速度を倍加させるなどの技術的加速度的進歩、

結語

慈恵心の欠如が広く感じられる現在の日本社会において、その解決策を考えるために、まず、経済社会の基本的要素と考えられる人間の行動動機、とくに慈恵心の内容を明らかにしたい、これが本稿のテーマであった。

以上より、その回答は、まず第一に、この問題に対する解決は、利己心と慈恵心を人間存在の統一的二側面としてとらえること、各人を人類といふ類の全権大使としてとらえることから可能となるといふものであった。そして、第二に、各個体は通常は自己の生存、発展を自己の主たる行動動機としてそれに従つて行動しつつも、それが自己のもう一つの性質としての人間の多様性確保の要求を漫す結果をもたらす場合には、利己的性質の抑制が自己の行動動機の前面に出現せざるを得ない、というものである。

そのきつかけは、核戦争や環境破壊といった、全人類の利己的生存すら人類社会全員の協力なしには確保できない、という条件の登場によるのかかもしれない。あるいは、大震災によって、旧来の過度の自愛心の體をも打ち碎くほどのショックが生じることによつて、本來の慈恵性の比重が感知されることによるかもしない。あるいは、日常の生活を通じて現行社会の危険性を感じる中で、慈恵性強化への振り子はすでに動きを開始しているのかもしない。

もしこれらの諸現象の中に、すでにこうした芽生えが存在しているとしたなら、本稿で論じた類性としての多様性の確保という基本的な人間性向のあり方を理的に認識することは、これらの直観か

ら芽生えつつある自愛心と慈恵心のバランス回復への動きを、人間のものもう一つの重要な能力である理性的認識力という側面から促進するものとなるであろう。

(1) たとえば最近の日本社会の現状については次のような指摘がある。

「近年の日本人が失いつつあるものの多くが無形の財産だった。銃器犯罪によって『安全』を失い、リストラによって日本型労使関係の『信頼』を失い、過度な競争によって『共生』を失う。恐ろしいことに、無形の財産は失ったことを自覚しにくく。」（井尻千男、日本経済新聞、一九九六年一月二八日付け）また、同時代の欧米社会について、オックスフォード大学のラルフ・ラーレンドルフ学長は次のように述べている。一九八〇年代はOECD諸国において、「他人を犠牲にしても自分が豊かになる」とことを政府が奨励した時代だった、すなわちそれは「博愛なき不平等」の時代だった。それを押し進めた指導者たちは、「それを『自由』と呼びました。……彼らは、博愛は競争社会の障害になるとしか考えていないのです。」「一九六〇年代は博愛なき平等の時代でした。國家による経済と社会への介入が増大するとともに、個別化が進んでいったのです。」八〇年代から九〇年代にかけて、「生活のあらゆる面での個人間の競争が、社会の連帯感を破壊していきます。」「所得格差の急速な増大。実質所得の低下……。」「労働市場に受け入れられず、社会から疎外された下層階級が存在し、それとともに連帯が崩壊してしまいました。……今法と秩序は、最も重要な政治テーマになっています。」（“Gibt es ein liberales Zukunftskonzept?”, ZeitPunkte Nr. 1/95 「ヴァイタ」シンポジウム 未来へ向かう新しいコンセプトは可能

か」『世界』一九九六年一月号、三七頁)

(2) 加藤寛孝、一九九四年日本経済政策学会大会報告「田中經濟社会の倫理的基礎——スミスとハイエクに貢して」また、「田中經濟社会の倫理的基礎」(創価大学『比較文化研究』第一卷、一九九四年四月刊)、²參照。

(3) John Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971, p. 129. 大島義次他訳『正義論』(岩波文庫、一九九三年、一〇一頁)。

(4) ローネンバウムは個人の自由を、ルソーからはあわれみの情を、カントからは自由や平等な人間から出発して普遍的行動ルールに固める方法を避け続けていたようになる。しかし、彼はそれが見解を切り離して受け継いでいるにすぎない。本来、それが統合するものだ、人間の行動動機の総合性(つまりは「西蒙心」と「慈愛心」)の総合形態にこそあるのだが、ルの点をローネンバウムは理論的に解説するに至っていない。代わりに彼は、慈愛性、友愛の必要性を強く意識し、それを「暗黙の理想状態」として、理論のあわらちに無前提に折り込んでしまった。

自由市場主義の論者達もまたこの基本的な問題視角を意識していない。だが、たとえばノズィックが、「かつて私が提案した自由意志論の立場は今私の立場はひどく不適切に思える。その理由の一部は、それが充分に人間らしい考慮を折り込んでしまったこと、それが残した共同の諸活動にはもへん緊密に生地に折り込まれねばならない余地があつたらしいある」と述べていることは、共同の諸活動を「共生的関係への配慮」と読み替えるならば、彼もまたある意味で本稿の問題意識を共有する地点にまで至つたところではないか。

Robert Nozick, *The Examined Life*, Simon & Schuster, 1989. 井上喜子訳『人生の中の懸念』青土社、一九九二年、四〇頁)

(5) E.O. Wilson, *On Human Nature*, 1978, Harvard University Press. 岩田一誠『人間の本性』(岩波文庫、一九八〇年)。

Richard Dawkins, *The Selfish Gene*, 1976, Oxford University Press. 岩崎敏雄訳『生物の本性』(岩波文庫、一九八〇年)。彼によれば、類的繁栄は各個体の目的とはなら得ないと考えたところであつた(後述)。「集団の繁栄は偶發的なものだ、本来の目的ではない。」(ムーキン)「私的の遺伝子と生物の体」(河田雅志訳、『田辺サイエンス』一九九六年一月、三四頁)

(6) Wilson, ibid., p. 197.

* 大会報告作成の過程で、報告の場で、また自由投稿論文の審査過程でそれぞれ貴重なコメントを頂いた、加藤寛孝先生、古河幹夫先生他多くの質問者の方々、並びに匿名レフュージー諸氏に厚くお礼申し上げる。ご指摘のあつた点については今後の研究過程で生かしていくかだと考えた。

この純便益が正のグループ、反対派は純便益が負のグループで、一般の人々は純便益が不明ないし不確定の人々である。

ここで、賛成派は一般の人々がその政策実施を受容するような働きかけの説得(推進)活動 Z_A を行い、反対派は一般の人々がその政策実施を拒否するような働きかけの説得(反対)活動 Z_B を行うと仮定する。されば、賛成派の説得活動の主観的成功確率 $f(0 \leq f \leq 1)$ と、反対派の説得活動の主観的成功確率 $g(0 \leq g \leq 1)$ は、それぞれ次のようになりますと仮定する。

$$f = f(Z_A, Z_B); \partial f / \partial Z_A > 0, \partial f / \partial Z_B < 0, \partial^2 f / \partial Z_A^2 < 0,$$
$$g = g(Z_A, Z_B); \partial g / \partial Z_A < 0, \partial g / \partial Z_B >, \partial^2 g / \partial Z_B^2 < 0, \quad (1)$$
$$\partial^2 g / \partial Z_A^2 < 0, \partial(\partial g / \partial Z_B) / \partial Z_A < 0, \quad (2)$$

このように、賛成派の説得活動がもたらす期待純便益 $E(Z_A)$ は、

$$E(Z_A) = f(Z_A, Z_B)[W(X) - h(Z_A)] + [1 - f(Z_A, Z_B)] \quad (3)$$
$$[-h(Z_A)] = fW(X) - h(Z_A) \quad (3)$$

か」『世界』一九九六年一月号、三七頁)

いま、ある政策Xについて考える。社会は、賛成派と反対派と一般の人々の三グループからなる。賛成派はその政策実施から得られ本稿は、こうした政策決定過程における説得とパブリック・アクションによって考察する。以下、二節は賛成派と反対派の説得活動をモデル分析し、三節は適応効用アプローチからのアプローチを通じて一般的な行動パターンの対応行動を検討する。最後に結論をまとめることとする。

II セクター

政策決定過程における説得とパブリック・アクション*

横山 彰 (中央大学)

序

民主主義社会における政策決定過程では、必ずしもすべての構成員がその政策実施に賛成とは限らず、賛成派と反対派が中間層である一般の人々を取り込むと活動し合っていることが多いある。賛成と反対の対立が鮮明な政策実施については、一般の人々の受容つまりパブリック・アクションが必要になる。ある政策を実施しようとする賛成派は、一般の人々がその政策実施を受容するよう働きかけ説得する。他方、その反対派は、一般の人々がその政策実施を拒否するよう働きかけ説得する。

本稿は、こうした政策決定過程における説得とパブリック・アクションについて考察する。以下、二節は賛成派と反対派の説得活動をモデル分析し、三節は適応効用アプローチからのアプローチを通じて一般的な行動パターンの対応行動を検討する。最後に結論をまとめることとする。

いま、ある政策Xについて考える。社会は、賛成派と反対派と一般の人々の三グループからなる。賛成派はその政策実施から得られ

得活動は(3式)の最大化問題を解ぐべく求められる。(まず、

$$(\partial f / \partial Z_A) W(X) = h'$$

を満たす説得活動 Z_A となる。反対派の反対活動が変化したとき、賛成派の最適な説得活動がどのように変化するかは、(4)式を全微分して整理した次式の符号で判明する。

$$dZ_A/dZ_0 = [(\partial f / \partial Z_A) / \partial Z_0] / [h'' - (\partial^2 f / \partial Z_A^2) W(X)] \quad (5)$$

この符号は、(1)式及び $h'' > 0$ の仮定により負である。これは、他の条件にして等しければ、反対派の反対活動が増大するほど賛成派の最適な説得活動は減少することを意味する。

もし反対派の反対活動が増大するほど賛成派も説得活動を増大させるとすれば、賛成派は説得活動がもたらす期待純利益つまり(3)式以外の目的関数をもつている可能性が高いといえる。例えば、賛成派は、主観的成功確率を一定に保つことを目指すならば、反対活動が増大するほど説得活動を増大させる。しかし本稿の仮定では、反対活動が増大するほど賛成派は説得活動を減少させることがある。

同様に、賛成派の説得活動が変化したとき、反対派の最適な説得活動がいかに変化するかをみると、(4)と(5)式に対応する式は、

$$(\partial g / \partial Z_0) V(X) = k' \quad (6)$$

$dZ_0/dZ_A = [(\partial g / \partial Z_0) / \partial Z_A] / [k'' - (\partial^2 g / \partial Z_A^2) V(X)] \quad (7)$

となる。ここで、 $V(X)$ は各々賛成派の h 及び $W(X)$ に対応する。この(7)式の符号も仮定から負である。

横軸に賛成派の説得活動水準 Z_A を、縦軸に反対派の反対活動水準 Z_0 をとった図（本稿では紙幅の制約で省略）において、他のグループの説得活動水準に対して最適反応となるような説得活動水準を示す賛成派と反対派の反応曲線 $Z_A^*(Z_0) \sim Z_0^*(Z_A)$ は、(5)と(7)式が体の純損失である。

もし政策案が固定されていて X が変化しないとすれば、賛成派と反対派の説得活動がナッシュ均衡 (Z_A^*, Z_0^*) 水準のとき、 $M(Z_A^*, Z_0^*, X) > 0$ ならば一般の人々はこの政策実施を受容するといふことだ。

アベコムの政策評価が(8)式で与えられるとき、政策 X が変更可能だとしよ。このとき、 W と V の X に関する微分の符号は、

III 適応効用アプローチとアベコム

負である」とから、右下がりになら。これらの反応曲線の位置関係（四通り）により内点解の場合も端点解の場合もあるが (Z_A^*, Z_0^*) のナッシュ均衡が存在する。

このアプローチを用いて、アベコムの政策評価 M は、賛成派と反対派の主張や説得活動を基に形成する、と仮定しよう。その政策に関するアベコムの意見形成は、Cohen and Axelrod (1984) や Cyert and DeGroot (1987) などの適応効用アプローチに基いてある。

アベコムが一般の人々を代表するとも考えられるのである。アベコムが一般の人々がアベコムの論調と同じようになされる、と仮定してみよう。つまり、一般の人々がアベコムの論調と同じ政策判断をするのであれば、アベコムが一般の人々を代表するとも考えられるのである。

アベコムが一般の人々がアベコムの意見形成は、Cohen and Axelrod (1984) や Cyert and DeGroot (1987) などの適応効用アプローチに基いてある。

アベコムには知らない、と想定される。

このアプローチを用いて、アベコムの政策評価 M は、賛成派と反対派の主張の重みを考慮した次式で与えられるとする。

$$M(Z_A, Z_0, X) = I(Z_A, Z_0) W(X) + [1 - I(Z_A, Z_0)] [-V(X)] \quad (8)$$

ここで $I(Z_A, Z_0)$ は、政策 X の実施を推進する賛成派の主張をアベコムがどの程度支持するかを示す変数で、 $0 \leq I(Z_A, Z_0) \leq 1$ である。

アベコムが政策変更 X^* を提案できるときには、一段階ゲームとなり別

のナッシュ均衡が達成されるといふことだ。

$$E(Z_A) = f(Z_A, Z_0) W[X^*(Z_A, Z_0)] - h(Z_A) \quad (12)$$

$$(\partial f / \partial Z_A) W + f W'(\partial X^*/\partial Z_A) = h' \quad (4^*)$$

となる。同様に反対派の最適活動の必要条件は

$$(\partial g / \partial Z_0) V + g V'(\partial X^*/\partial Z_0) = k' \quad (6^*)$$

となる。したがって、賛成派と反対派の説得活動をみなが、アベコムが政策変更 X^* を提案できるときには、一段階ゲームとなり別

のナッシュ均衡が達成されるといふことだ。

四 結論

現実世界における政策決定過程では、なかなか説得活動がなされない。ある政策実施についての賛成派と反対派は、中間層である一般の人々を自派に取り込もうと競争し合っていることが多い。

賛成派と反対派の説得活動水準は、政策実施に伴う利害得失、主観的な説得成功確率、説得活動費用の大きさに左右される。各派の主観的な説得成功確率、説得活動費用の大きさに左右される。各派の主観的な説得成功確率が自派の説得活動水準ばかりか他派の説得活動水準の関数であるとすれば、各派は他派の説得活動水準に対する最適反応となる説得活動水準を選択。このとき、各派の説得活動水準についてのナッシュ均衡が現れる。

賛成派と反対派の説得対象は、一般の人々に政策判断を与えるアベコムである。アベコムは、その政策評価を賛成派と反対派の主張や説得活動に基づき行う。アベコムが自らの政策評価で政策変更を提案できるとすれば、両派の対立を和らげる方向に政策水準を変化させようとする。これに反応して両派も最適説得活動水準を変化さ

れど、1階の条件も満たされない。3式を満たす X を X^* とするとき、

X^* は最もペドリック・アクセシタスを得やすい政策となる。

この意味で、 Z_A と Z_0 の変化に対するアベコムの反応関数

$X = X^*(Z_A, Z_0)$

が導く。このとき賛成派の最適活動は、

$$I(Z_A, Z_0) W - [1 - I(Z_A, Z_0)] V = 0 \quad (10)$$

れる。その結果、両派の説得活動水準によって別のナッシュ均衡が達成される可能性がある。セイバーナンスをめぐる賛成派・反対派・アカデミックの相互対応行動に関する本稿のモデルは、社会における政治的・経済的紛争問題に応用できる。

参考文献

- [¹] Cohen, M. D. and R. Axelrod (1984), "Coping with Complexity: The Adaptive Value of Changing Utility," *American Economic Review*, 74 : 30-42.
- [²] Cyert, R. M. and M. H. DeGroot (1987), *Bayesian Analysis and Uncertainty in Economic Theory*, ch.9, Rowman & Littlefield Press.
- [³] Kurian, T. (1987), "Chameleon Voters and Public Choice," *Public Choice*, 53 : 55-78.
- [⁴] Pollak, R. (1978), "Endogenous Tastes in Demand and Welfare Analysis," *American Economic Review*, 68 : 374-379.
- [⁵] Stigler, G. J. and G. S. Becker (1977), "De Gustibus Non Est Disputandum," *American Economic Review*, 67 : 77-90.
- [⁶] Von Weizsäcker, C. C. (1971), "Notes on Endogenous Changes of Tastes," *Journal of Economic Theory*, 3 : 345-372.
- [⁷] Yokoyama, A. (1991), "An Economic Theory of Persuasion," *Public Choice*, 71 : 101-115.

[⁸] 横川義 (1994), 「環境のバカラック・アカデミック」『日本経済政策学会会報』XLII : 65-68.

* 本稿は、アメリカの公共選択学会 (Houston, Texas, April 12-14, 1996) の報告論文を基に本大会で報告した後、改訂したものです。本大会で有料なメントを頂いた丸尾直美教授に感謝致します。わたくしは本稿に沿わざじの改訂に際して、井堀利宏、Randall Kroszner、監修官、Steven Reed、Lynton Stoddard、田辺崇治、Karl Wärneryd の各氏より貴重な助言とアドバイスを頂いたりと心から感謝を申上げた。また本稿は、平成6年度文部省科学研究費補助金一般研究「政策決定過程における説得とパリック・アクションによる研究」の一成果であることを付記しておあたま。

都市開発における土地の高度利用及び商業不動産の価値に関する考察

加藤 嶽
〈中九州短期大学〉

都市も新陳代謝を繰り返していくと言われる(¹)。いや聞くも唐突に感ぜられるが、世界の多くの都市で古い街が消えでは、新しく生まれ変わっていく。長年に亘り築き上げてきた街並みが瞬時に壊されることはあれば、その衰退と再生が徐々に行われることがある。人体と同様に、再生の規模と速度が大きく急激なものであれば、そこに痛みを伴うことは至極当然のことかも知れない。

小稿では、八〇年代から九〇年代にかけて巨大で急速な開発が進んだロンドン・テムズ河畔の例を取り上げ、わが国の現状と照らし合わせて、土地の高度利用について、商業不動産の将来的値上がりを過重に組み込んだ都市開発の脆弱性について考えてみたい。なお、前者の問題意識に関しては、土地の有効利用の観点から、また開発に伴う社会的コストの発生及び対処といった点から議論したい。

ロンドン・タクランズ再開発

ロンドン・タクランズとは、ロンドンの中心からは東の方向、世界金融の中枢であるシティに隣接する東西約一公里、南北約二公里のテムズ河

に沿った細長い一帯のことを指す。一時期、貿易港として脈わい「世界で一番繁華な港」(²) と称されるほどの活況を見せたが、ロンドン輸送の伸長、陸運・航空貨物の増大などの理由により、一九六〇年代後半から七〇年代にかけて、その活躍にも終止符が打たれてしまった。この前時代の役割を終えた地域を再生しようとするのが、ドックランズ再開発計画である。

再開発計画の端緒は一九六九年であったが、実際に大きな進展を見せたのは、サッチャー政権下の一九八一年以降であった。この年、民間不動産会社社長を迎えて設立された『ロンドン・タクランズ開発公社 (LDDC)』が、その原動力であった。

LDLCの採った開発手法は、積極的な民間資本の活用であり、タクランズには八一年からの一一年間で公的資金約一三億五千万ポンドに対して、民間資金約九〇億ポンドが注ぎ込まれている。こうした民間資金の一部は、新交通システム (タクランズ・ライト・レールウェイ) 建設や地下鉄の延長工事、水上バスの運行などにも使われている。また、民間企業誘致のため、衛星通信施設や巨大オフィス群の建設、進出企業に対する税制上の優遇措置(³) などが押し進められたのである。

二 高層住宅と低層住宅の選択基準

前述のように、ドックランズでの特徴は、(1)民間資本の積極的導入（インフラ整備への投入を含む）、(2)民間企業誘致の推進などであるが、これら以外にも、(3)倉庫やドックなど既存老朽施設の住宅・店舗などの再活用、(4)住宅建設に力を入れ人口の定着を意図（LDCCの計画では今世紀末までに一〇万人が目標、現在は約六万人）、(5)再開発地域を概ね四つに区分し、住宅街・オフィス街を明確に分けている点などが挙げられる。後の三点、特に(5)へ補足すると、住宅街も市内中心部に近い箇所には、既存倉庫などを改装した比較的、中高層の住宅を配し、逆に市内から一番遠い箇所には、低層の庭付き戸建住宅を中心の街作りが行われている。

市内近くには中高層住宅、遠くには低層住宅が多くなるという選択の基本的決定因は、例えば、高層住宅を郊外へ移築したならば、その価値が都心部にある時と比較して減することであり、一方、低層戸建住宅は場所を選ばず、その価値に変化が少ない点である⁽⁴⁾。これを示せば、図1のようになる。

この図では、左が高層住宅の中の一戸、右が低層の戸建を念頭に置いている。図のOA・OBは、それぞれ戸当り建築費を表し、AA' と BB' は都心からの距離に比例して増加する交通費を表している。両者の合計が、戸当り物件価格 P_{Pa} と P_{Pb} を下回る時点で、購入者にとって、それぞれの物件の価値が保たれており、(B)が都心から遠ざかっても、その価値を維持するのに対し、(A)は都心部近くでしか、その価値を保つことはできない。ただし、(A)のような高層

地域を含めた開発のグランドデザインを立てるまでは至らない。

そこで、都心部の再開発では外縁を含めた一定地域をモデル地区に設定し、一定程度の都心型高層住宅重点地区と郊外型低層住宅重点地区の線引きを行うことはどうだろうか。当該地域には、公共投資の重点配分により、各地区特有の社会資本整備を行ふことも必要であろう。これは、再開発へのインセンティブを高めることに繋がるであろう。これらは何も独創的な提案などではなく、例えば、ドックランズ以外でも、ロンドン都心部バービカン地区に、その成功例を見ることができる。

三 商業不動産の価値

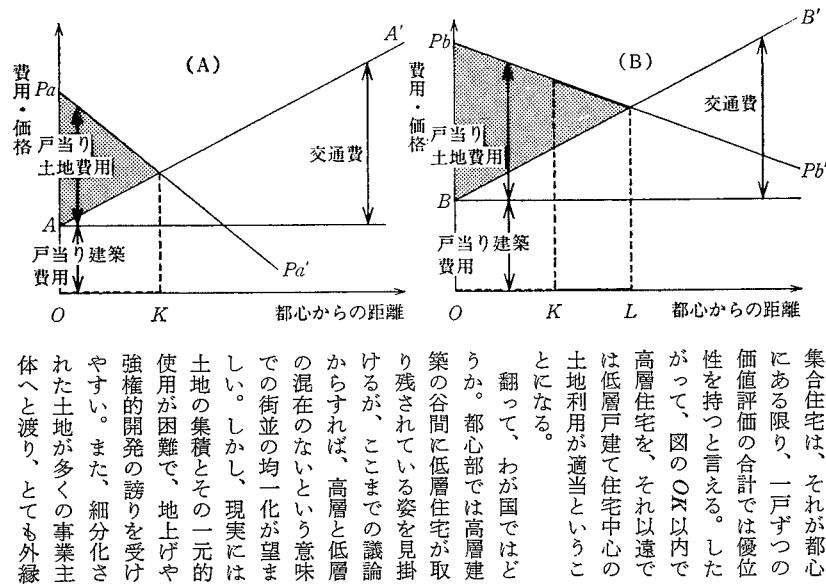
八〇年代後半まで順調に推移したドックランズ再開発も、九〇年代に入り一転、強い向い風に晒されている。まず、全国的な不況の中、オフィス需要の大幅な落ち込みがあった。次いでインフラ整備に多くの民間資金を投入した結果、主要デベロッパーの一社が負担に耐えられず倒産。交通網整備計画などに支障をきたしてしまった。現状では、頓挫していた地下鉄延長工事が再開されるなど巻き返しも見られるが、ここでは上述問題点の根本要因を考えてみたい。まず、ドックランズ再開発の発展の中で「商業不動産は市場で取り引かれる最大の商品である」という認識が麻痺していたのではないかだろうか。市場で売買される商品が需給のバランスで価格を決定されることは、今更説明の必要がない。特に、ドックランズでは積極果敢な商業不動産の供給自身が、個々の商業不動産価値を引き下げたことが考えられる。また、最大の商品の供給超過が続いたこ

とで広く景気に悪影響をもたらし、それが、オフィス需要の落込みに一役買う悪循環に陥っていたのではないだろうか。

商業不動産の価値基準には、ストック価値とフロー価値があることにも注意を要する。ストック価値とは商業不動産の「時価」を、フロー価値とはその「賃貸料」を意味している。商業不動産を建設する際には、地価を含むストック価値を自安に金融機関から借入を行っており、一方、その返済にはフロー価値が当てられている。そこで、フロー価値が下方修正されても、以前考えられたストック価値で借入した借金を返済するという現状にそぐわない事態が起こることになる。特に、ストック価値を最大限に評価し、将来時点における上昇を想定した上で、借入を行った際には、その悲劇はより一層大きなものとなる。ドックランズにおける商業不動産開発も需給による影響が極めて大きく、その激しいオフィス需要の落込みから、ストック価値とフロー価値の乖離を大きくしている。

こうしたことは、わが国のバブル崩壊後の状況と酷似しているが、やはり、ストック及びフロー価値の下方下落も予測に入れた資金提供者による厳しい査定とその監督組織の設置・強化が必要であろう。また、関係する複数事業主体による一時的救済基金の設立も考えらるべきである。基金による商業不動産の一時的買取り及び新たな事業主体の選択を行うのである。新たな売却先（事業主体）を得るために、物件自身の再整備は勿論、空き地部分の再整備、周辺の社会資本整備などを行い、対象とする商業不動産の二重の価値を上げていく必要があります。その上で売却し、新たな事業主体による商業不動産の運用を用意ならしめるのである。仮に、单一事業主体の選択が困難

図1 都心からの距離と異なる住宅の価値



集合住宅は、それが都心にある限り、一戸ずつの価値評価の合計では優位性を持つと言える。したがって、図のOK以内で高層住宅を、それ以遠では低層戸建て住宅を中心の土地利用が適当ということがわかる。都心部では高層建築の谷間に低層住宅が取り残されている姿を見掛けるが、ここまで議論からすれば、高層と低層の混在のないという意味での街並の均一化が望ましい。しかし、現実には土地の集積とその一元的使用が困難で、地上げや強権的開発の誘惑を受けやすい。また、細分化された土地が多くな事業主体へと渡り、とても外縁翻って、わが国ではどうか。

な場合には、当該商業不動産の証券化による市場への売却を検討しても良いのではないだろうか。

四 開発の社会的コスト

市内中心部に位置し交通網などの社会資本整備の必要性が少ないとによる開発の成功例は、例えばダブリン・テンブルバーディ区に見ることができるが⁽⁵⁾、ドックランズは社会資本整備、特に交通網整備が開発の足枷となり、社会的コストの面では対照的である。わが国では都心郊外、それも郊外幹線道路沿いで開発が各地で盛んだが、社会的コストの面では考えることが多いように思われる。

都市開発に伴う社会的コストとは、上下水道・電気・ガス・道路・交通網・公共施設などの建設ばかりではなく、災害対策・警察消防・ゴミ収集などといったものまで含んでいる。そこで、先の幹線道路沿い郊外型店舗などは、価格破壊の扱い手として広く消費者に受け入れられる一方で、その無秩序な拡散は社会的コスト増大の可能性能を孕んでいると言える⁽⁶⁾。当該地方自治体の財政負担の増加が必至である。つまり、開発によって生じた便益は広く一般消費者へもたらされる反面、増大する社会的コストを地域住民が負担するという点で、受益者負担の原則に反すると言える。

そして、地主が手持ちの土地を個々の事業主体へ売却、若しくは

地主自らの転用で、無秩序な郊外型店の拡散が発生するのであれば、その防止のため個々の土地取引及び土地利用にまで規制を加えねばならないということになる。先の高層住宅地区と低層住宅地区的線引きを含めて土地利用に関しては、一定の枠組み作りが必要だと考

えているが、自由な経済活動を標榜する社会では、実現には多大の困難を伴うであろう。しかし、土地の持つ供給量の限定性と、わが国の諸般の状況を顧みれば、都市開発の土地利用に関しては一定のルールが求められていることは間違いないであろう。

終わりに

スウェーデンの金融危機と経済政策運営

一 はじめに

世界経済のグローバル化と金融自由化のなかで、スウェーデン経済は、一九八〇年代後半にバブル経済の生成を経験した。そして九〇年代始めにはバブルの崩壊、金融危機、変動相場制への移行がほぼ同時期に生じたことから、記録的な高失業と財政赤字の急増に苦しめられ、一九三〇年代以来といわれる不況に直面した。

本報告の目的は、世界的な金融自由化・国際化のなかで、なぜス

ウェーデンが変動相場制への移行を迫られ、バブル経済の生成と崩壊、金融危機にいたり、さらにこの金融危機をどのように解決したかについて考察することにある。そしてこの分析を通じて、わが国の不良債権処理の一指針とした。

二 金融の自由化とその影響

スウェーデンにおいても一九八〇年代に金融の自由化は進展したが、主要なものとしては、銀行および証券会社からの融資枠の上限撤廃（一九八五年）、銀行預金金利の上限撤廃（一九七八年）、銀行貸出金利の上限撤廃（一九八五年）、資本管理の撤廃（一九八九年）があげられる。このような一連の金融自由化措置の影響は、バブル

（付記）
報告に際し、鈴木多加史教授（関西学院大学）から大変貴重なコメントを頂いた。また、五井一雄教授（中央大学）からは今後の研究の展開について御教示頂いた。厚く謝意を表したい。

- (1) 菅原義信『東京の美学』岩波書店、一九九四年、五二一五四頁。
(2) 宮崎昭威『ロンドンの旅』太陽出版、一九九四年、五八頁。
(3) 加藤巖「都市の開発とその事業主体に関する考察」、『中九州短期大学』一〇周年記念論文集、一九九五年所収、五二一五三頁。

- (4) Jack Harvey, *Urban Land Economics: Third Edition*, Macmillan, 1992, pp. 209-212.
(5) Recite Office Dablin, *Recite Bulletin*, No. 11, 1995, p. 1.
(6) 尾野正三「土地政策」、『AERA』No. 30, 神戸新聞、一九九六年所収、六一頁。

III 金融危機の発生メカニズム

金融危機の基本的背景は信用の異常な拡大と収縮が株価や不動産などの資産価格を大きく変動させ、不良債権につながったことであるが、これはわが国にも共通した現象である。

H. Koskenkylä (1994)によれば、ノルウェーの金融危機の主要因は(1) bad policies, (2) bad banking, (3) bad luck であり、これはスウェーデンにもあてはまるので、順次検討する。

(1) bad policies : クロノ経済政策や金融機関の監督が必要しも十分ではなかったという問題。好況のなか一九八九年まで金融緩和政策がとられたために、金融自由化により銀行信用が拡大し、資産価格が急騰し、やる景気拡大へむびづくバターンとなつた。また一九八五年の金利自由化と八九年の資本管理の撤廃により、内外の資金交流の自由化に伴う海外からの資金流入が金融コントロールを一層困難にさせ、国内の規制緩和効果を增幅する形となつた。

(2) bad banking : 金融機関のモラル・ハザードの増大。六大商業銀行で全銀行の預金総額の九割以上を占める(一九九二年)ほど寡占的な銀行組織において貸出競争が激化するなかで、信用リスクが増大しているにもかかわらず、金利のマージンは低下し、自己資本も不十分であった。

(3) bad luck : 一九九二年九月の歐州通貨危機などの予期せぬ経済環境の変化をさす。このときクローナ防衛のため、貸出レートを一時五〇%に上昇させるほど異常な高金利政策を採用し、一時的には固定相場制を堅持できたものの、同年一一月に変動相場制へと述べる。

政府の「金融システム強化策」提案は一九九二年一二月に国会で承認され、その実施のために九三年五月に銀行支援庁が設立された。これは大蔵省の管轄ではあるが一定の独立性を有し、支援方法に関する重要な決定には政府の承認が必要である。また支援を申請した銀行を調査の上、支援措置を実施する。政府支援制度による国家予算の負担は金融政策により金利が低下したため予想よりも軽微となり、六五〇億クローナ(対GDP比四・一%)であった。

銀行危機が最悪の局面にあつた九二年九月に歐州通貨危機が発生したことから、スウェーデンの金融機関の不安定性を強めることになった。クローナ防衛のための高金利政策により資金調達難に直面する銀行もあつたが、国の関係する銀行および他の金融機関については、国は適時その支払いを保証することを約束した。銀行支援庁が行なった不良債権処理については次の三グループにわけて考察である。

(1) 第一グループ : Nordbanken と Gota Bank の吸収合併(両銀行とも一〇〇%国有化された上で合併された)。一九九五年一月、政府は合併後の Nordbanken の株式を三四・五%売却し、今後も公営化する予定である。Nordbanken と Gota Bank の再編に

移行することになった。一九九一年にクローナをそれまでの国際貨バケット方式からECUへとリンクさせたことが歐州通貨危機の発火を受けたとも考えられる。

(1)と(2)についてはわが国にも共通の現象である。なお、金融危機の発生メカニズムは、次のように要約できる。金融自由化による銀行資本の上限撤廃や金利自由化、金融緩和政策による実質金利の低下が、株式や不動産といった資産への投機を招き、そして税制改革や九一年から九二年にかけてのクローナ防衛のための高金利政策、反インフレ政策から実体経済の崩壊へと向かった。不動産価格や株価の暴落は銀行の不良債権を増加させ、信用損失を招き、自己資本比率の不十分さが信用危機、さらなる実体経済の崩壊へと結びついたのである。名目金利が長期的に高水準に維持され、インフレの鎮静化による実質金利の上昇が不動産価格の急落、金融危機へと繋がつたのである。また、金融機関の一般的な経営悪化傾向のなかで、国際金融市场(ヨーロ市場)で資金調達していた大手の銀行にも深刻な問題が生じた点に、スウェーデンの金融危機の特徴がある。

IV 金融システム支援策

一九九〇年代始めの景気後退、不動産価格の暴落により、銀行の不良債権が急増し、これに伴う貸倒損失の急増から、九一年には大手銀行まで赤字となつた。一九九一年から九二年にかけてのスウェーデンの不良債権は一、五一六クローナで、これは総貸出額の一七・九%を占め、対GNP比一〇・五%、総資産の一〇・一%を占める。

は相当の資本提供を受けたが、その再編方法は「良い銀行」と「悪い銀行」に分け、不良債権の管理を銀行から分離し、新たに設立した国営の別会社として、Nordbanken の不良債権は Securum、Gota bank の不良債権は Retriva と移管した。不良債権が回収不能である場合には、資産管理会社はその債権を守るために担保物件を援助しなければならない。貸付資産は現在の市価で不動産資産に転換し、そのときの損失は国が補填する。その後資産は売却されるが、できるだけ高額で売るために比較的長期間かけて取り組む必要がある。この方法の利点は、銀行が通常の銀行業務やその効率化に専念できる点にある。欠点は、国家予算への当初の負担が大きくなり、不良債権を購入した不動産資産に転換する際の巨額の損失をカバーしなければならないことである。

(2) 第二グループ : 二行(Swedbank と Föreningsbanken)は、株式を発行して資本ベースを強化し、融資保証契約の状況が予想以上に悪化した場合に国が資本を負担する契約を結んだ。Swedbank は、国による特別融資の供与、保険会社からの融資に対し国が支払を保証する。Föreningsbanken は、経営状態が悪化した場合は国が資本提供する。

(3) 第三グループ : 民間の商業銀行二行(SE-Banken と Svenska Handelsbanken)は、国の援助を必要とする、株式発行で成功した。

以上のように、銀行危機に対する国との積極的対応により包括的銀行支援制度は、特に国際金融市场においてスウェーデンの銀行の安定性を確保し、不安を除去するという本来の目的を達成した。国際

的な資金調達は正常化し、銀行は予想以上に早く資本市場での新たな業務に乗り出した。その代償は、歳出における多額のコストという形で公共部門が支払ったが、コストの大部分は銀行や資産が売却された時点での回収である。しかし、数字を表れないコストとしては、国保の結果、銀行業界の効率が低下し、競争を妨げる等の問題を抱いたんだよ」とおなじみ。

現在スウェーデンでは不良債権問題はほとんど解決され、銀行経営も健全となり、銀行支援庁は一九九六年六月末に解散する。翌年になつた銀行危機を契機に銀行監督局はリスク監視方法を修正し、銀行内部のリスク管理を一段と厳しくした。政策決定者にとっての課題は安易な規制再導入の動きを封じることであり、こうした動きは銀行の効率性や柔軟性の低下に繋がる恐れが強い。スウェーデンでは、金融危機の教訓から、信用評価やリスク管理のプロセスが重要性を増し、銀行も金融監督局も金融機関のリスク公開についての責任と情報についてより明確なルールを定式化した。

いま、銀行支援庁が廃止される時期に、信頼できる消費者保護の供与を主目的とする預金保険機構がEU指令により設立されることがになり、スウェーデンの金融問題はEUとの関連からも論じられる段階に入った。

今後は、福祉国家との関連から、またEU通貨統合との関連から、社会経済システムの安定性についてさらに研究していきたい。

参考文献

- [¹] Johan A. Lybeck (1944), *Facit av Finanskrisen SNS*.
- [²] Ministry of Finance (1994), *Report on Measures Taken in order to Strengthen the Financial System*.
- [³] Bank Support Authority (1995), *Ending the Bank Support*.
- [⁴] Heikki Koskenkla (1994), "The Nordic Banking Crisis", *Bank of Finland Bulletin*, Vol.58, No.8.

- [⁵] B. Drees and C. Pazarbasioglu (1995), "The Nordic Banking Crises : Pitfalls in Financial Liberalization?", *IMF Working Paper 95/61*.
- [⁶] L. Jonung, H. T. Söderström and J. Stymne (1995), "Depression in The North: Boom and Bust in Sweden and Finland, 1985-93", minno.
- [⁷] 加田勝義 (1995), 「米欧諸国の金融機関救済」、『財界観測』、黒木総合研究所。
- [⁸] 益村眞知子 (1995), 「スウェーデンにおける金融の自由化」、『生産経済会東北部第1回研究大会報告書』。

(付記)

本報告に際して、スウェーデンホルム大学のC・H・シーベン教授、M・ペアンショーン教授、実際に不良債権処理に携わった元大蔵大臣、B・ルンドクレン氏が、多くの示唆を頂きました。また、予定討論者の丸尾直美教授(慶應義塾大学)やフロアーの先生方からも貴重なコメントを頂きました。ここに記して感謝申し上げます。

ペルーの構造改革と開発戦略

鳥 飼 行 博
(東海大学)

一九三五年六月までに、鉱業部門一億八〇七〇万ドル、エネルギー部門

一億四七九〇万ドル、運輸部門七五六〇万ドル、製造業部門八七〇万ドル、金融部門六五〇万ドルである。また、一九九一年經濟自由特区法に基いて工業自由区がイロ港とペイタ港に設置された。そこでは一五年間、租税・關稅の免除、総売上げの二〇%以内の国内販売、海外送金の保証、外資勘定の帳簿を認めている。他方、一九九二年新設の一般売上税は単一税率一六%，地方税二%を基本としている。また、一九九二～九五年の臨時特別消費税はガソリン一一八%，灯油九〇%，ビール七五%，タバコ五〇%等である。關稅は従来の一五～一〇八%から一五%または二五%の一段階に引き下げ、平均關稅率は六六%から一七%に低下させた。

これに対して、一九九〇年に新大統領に就任したフジモリは経済再建プログラムを公表した。すなわち、(1)価格自由化、(2)公的部門に対する信用供与禁止を含む流動性の適正管理、(3)金利自由化、(4)単一為替相場制の採用、(5)緊縮財政と単一会計の採用、(6)増税、(7)物価スライド制の見直し、(8)貿易自由化、である。具体的には、一九九一～九二年に独占・自由競争制限禁止法、競争・知的所有権保護の設置、外国人投資促進法等の整備がなされ、国営企業が民営化された。外資等に売却された国営企業は一九九一年一月から一九

九六年農地改革法では零細農家を保護するために農地所有は海岸平地の灌漑地一〇〇ha、山岳地と熱帯低地で灌漑地三〇～五〇haに制限され、限度を超える農地は強制買収の対象となつた。⁽²⁾しかし、一九九一年農業部門投資促進法によって灌漑地三ha以下、未灌漑地六ha以下といふ小農家を除いて經營權を第三者に譲渡できるようになり、所有限度も海岸平地一・二五倍、山岳地一・二～一・〇倍、天然牧草地三・三倍に拡大された。ただし、弱者救済も行われ、農業銀行から一千ドル以下の借入をしていた者

は合計約一億二千万ドルの債務を帳消しにされたが、救済対象は約一八万の自然人と団体で、借入者の八〇%近くにおよぶ。こうして構造改革の実施後、先進工業国、構造調整支援、IMFと世界銀行の債務救済が行われ、債務危機は回避され、インフレ率も一九九四年には一七・五%と落ちつき、GDP成長率も一二・九%と高成長を記録した。投資の対GDP比は一九九〇年の一五・七%から一九九四年の二一・五%に上昇し、対外直接投資受け入れ額は一九八五年～九〇年の累計一億八一〇〇万ドルから一九九四年の二三億二六〇〇万ドルに増加したのである。国営企業の民営化に伴う収益も一九九四年に二六億六〇〇万ドルとなつた。財政赤字の対GDP比は一九八九年の五・八%から一九九一年以降は二%未満に縮小した。つまり、構造改革によって、債務救済、内外の民間投資の増加、財政の健全化が進み、経済は再建されたのである。

二 構造改革の問題点

ペルー経済の残された課題としては、第一に貧困の問題がある。国民一人当たりのGDPは一九八一～九〇年二八・九%減少、一九九〇～九四年九・六%増加であるから、依然として旧水準におよばない。そして、また、都市部の近代的フォーマル部門の比率は一九九〇年の四八・二%から一九九四年の四二・九%へ、家事使用人（家政婦など）は五・一%から四・六%へ低下し、かわって日雇い建設労働者や露店商など都市インフォーマル部門が四六・七%から五一・五%へ上昇した⁽⁴⁾。

ペルーは首都近郊のリマ（リマ県と特別郡）、沿岸県（西部沿海

七県）、山岳県（一一県）、熱帯県（東部内陸五県）に区分できる。一九八九年の一人当たりGDPを一〇〇とする、県民一人当たり生産額はリマ一三三、沿岸県八六・四一二、熱帯県五七・一九六、山岳県二八・一二三である⁽⁵⁾。地域別に労働力の質を比較すると、一五歳以上に対する六〇・一四歳の児童就労者の比率はリマ一・〇%に比較して山岳県では三・七%と高く、非識字就労者比率はリマ二・二%に対しても山岳県は一三・四%と高い。この格差には山岳地域農村が農牧業に依存せざるをえないにもかかわらず、農牧業が不振であるという状況が関連している。すなわち、山岳県には一九八五年の全国の農牧業経済活動人口の六〇・九%、農牧業生産額の四四・七%が集中し、山岳県の経済活動人口構成比も農牧業五七・五%、製造業六・九%、建設業二・八%、鉱業二・七%と農牧業以外さしたる産業がない。しかし、部門別GDPは一九八九年を一〇〇として、一九九四年の指数は建設一六四・〇、漁業一五三・六、製造業一二三・三、商業その他一一五・二、鉱業一〇九・四と伸長した反面、政府支出（八四・九）と並んんで農牧業は一〇四・二と低い⁽⁶⁾。

三 山岳地域農村の特徴

著者が実態調査を行なったアンカンシニ県ニンガイ郡ニンガイ区の農村（S村四七戸、Y村二二戸）の事例に則して山岳地域農村の特徴を示してみよう⁽⁷⁾。第一に、保有する農地面積が狭く、家畜飼育数が少ない。調査地ではトウモロコシとジャガイモの畑作に依存した農家がS村四二世帯（八七・五%）、Y村二二世帯（一〇〇%）

である。そこで、農地を二・五ha以上保有するか、役畜である親牛を五頭以上飼育する世帯、あるいは農産物を運搬するトラックを保有する農家を「上層農家」、農地を一・〇ha以上二・五ha未満保有するか、牛を一～四頭飼育するような農家を「中層農家」、一・〇ha未満の農地か土地なしの農業労働者世帯を「下層農家」と定義する。すると、S村では上層農家一〇世帯（全世帯の二〇・八%）、中層農家一三世帯（二七・一%）、下層農家一九世帯（三九・六%）で、Y村では上層農家四世帯（一八・一%）、中層農家八世帯（三六・四%）、下層農家九世帯（四〇・九%）である。

第二に、農地の分散である。村内のみ農地を保有している農家は二一世帯（農家の五〇・〇%）で、そのうち村内に一ヶ所しか農地を保有しない農家は三世帯（農家の三一・〇%）で、平均保有面積も〇・二七haにすぎないが、村内に複数の農地を保有する農家は一九世帯（農家の四五・三%）で平均〇・九〇haを保有している。他方、村内外に農地を保有する農家は二一世帯（五〇・〇%）、平均一・九七haを保有している。そして、S村農家の保有農地五三・二haの五六・二%は徒步で三〇分～一時間半の村外に分布している。Y村にあっても同様の傾向で農家の保有農地一三・一haの三五・八%が村外に分布している。こうした農地保有の分散は、單一作物、單一家畜の大規模生産には向いていない。つまり、農地取得の制限が緩和されても、山岳地域農村は零細農地が分散、交錯しているために、民間企業の投資が行なわれるとは考えられない。

第三に、在村の農産物仲買人が都市へ食糧を供給していることがある。農産物仲買人は農家の兼業であるが、S村七世帯、Y村一世

帶で、トウモロコシを中心的に、村内や近隣の村はもちろん遠方の町へも買付けに赴く。特に五世帯の仲買人は買い付けたトウモロコシを加工・選別して、リマなど都市の公設市場にトラックで運搬し卸売商に売却する。つまり、農産物仲買人は加工・流通において重要な役割を果し、十分な技術、経営ノウハウをもつていている。一九九三年センサスによると、一九八八～九三年間に他県へ移住した五歳以上の者一六一万七五〇〇人の純転入率はリマ二一・七%、沿岸県四・四%、熱帯県一・四%で、純転出比率は山岳県二七・五%であるから、山岳県からリマへの国内人口移動が生じている。したがって、構造改革によつて都市の雇用吸収が進み、この出稼ぎ収入によって間接的に農村開発が促進される可能性が残っている。実際、S村からの一四歳以上の転出者をみると居住男性の三四・一%、女性の四一・九%に相当し、リマへの転出は転出者の六九・五%に達している。ここで、S村の男性転出者二八名の就業先をみると、近代的フォーマル部門は会社員など七名、都市インフォーマル部門は建設労働者など六名、その他は農業二名、専門学校学生二名、生業主婦二名、不明一一名である。また、女性転出者三〇名の場合、近代的フォーマル部門は看護婦など三名、都市インフォーマル部門は家庭政婦など一〇名、その他は失業一名、専業主婦九名、専門学校学生二名、不明五名である。Y村でも男性は都市インフォーマル部門三名、小作農二名、専門学校学生二名、軍人（兵役）一名、不明五名である。女性転出者は、都市インフォーマル部門三名、専門学校学生二名、専業主婦六名、不明八名である。したがって、男性転出就業構成比をみると、近代的フォーマル部門一七・一%、農業九・八

%、都市インフォーマル部門111・0%で、女性では、近代的フオーマル部門六・三%，都市インフォーマル部門二七・一%である。

その他、故郷の親族にとても転出後の就業先が不明な者は、男性三九・〇%，女性二七・一%におよんでいるが、このことは、故郷

に音信も仕送りもできないような状態にあることを反映している。

つまり、山岳地域農村からの転出者の就業先は、労働力の質が低く、たがって、故郷への仕送りは極めて僅かで、出稼ぎ収入に依存した農村開発は不可能である。

四 個人経営体の支援と村落開発金融

農地取得の規制緩和は地理的条件、農地保有状態から、山岳地域農村に効果はなく、農業金融も沿岸県や熱帯県の灌漑整備を目的としている。山岳地域農村は構造改革から取り残され資本不足が続いている。そこで、開発戦略としては、農業資本財、農業投入財の险路を打破して農牧業生産を増加させること、牧畜、農産物の流通などの畑作以外の産業を振興するために配合飼料、運搬用自動車、農産物買付け資金、加工道具などを普及させることが求められる。つまり、個人経営体が自己的の自助努力を村落開発金融によって支援する戦略が有効であると考えられる。そして、モラル・ハザードを引き起こさず、また、担保設定のために借入を上層農家に限らないようにするためには、資本財は返済終了時点で所有権を移転するリースとし、農業投入財は融資を受けた農家が農畜産物売却代金の一部を村落金融機関に積み立て確保する方式を採用すべき

やあらう。やいだ、国営企業の民営化収益、先進工業国の中金をもとにしたツーステップローンを利用して、貯蓄と投資の両面に配慮した村落開発金融を充実せらるい」とが山岳地域農村の開発戦略としてふれわいと考えられる(∞)。

(1) 鐵湖改革が CONFIEP (々々 - 民間企業連盟), *Perú: País de Oportunidades Crítica del Inversionista*, 1993, コラ、週刊井成雄『現代ペルーとハシヤギ政権』トシト、経済研究所、一九九五年。

(2) 経済統計は主に BCIP, *Memoria 1994*, 1995, リマ参照。

(3) 一九六九年農地改革法(ヒトハ・トマロカ法)による農地改革『現代ペルーとハシヤギ政権』トシト、経済研究所、一九九五年。

(4) ハンフォーマル部門は Martinez, Daniel, "Empleo Ingresos Laborales Durante el Periodo 1990-1994", *Socialismo y Participación*, no. 70, Junes 1995, pp. 61-68参照。

(5) 県別生産は、INEI (国家統計機関), *Perú: Producto Bruto Interno Regional 1970-1980*, 1990, pp. 716-717参照。

(6) 脳洞開拓地は、INE (国家統計機関), *Evolución de la Economía Peruana*, 1989, pp. 80-84, 115-116, 127, 129参照。

(7) 一九九四年七月八月の村の農家たぐう家は、一六日間單身漁莊、スパイク語による「村全世帯への聞き取り調査を行ないた。

(8) 論著の村上勇介先生からは、リスク、担保力の欠如のために高金利に直面している農家、都市インフォーマル部門にとって、市場金利での融資でも資金支援となるとの指摘を受けた。

直接投資決定因に関する計量分析

——台湾系多国籍企業のケース——

I はじめに

直接投資決定因についての研究は、企業・産業レベルのマクロ経済的な側面に焦点をあてるものと比較優位とFDIの関係に焦点を当てるマクロ経済的アプローチに大別できる。従来の研究は、これらの理論を先進国企業の海外直接投資において考察するのがほとんどであり、一九八〇年代後半以降顯著であるNIES企業のFDIについての分析は不十分であったといわれるをえない。それではNIESの直接投資決定因はいかに説明できるのであらうか。本稿では、従来取り上げられる機会の少なかったNIES最大の直接投資国、台灣のFDIに焦点を当て、その決定因を実証モデルを用いて考察した。

II 理論的考察

一般に直接投資論あるいは多国籍企業論では、海外直接投資はある種の無形資産に基づく何らかの所有特殊的優位の保持が前提となつてゐる。そうでなければ、企業は現地での競争に勝てないだけでなく、政治経済的・社会的環境の異なる海外市场への参入は不可

能であると考えられてゐるからである(Hymer [1960], Caves [1971, 1982])。この点に関して、小島[1985]は日本の直接投資は、賃金上昇などのマクロ経済環境の変化により国内で比較優位を失った産業が無形資産の活用よりも国際競争力維持のために低コスト労働を狙って途上国へ投資すると考えており、前者の伝統的な直接投資理論との相違をみせていく。前者においては、直接投資は無形資産から得られる何らかの所有特殊的優位を有する主に寡占産業を中心に行なわれるるのである。一方、Lee [1984]は日本企業も何らかの産業特殊的な無形資産を有しているはずであり、小島のマクロ経済的アプローチと Hymer-Caves の産業組織論的アプローチとは両立可能との見解を示している。これは、台灣の直接投資に重要な示唆を与える。すなわち、台灣の対外直接投資はそのマクロ経済環境要因と同時に台灣産業自身の要因を考慮することが重要であり、両者の関係は前者が対外直接投資の十分条件、後者が必要条件とみなせるのである。以下では、これらの問題を検証する。

III 説明変数の選択

(1) マクロ経済要因

じこでは、モデルにおいて検討される独立変数を説明し、従属変数とのような関係が期待されるかを考える。まず、台湾の対外直接投資に影響を及ぼしたと思われるマクロ環境要因変数として、台湾通貨の対ドルレート [EXCH]、ニコット・レバー・コペル [U/LC] 及び賃金の上昇 [WAGE₋₁]、不動産の高騰 [RENT] 等を取り上げたい。分析方法については、一九七八～九四年の時系列データを対数線形の形で単純最小二乗法 (OLS) と併せて一般化最小二乗法 (GLS) を用いて推定した。

(2) マクロ経済要因

前述のように、多国籍企業論では直接投資の必要条件として無形資産に基づく何らかの所有特殊的優位の保持を仮定している。台湾のケースではどうであろうか。ここでは、一九八七～九一年、九二～九三年の製造業一二部門の時系列・クロスセクションのデータを用いてこれらの問題を検討した。説明変数に輸出入依存度、研究開発関連、売上高成長率、要素コスト変化等を用いる。輸出依存度は、Chen [1992]によれば輸出志向工業化戦略での輸出経験に基づく所有特殊的な无形資産蓄積の代理指標となる。研究開発は多国籍企業論で技術優位を表す指標として重要な地位を占めており、米企業において研究開発と対外FDIとの正の関係が実証されている (Pearce [1989])。売上高成長率では、海外直接投資の企業成長的側面を考察する。Penrose [1956]は直接投資を新規市場への経営資源の「拡張」と捉えたが、これは国内売上を伸ばしている成長産業が異なる展開を目指して海外進出するケースとして考えることが可能である。分析方法は、誤差項の分散不均一性、自己相關

を考慮して、一般化最小二乗法 (GLS) を対数線形の形で適用した。

四 分析結果

(1) マクロ経済要因

表1は一九八七～九四年の時系列データを用いて得られたマクロ経済環境のFDI決定因に関する分析結果である。従属変数には認可ベースデータと国際収支表からの実行ベースデータを採用しマクロ変数のそれぞれに及ぼす影響の違いを検討した。また、それぞれの回帰式では要素コスト変化を表す [ULC] と [WAGE₋₁] を代替的に用いている。

結果を総括すると、次のようにまとめられる。

(1) EXCH はすべての分析結果に共通して統計的に有意であった。(2) RENT は、アジア向けFDIの一〇%水準、国際収支統計の一〇%水準での有意を除き有意な変数ではなかった。(3) ULC は北米向けFDIが一〇%水準以外は、すべて一〇%水準で統計的に有意であった。(4) WAGE₋₁ は北米向けFDIを除いて統計的に有意であり、アジア向けFDIはより敏感にマクロ経済の変化に影響される労働集約的産業を中心としたものであることを反映している。それは ULC, WAGE₋₁ がアジア向けFDIで一〇%水準で有意であったのに対し北米向けFDIでは ULC の一〇%水準以外はいずれの変数も有意でなかったことにも表れている。

前記の通り、GLSによる結果

(2) マクロ経済要因

表2は製造業一二部門の時系列データとクロスセクションデータをブールした対数線形形式を一般化最小二乗法 (GLS) を用いて推定した結果である。従属変数は製造業種別直接投資フローを用いている。主な結果は次のように総括することができる。

説明変数	定数	In EXCH	In RENT	In ULC	In WAGE ₋₁	F値	R ²	D.W.
(1) 全産業 FDI	13.366 (1.511)	-5.667 (-3.891)***	0.301 (1.115)	3.987 (4.549)***	72.915***	0.931	1.746	
	10.914 (1.145)	-3.543 (-1.867)**	0.116 (0.469)	2.137 (4.461)***	71.11 ***	0.929	1.844	
(2) 製造業 FDI	6.315 (0.666)	-4.141 (-2.458)**	0.355 (1.138)	4.145 (4.087)***	43.899***	0.889	1.892	
	7.080 (0.597)	-2.465 (-1.045)	0.119 (0.386)	2.073 (3.480)***	36.432***	0.869	1.869	
(3) アジア向け FDI	3.697 (0.431)	-4.544 (-3.220)***	0.858 (-3.280)***	4.827 (5.682)***	85.699***	0.941	2.256	
	-2.124 (-0.897)	-1.375 (-0.897)	0.684 (3.411)***	2.754 (7.113)***	122.06 ***	0.954	2.551	
(4) 北米向け FDI	22.757 (1.290)	-6.932 (-2.387)**	-0.332 (-0.616)	2.848 (1.623)*	16.311***	0.742	2.467	
	26.112 (1.345)	-6.381 (-1.076)	-0.514 (-1.076)	1.256 (1.288)	14.999***	0.724	2.432	
(5) 国際収支 FDI	11.555 (0.891)	-6.115 (-2.863)***	0.202 (0.510)	4.979 (3.874)***	45.959***	0.894	1.077	
	19.736 (1.180)	-5.590 (-1.678)*	-0.205 (-0.471)	2.075 (2.467)**	29.945***	0.844	0.948	
GLSによる結果	1.018 (0.071)	-4.486 (-1.768)*	0.638 (1.407)*	5.914 (4.103)***	307.71 ***	0.986	1.607	
	3.123 (0.181)	-2.624 (-0.745)	0.468 (0.934)	2.907 (3.174)***	179.399***	0.997	1.330	

(注) 1. () 内は t 値。^{*}は 10% 水準。^{**}は 5% 水準。^{***}は 1% 水準でそれぞれ有意。

2. R は自由度調整済み決定係数。

3. サンプル期間は 1978-94 年。自由度は 13。

表2 一覧

FDI: 商可ペースの全産業累計の直接投資、製造業の直接投資、アジア向け直接投資、米国向け直接投資、国際収支ペースの直接投資。

EXCH: 年平均為替レート。

RENT: 商業不動産賃貸料指数。

ULC: ニコット・レバー・コスト指数。

WAGE₋₁: 製造業名目賃金の前期比。

官城 [1996b] では一九七二年から九四年までのデータを用いているため過去の輸出経験が分析に織り込まれているのに対し、ここで用いたデータが一九八七年以降のデータであることが関係しているものと思われる。台湾の対外直接投資は一九六〇年代以降の輸出志向工業化によって蓄積された経験あるいは無形資産が影響しているといわれている (官城 [1995], Hoesel [1996])。よって、分析に八七年以前のデータを含める必要があらう。(2) 研究開発関連 [R&D/SALE], [R&D2/EMPL] はいずれも (3) 式の [R&D1/SALE] の五%水準を除き、一〇%水準で統計的に有意で符号条件も満たしている。よって、台湾製造業の直接投資は、何らかの技術的な優位の下に行なわれていることになる。これは、Chen-Wang [1994] における台湾企業の優位についてのアンケートで、技術面での優位が第二位となっていることとも符号している。(3)要素コスト変化に関しては [WAGE₋₁] が(3)式や一〇%水準で有意、[ULC] が(3)式、(4)式で五%水準で統計的に有意な変数となつており、製造業における質